

福岡地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号~同第●●号 法人税等更正処分等取消請求事件
国側当事者・国(福岡税務署長)
平成21年12月22日棄却・控訴

判 決

甲事件原告	株式会社A (以下「原告A」という。)
同代表者代表取締役	甲
乙事件原告	株式会社B (以下「原告B」という。)
同代表者代表取締役	乙
丙事件原告	株式会社C (以下「原告C」という。)
同代表者代表取締役	丙
丁事件原告	株式会社D (以下「原告D」という。)
同代表者代表取締役	丙
上記原告ら訴訟代理人弁護士	丸山 隆寛 桃原 健二 八重尾 龍
被告	国
同代表者法務大臣	千葉 景子
処分行政庁	福岡税務署長
同指定代理人	早崎 裕子
同	坪田 圭介
同	伊藤 彰
同	松本 秀一
同	岩元 互
同	酒井 敏明
同	大里 正幸
同	河野 玲子
同	右近 秀二

主 文

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求の趣旨

1 甲事件

- (1) 原告Aの平成14年4月1日から平成15年3月31日までの事業年度分の法人税につき、福岡税務署長が平成18年5月30日付をもって行った更正処分のうち、所得金額7087万2855円、納付すべき法人税額2235万8600円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定処分はこれを取り消す。
- (2) 原告Aの平成15年4月1日から平成16年3月31日までの事業年度分の法人税につき、福岡税務署長が平成18年5月30日付をもって行った更正処分のうち、所得金額5044万5362円、納付すべき法人税額1449万3400円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定処分はこれを取り消す。
- (3) 原告Aの平成16年4月1日から平成17年3月31日までの事業年度分の法人税につき、福岡税務署長が平成18年5月30日付をもって行った更正処分のうち、所得金額1億1992万9542円、納付すべき法人税額3533万8600円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定処分はこれを取り消す。
- (4) 原告Aの平成14年4月1日から平成15年3月31日までの課税期間に係る消費税及び地方消費税につき、福岡税務署長が平成18年5月30日付をもって行った更正処分のうち納付すべき消費税額マイナス199万0492円及び納付すべき地方消費税額マイナス49万7623円を超える部分並びに過少申告加算税賦課決定処分はこれを取り消す。
- (5) 原告Aの平成15年4月1日から平成16年3月31日までの課税期間に係る消費税及び地方消費税につき、福岡税務署長が平成18年5月30日付をもって行った更正処分のうち納付すべき消費税額670万2000円及び納付すべき地方消費税額167万5500円を超える部分並びに過少申告加算税賦課決定処分はこれを取り消す。
- (6) 原告Aの平成16年4月1日から平成17年3月31日までの課税期間に係る消費税及び地方消費税につき、福岡税務署長が平成18年5月30日付をもって行った更正処分のうち納付すべき消費税額688万3600円及び納付すべき地方消費税額172万0900円を超える部分はこれを取り消す。

2 乙事件

- (1) 原告Bの平成14年10月1日から平成15年9月30日までの事業年度分の法人税につき、福岡税務署長が平成18年7月4日付をもって行った更正処分のうち、所得金額1億0770万8916円、納付すべき法人税額3467万9700円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定処分はこれを取り消す。
- (2) 原告Bの平成15年10月1日から平成16年9月30日までの事業年度分の法人税につき、福岡税務署長が平成18年7月4日付をもって行った更正処分のうち、所得金額2億2084万4820円、納付すべき法人税額6561万3000円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定処分はこれを取り消す。
- (3) 原告Bの平成16年10月1日から平成17年9月30日までの事業年度分の法人税につき、福岡税務署長が平成18年7月4日付をもって行った更正処分のうち、所得金額1億4897万3284円、納付すべき法人税額4405万1200円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定処分はこれを取り消す。
- (4) 原告Bの平成14年10月1日から平成15年9月30日までの課税期間に係る消費税及

び地方消費税につき、福岡税務署長が平成18年7月4日付をもって行った更正処分のうち納付すべき消費税額マイナス147万2540円及び納付すべき地方消費税額マイナス36万1351円を超える部分並びに過少申告加算税賦課決定処分はこれを取り消す。

(5) 原告Bの平成15年10月1日から平成16年9月30日までの課税期間に係る消費税及び地方消費税につき、福岡税務署長が平成18年7月4日付をもって行った更正処分のうち納付すべき消費税額1470万8800円及び納付すべき地方消費税額367万7200円を超える部分並びに過少申告加算税賦課決定処分はこれを取り消す。

(6) 原告Bの平成16年10月1日から平成17年9月30日までの課税期間に係る消費税及び地方消費税につき、福岡税務署長が平成18年7月4日付をもって行った更正処分のうち納付すべき消費税額1512万8300円及び納付すべき地方消費税額378万2000円を超える部分並びに過少申告加算税賦課決定処分はこれを取り消す。

3 丙事件

(1) 原告Cの平成14年4月1日から平成15年3月31日までの事業年度分の法人税につき、福岡税務署長が平成18年5月30日付をもって行った更正処分のうち、所得金額870万7150円、納付すべき法人税額193万5000円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定処分はこれを取り消す。

(2) 原告Cの平成15年4月1日から平成16年3月31日までの事業年度分の法人税につき、福岡税務署長が平成18年5月30日付をもって行った更正処分のうち、所得金額1億4045万7920円、納付すべき法人税額4149万6200円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定処分はこれを取り消す。

(3) 原告Cの平成16年4月1日から平成17年3月31日までの事業年度分の法人税につき、福岡税務署長が平成18年5月30日付をもって行った更正処分のうち、所得金額4億5741万7179円、納付すべき法人税額1億3658万5000円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定処分はこれを取り消す。

(4) 原告Cの平成14年4月1日から平成15年3月31日までの課税期間に係る消費税及び地方消費税につき、福岡税務署長が平成18年5月30日付をもって行った更正処分のうち納付すべき消費税額824万2400円及び納付すべき地方消費税額206万0600円を超える部分並びに過少申告加算税賦課決定処分はこれを取り消す。

(5) 原告Cの平成15年4月1日から平成16年3月31日までの課税期間に係る消費税及び地方消費税につき、福岡税務署長が平成18年5月30日付をもって行った更正処分のうち納付すべき消費税額1808万8800円及び納付すべき地方消費税額452万2200円を超える部分並びに過少申告加算税賦課決定処分はこれを取り消す。

(6) 原告Cの平成16年4月1日から平成17年3月31日までの課税期間に係る消費税及び地方消費税につき、福岡税務署長が平成18年5月30日付をもって行った更正処分のうち納付すべき消費税額1124万3900円及び納付すべき地方消費税額281万0900円を超える部分並びに過少申告加算税賦課決定処分はこれを取り消す。

4 丁事件

(1) 原告Dの平成14年10月1日から平成15年9月30日までの事業年度分の法人税につき、福岡税務署長が平成18年7月4日付をもって行った更正処分（ただし、平成18年11月29日付け異議決定による一部取消し後のもの）のうち、所得金額2135万7773円、

納付すべき法人税額 567 万 8300 円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定処分はこれを取り消す。

- (2) 原告Dの平成15年10月1日から平成16年9月30日までの事業年度分の法人税につき、福岡税務署長が平成18年7月4日付をもって行った更正処分のうち、所得金額1億7147万4174円、納付すべき法人税額5671万5100円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定処分はこれを取り消す。
- (3) 原告Dの平成16年10月1日から平成17年9月30日までの事業年度分の法人税につき、福岡税務署長が平成18年7月4日付をもって行った更正処分のうち、所得金額3383万2008円、納付すべき法人税額1020万6100円を超える部分並びに過少申告加算税及び重加算税の賦課決定処分はこれを取り消す。
- (4) 福岡税務署長が原告Dに対して平成18年7月5日付で行った原告Dの平成16年10月1日から平成17年9月30日までの事業年度以降の法人税の青色申告承認取消処分はこれを取り消す。
- (5) 原告Dの平成14年10月1日から平成15年9月30日までの課税期間に係る消費税及び地方消費税につき、福岡税務署長が平成18年7月4日付をもって行った更正処分のうち納付すべき消費税額1342万8500円及び納付すべき地方消費税額357万7100円を超える部分並びに過少申告加算税賦課決定処分はこれを取り消す。
- (6) 原告Dの平成15年10月1日から平成16年9月30日までの課税期間に係る消費税及び地方消費税につき、福岡税務署長が平成18年7月4日付をもって行った更正処分のうち納付すべき消費税額461万0800円及び納付すべき地方消費税額115万2700円を超える部分並びに過少申告加算税賦課決定処分はこれを取り消す。

第2 事案の概要

本件は、原告らが、①その区分所有する賃貸用マンション（別表1記載の21棟のマンション。以下、総称して「本件各マンション」という。）の各管理組合（以下「本件各管理組合」という。）に対して支出した管理費（以下「本件管理費」という。）及び修繕積立金（以下「本件修繕積立金」という。なお、管理費と修繕積立金とを併せて、以下「管理費等」という。）、更に原告Dについては所有するマンションの譲渡に係る固定資産売却損を、それぞれ損金の額に算入して法人税の確定申告をし、また、②本件管理費等を課税仕入れとするなどして消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の確定申告をしたところ、福岡税務署長が、法人税については、本件管理費等のうち業務費用等及び修繕費用等に使用されていない剰余金並びに上記固定資産売却損は損金の額に算入されないとして、また、消費税等については、本件管理費等は其の全額が課税仕入れに該当しないなどとして、更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分、更に原告Dについては重加算税の賦課決定処分をしたのに対し、原告らが、上記各処分はいずれも違法であると主張してその全部の取消しを求め、さらに、③福岡税務署長が、原告Dに対し、同原告が上記マンションの譲渡時期について仮装することにより、課税期間において上記固定資産売却損が生じたかのように仮装し、これを損金の額に算入して確定申告したことを理由に、青色申告承認取消処分を行ったことについて、同原告が、同取消処分の違法を主張してその取消しを求めた事案である。

1 法令の定め等（認定根拠を示していないものは、争いがなく、当裁判所に顕著である。）

(1) 法人税法における損金の意義等

法人税法における損金の意義について、同法22条3項は、「内国法人の各事業年度の所得

の金額の計算上当該事業年度の損金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、次に掲げる額とする。」と規定し、同項2号は、「前号に掲げるもののほか、当該事業年度の販売費、一般管理費その他の費用（償却費以外の費用で当該事業年度終了の日までに債務の確定しないものを除く。）の額」と規定している。

同号括弧書き部分に関する、償却費以外の費用で当該事業年度の終了の日までに債務が確定しているものの解釈については、法人税基本通達2-2-12において具体的な判断基準が示されており、原則として次の3つの要件のすべてに該当するものがこれに該当するとされている。

- ① 当該事業年度の終了の日までに当該費用に係る債務が成立していること
- ② 当該事業年度の終了の日までに当該債務に基づいて具体的な給付をすべき原因となる事実が発生していること
- ③ 当該事業年度の終了の日までにその金額を合理的に算定することができるものであること

(2) 消費税法の課税仕入れの意義等

ア 課税仕入れの意義

課税仕入れとは、事業者が、国内において、事業として他の者から資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合で、当該他の者が事業として当該資産を譲り渡し、若しくは貸し付け、又は当該役務の提供をしたとした場合に課税資産の譲渡等に該当することになるものをいう（消費税法2条1項12号）。

イ 仕入税額控除

(ア) 仕入税額控除の意義

消費税の税額は、課税資産の譲渡等（消費税法2条1項9号）の対価の額を課税標準として、それに消費税率を適用することにより算出されるが、この消費税額については、税額の累積を排除するため、事業者が負担した課税仕入れに係る消費税額の控除が認められている。この課税仕入れに係る消費税額の控除のことを「仕入税額控除」という（消費税法28条1項、29条及び30条1項）。

(イ) 仕入税額控除額の計算

課税仕入れに係る消費税額は、当該課税仕入れに係る税相当額を含む支払対価の額に105分の4を乗じた額であるが、当該課税期間中の課税売上割合（消費税法30条6項）により、以下のとおり、その課税仕入れに係る消費税額を控除できる範囲が異なっている（消費税法30条2項）。

a 課税売上割合が95%以上

課税仕入れに係る消費税額の全額が控除対象となる。

b 課税売上割合が95%未満の場合

課税仕入れに係る消費税額のうち、下記の個別対応方式と一括比例配分方式のいずれかの方式により算出された税額が、控除対象となる（消費税法30条2項及び4項）。

(a) 個別対応方式

課税仕入れに係る消費税額のうち、①課税資産の譲渡等のみに要する課税仕入れに係る消費税額と、②課税資産の譲渡等及びその他の資産の譲渡等に共通して要する課税仕入れに係る消費税額に課税売上割合を乗じた額との合計額を仕入税額控除の対

象とする方式である（消費税法30条2項）。

(b) 一括比例配分方式

課税仕入れに係る消費税額の全額に、課税売上割合を乗じた額を仕入税額控除の対象とする方式である（消費税法30条4項）。

(ウ) 控除対象外消費税額等の処理

法人税における消費税等に係る経理処理について、税抜経理方式（消費税等の額と当該消費税等に係る取引の対価の額とを区分して経理する方式）を採用している場合で、課税売上割合が95%未満の場合には、仕入税額控除できない課税仕入れに係る消費税額が生じるが（以下、仕入税額控除の対象とならない消費税等の額を「控除対象外消費税額等」という。法人税法施行令139条の4第5項）、この控除対象外消費税額等のうち、資産に係るもの（資産に係る控除対象外消費税額等）については、「繰延消費税額等」として資産計上した上で、5年以上の期間で償却することとされており（同条3項）、また、経費に係るものについては、その全額を一時の損金の額に算入することが認められている。なお、資産に係る控除対象外消費税額等においても、当該資産が棚卸資産に係るものである場合など一定の要件に該当する場合には、経費に係るものと同様に一時の損金の額とすることが認められている（同条1項及び2項並びに平成元年3月1日付け直法2-1ほか「消費税法等の施行に伴う法人税の取扱いについて」（乙A7、以下「法人税における消費税等の取扱通達」という。）13項参照。）

(エ) 仕入税額控除の要件

仕入税額控除は、事業者が、当該課税仕入れに係る帳簿及び請求書等を保存している場合に限り認められている（消費税法30条7ないし9項）。

ウ 法人税における消費税等の経理処理

法人税の課税所得金額の計算において、法人が行う取引に係る消費税等の経理処理を税抜経理方式により行っている場合には、各課税期間の終了の時点における仮受消費税等の額（売上げに係る消費税等の額）から仮払消費税等の額（仕入れに係る消費税等の額）を控除した金額が納付すべき又は還付を受ける消費税等の額となる。しかし、上記の仮受・仮払消費税等の額の差額と実際に納付すべき又は還付を受ける消費税等の額との間に差異が生じた場合には、法人税の計算において、当該課税期間を含む事業年度の法人税の計算において、益金又は損金の額に算入することになる（法人税における消費税等の取扱通達6項参照、乙A7）。

2 前提事実（証拠掲記のない事実は争いがない。）

(1) 原告A関連

ア 原告Aの概要

原告Aは、内装工事等を業とする会社であり、本件各マンションを別表1のとおり区分所有している。

イ 法人税の確定申告及びその後の経緯

(ア) 確定申告

原告Aは、平成14年4月1日から平成15年3月31日までの事業年度（以下「平成15年3月期」という。）、同年4月1日から平成16年3月31日までの事業年度（以下「平成16年3月期」という。）及び同年4月1日から平成17年3月31日までの事業

年度（以下「平成１７年３月期」といい、平成１５年３月期、平成１６年３月期と併せて「本件各３月期事業年度」という。）の法人税について、別表３－１の「確定申告(A)」の各欄のとおり記載した確定申告書を、それぞれ法定申告期限までに納税地を管轄する福岡税務署長に提出した。

(イ) 更正処分等

- a 福岡税務署長は、平成１８年５月３０日付けで、本件各３月期事業年度について、別表３－１の「更正処分等(B)」の各欄のとおり、更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分（以下、これらを併せて「原告Aに係る法人税の本件各更正処分等」という。）をした。
- b 原告Aに係る法人税の本件各更正処分等の根拠は、別紙「本件各更正処分等の根拠」第１、１項記載のとおりである。

(ウ) 異議申立て

- a 原告Aは、平成１８年７月７日付けで、原告Aに係る法人税の本件各更正処分等を不服として、福岡税務署長に対して異議申立てをした。
- b 福岡税務署長は、平成１８年１０月４日付けで、上記異議申立てをいずれも棄却する旨の異議決定を行った。

ウ 消費税等の確定申告及びその後の経緯

(ア) 確定申告

原告Aは、平成１４年４月１日から平成１５年３月３１日までの課税期間（以下「平成１５年３月課税期間」という。）、同年４月１日から平成１６年３月３１日までの課税期間（以下「平成１６年３月課税期間」という。）及び同年４月１日から平成１７年３月３１日までの課税期間（以下「平成１７年３月課税期間」といい、平成１５年３月課税期間、平成１６年３月課税期間と併せて「本件各３月課税期間」という。）の消費税等について、別表３－２の「確定申告(A)」の各欄のとおり記載した確定申告書を、それぞれ法定申告期限までに納税地を管轄する福岡税務署長に提出した。

(イ) 更正処分等

- a 福岡税務署長は、平成１８年５月３０日付けで、本件各３月課税期間について、別表３－２の「更正処分等(B)」の各欄のとおり、更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分（以下、これらを併せて「原告Aに係る消費税等の本件各更正処分等」という。）をした。
- b 原告Aに係る消費税等の本件各更正処分等の根拠は、別紙「本件各更正処分等の根拠」第２、１項記載のとおりである。

(ウ) 異議申立て

- a 原告Aは、平成１８年７月２４日付けで、原告Aに係る消費税等の本件各更正処分等を不服として、福岡税務署長に対して異議申立てをした。
- b 福岡税務署長は、平成１８年１０月４日付けで、上記異議申立てをいずれも棄却する旨の異議決定をした。

エ 審査請求

- (ア) 原告Aは、原告Aに係る法人税及び消費税等の本件各更正処分等の全部取消しを求めて、平成１８年１０月３０日付けで、国税不服審判所長に対し審査請求をした。

(イ) 国税不服審判所長は、平成19年7月9日付けで、上記審査請求をいずれも棄却する旨の裁決をした。

(2) 原告B関連

ア 原告Bの概要

原告Bは、不動産管理等を業とする会社であり、本件各マンションを別表1のとおり区分所有している。

イ 法人税の確定申告及びその後の経緯

(ア) 確定申告

原告Bは、平成14年10月1日から平成15年9月30日までの事業年度（以下「平成15年9月期」という。）、同年10月1日から平成16年9月30日までの事業年度（以下「平成16年9月期」という。）及び同年10月1日から平成17年9月30日までの事業年度（以下「平成17年9月期」といい、平成15年9月期、平成16年9月期と併せて「本件各9月期事業年度」という。）の法人税について、別表4-1の「確定申告(A)」の各欄のとおり記載した確定申告書を、それぞれ法定申告期限までに納税地を管轄する福岡税務署長に提出した。

(イ) 更正処分等

- a 福岡税務署長は、平成18年7月4日付けで、本件各9月期事業年度について、別表4-1の「更正処分等(B)」の各欄のとおり、更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分（以下、これらを併せて「原告Bに係る法人税の本件各更正処分等」という。）をした。
- b 原告Bに係る法人税の本件各更正処分等の根拠は、別紙「本件各更正処分等の根拠」第1、2項記載のとおりである。

(ウ) 異議申立て

- a 原告Bは、平成18年8月30日付けで、原告Bに係る法人税の本件各更正処分等を不服として、福岡税務署長に対して異議申立てをした。
- b 福岡税務署長は、平成18年11月29日付けで、上記異議申立てをいずれも棄却する旨の異議決定を行った。

ウ 消費税等の確定申告及びその後の経緯

(ア) 確定申告

原告Bは、平成14年10月1日から平成15年9月30日までの課税期間（以下「平成15年9月課税期間」という。）、同年10月1日から平成16年9月30日までの課税期間（以下「平成16年9月課税期間」という。）及び同年10月1日から平成17年9月30日までの課税期間（以下「平成17年9月課税期間」といい、平成15年9月課税期間、平成16年9月課税期間と併せて「本件各9月課税期間」という。）の消費税等について、別表4-2の「確定申告(A)」の各欄のとおり記載した確定申告書を、それぞれ法定申告期限までに納税地を管轄する福岡税務署長に提出した。

(イ) 更正処分等

- a 福岡税務署長は、平成18年7月4日付けで、本件各9月課税期間について、別表4-2の「更正処分等(B)」の各欄のとおり、更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分（以下、これらを併せて「原告Bに係る消費税等の本件各更正処分等」という。）を

した。

- b 原告Bに係る消費税等の本件各更正処分等の根拠は、別紙「本件各更正処分等の根拠」第2、2項記載のとおりである。

(ウ) 異議申立て

- a 原告Bは、平成18年8月30日付けで、原告Bに係る消費税等の本件各更正処分等を不服として、福岡税務署長に対して異議申立てをした（甲ロ16ないし18）。
- b 福岡税務署長は、平成18年11月29日付けで、上記異議申立てをいずれも棄却する旨の異議決定をした（甲ロ19）。

エ 審査請求

- (ア) 原告Bは、原告Bに係る法人税及び消費税等の本件各更正処分等の全部取消しを求めて、平成18年12月18日付けで、国税不服審判所長に対し審査請求をした。
- (イ) 国税不服審判所長は、平成19年7月9日付けで、上記審査請求をいずれも棄却する旨の裁決をした。

(3) 原告C関連

ア 原告Cの概要

原告Cは、不動産賃貸等を業とする会社であり、本件各マンションを別表1のとおり区分所有している。

イ 法人税の確定申告及びその後の経緯

(ア) 確定申告

原告Cは、本件各3月期事業年度の法人税について、別表5-1の「確定申告(A)」の各欄のとおり記載した確定申告書を、それぞれ法定申告期限までに納税地を管轄する福岡税務署長に提出した。

(イ) 更正処分等

- a 福岡税務署長は、平成18年5月30日付けで、本件各3月期事業年度について、別表5-1の「更正処分等(B)」の各欄のとおり、更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分（以下、これらを併せて「原告Cに係る法人税の本件各更正処分等」という。）をした。
- b 原告Cに係る法人税の本件各更正処分等の根拠は、別紙「本件各更正処分等の根拠」第1、3項記載のとおりである。

(ウ) 異議申立て

- a 原告Cは、平成18年7月7日付けで、原告Cに係る法人税の本件各更正処分等を不服として、福岡税務署長に対して異議申立てをした（甲ハ13ないし15）。
- b 福岡税務署長は、平成18年10月4日付けで、上記異議申立てをいずれも棄却する旨の異議決定を行った（甲ハ19）。

ウ 消費税等の確定申告及びその後の経緯

(ア) 確定申告

原告Cは、本件各3月課税期間の消費税等について、別表5-2の「確定申告(A)」の各欄のとおり記載した確定申告書を、それぞれ法定申告期限までに納税地を管轄する福岡税務署長に提出した。

(イ) 更正処分等

- a 福岡税務署長は、平成18年5月30日付けで、本件各3月課税期間について、別表5-2の「更正処分等(B)」の各欄のとおり、更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分（以下、これらを併せて「原告Cに係る消費税等の本件各更正処分等」という。）をした。
 - b 原告Cに係る消費税等の本件各更正処分等の根拠は、別紙「本件各更正処分等の根拠」第2、3項記載のとおりである。
- (ウ) 異議申立て
 - a 原告Cは、平成18年7月24日付けで、原告Cに係る消費税等の本件各更正処分等を不服として、福岡税務署長に対して異議申立てをした。
 - b 福岡税務署長は、平成18年10月4日付けで、上記異議申立てをいずれも棄却する旨の異議決定をした。
- エ 審査請求
 - (ア) 原告Cは、原告Cに係る法人税及び消費税等の本件各更正処分等の全部取消しを求めて、平成18年10月30日付けで、国税不服審判所長に対し審査請求をした。
 - (イ) 国税不服審判所長は、平成19年7月9日付けで、上記審査請求をいずれも棄却する旨の裁決をした。
- (4) 原告D関連
 - ア 原告Dの概要等
 - (ア) 原告Dは、不動産賃貸等を業とする会社であり、本件各マンションを別表1のとおり区分所有している。
 - (イ) 原告Dは、平成17年9月28日に、所有するマンションのうち1棟（E。別表1の番号12）を、株式会社F（以下「F」という。）に売却（以下「本件譲渡」という。）したとして、売却価額5億1800万円（以下「本件売却代金」という。）から仮受消費税等の額1304万2192円を控除した5億0495万7808円（譲渡収入）からEに係る帳簿価格の合計額6億4625万6393円（譲渡原価）を控除したマイナス1億4129万8585円（以下「本件譲渡損」という。）を平成17年9月期の損金の額に算入した（乙ニ1、2）。
 - イ 法人税の確定申告及びその後の経緯
 - (ア) 確定申告

原告Dは、本件各9月期事業年度の法人税について、別表6-1-1の「確定申告(A)」の各欄のとおり記載した確定申告書を、それぞれ法定申告期限までに納税地を管轄する福岡税務署長に提出した。
 - (イ) 更正処分等
 - a 福岡税務署長は、平成18年7月4日付けで、本件各9月期事業年度について、別表6-1-1の「更正処分等(B)」の各欄のとおり、更正処分並びに過少申告加算税及び重加算税の賦課決定処分（以下、これらを併せて「原告Dに係る法人税の本件各更正処分等」という。また、原告A、原告B及び原告Cに係る法人税の本件各更正処分等と併せて、「法人税の本件各更正処分等」と総称する。また、原告Dに対する重加算税の賦課決定処分を、以下「本件重加算税賦課決定処分」という。）をした。
 - b 原告Dに係る法人税の本件各更正処分等の根拠は、別紙「本件各更正処分等の根拠」

第1、4項記載のとおりである。

(ウ) 青色申告承認取消処分

福岡税務署長は、平成18年7月5日付けで、法人税法127条1項3号に規定する帳簿書類に取引の全部又は一部を仮装して記載又は記録し、その他の記録又は記録した事項の全体について、その真実性を疑うに足りる相当の理由があることに該当するとして、平成17年9月期以降の事業年度分の法人税の青色申告承認取消処分（以下「本件青色申告承認取消処分」といい、原告Dに係る法人税の本件各更正処分等と併せて「原告Dに係る法人税等の本件各更正処分等」という。）をした。

(エ) 異議申立て

- a 原告Dは、平成18年8月30日付けで、原告Dに係る法人税等の本件各更正処分等を不服として、福岡税務署長に対して異議申立てをした。
- b 福岡税務署長は、平成18年11月29日付けで、平成15年9月期に係る更正処分については、別表6-1-1の「異議決定(D)」の各欄のとおり更正処分の一部を取り消し、その余については異議申立てをいずれも棄却する旨の異議決定を行った（甲ニ20）。

ウ 消費税等の確定申告及びその後の経緯

(ア) 確定申告

原告Dは、本件各9月課税期間の消費税等について、別表6-2の「確定申告(A)」の各欄のとおり記載した確定申告書を、それぞれ法定申告期限までに納税地を管轄する福岡税務署長に提出した。

(イ) 更正処分等

- a 福岡税務署長は、平成18年7月4日付けで、本件各9月課税期間について、別表6-2の「更正処分等(B)」の各欄のとおり、更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分（以下、これらを併せて「原告Dに係る消費税等の本件各更正処分等」という。また、原告A、原告B及び原告Cに係る消費税等の本件各更正処分等と併せて、以下「消費税等の本件各更正処分等」と総称する。また、法人税の本件各更正処分等と消費税等の本件各更正処分等を併せて、「本件各更正処分等」と総称する。）をした。
- b 原告Dに係る消費税等の本件各更正処分等の根拠は、別紙「本件各更正処分等の根拠」第2、4項記載のとおりである。

(ウ) 異議申立て

- a 原告Dは、平成18年8月30日付けで、原告Dに係る消費税等の本件各更正処分等を不服として、福岡税務署長に対して異議申立てをした。
- b 福岡税務署長は、平成18年11月29日付けで、原告Dに係る消費税等の本件各更正処分等のうち平成17年9月課税期間に係る異議申立ての分についてはこれを却下し、平成15年9月課税期間及び平成16年9月課税期間に係る異議申立ての分についてはこれらをいずれも棄却する旨の異議決定をした（甲ニ20）。

エ 審査請求

(ア) 原告Dは、原告Dに係る法人税及び消費税等の本件各更正処分等の全部取消しを求めて、平成18年12月18日付けで、国税不服審判所長に対し審査請求をした。

(イ) 国税不服審判所長は、平成19年7月9日付けで、原告Dに係る消費税等の本件各更

正処分等のうち平成17年9月課税期間に係る審査請求についてはこれを却下し、平成15年9月課税期間及び平成16年9月課税期間に係る審査請求についてはこれらをいずれも棄却する旨の裁決をした。

3 争点

- (1) 本件管理費等の損金算入の可否
- (2) 本件譲渡損の損金算入の可否
- (3) 本件重加算税賦課決定処分の適法性
- (4) 本件青色申告承認取消処分の適法性
- (5) 本件管理費等の課税仕入れ該当性

4 争点に対する当事者の主張

- (1) 争点(1) (本件管理費等の損金算入の可否) について
(被告の主張)

ア 本件管理費の損金算入について

(ア) 原告らが本件管理費を支出した時点においては、①本件管理費全額が、本件各管理組合の管理業務に費消されるとは到底認め難いこと、また、②本件管理費のうち、いくらが管理業務等に費消されるかの合理的な算定根拠もないことからすると、原告らが、本件管理費として支出した金額を全額損金として認識することは不可能（又は困難）であり、本件管理費の支出をもって、法人税法22条3項及び法人税基本通達2-2-12でいう「債務の確定した費用」と見ることはできない。

(イ) したがって、福岡税務署長が、本件管理費について、原告らが本件管理費を支出した日の属する事業年度の終了の日までに、本件各管理組合において、業務費用等として実際に費消された額のみを原告らの当該事業年度の法人税の計算上、損金の額に参入すると判断したことは合理的であり、この判断に基づいて本件管理費のうち、剰余金相当額は当該事業年度の終了の日までに、債務の確定しているものとはいえないとして、損金算入を認めなかった点において、法人税の本件各更正処分等は適法である。

イ 本件修繕積立金の損金算入について

(ア) 本件修繕積立金については、その一部は実際に修繕費用等で使用されるほか、大部分が剰余金として本件各管理組合の財産目録に記載されている。しかし、そもそも修繕積立金の算定根拠は全く不明である上、通常、修繕積立金は管理費の剰余金とは区別して適正に運用・管理されているのに対し、本件各管理組合においては、管理費の剰余金と全く区別されることなく、ほぼ全額がFへ無利子で預けられているのであり、およそ適正な管理がされているとは認められないことを考慮すれば、これを管理費と同様の損金扱いとすることはできない。

(イ) したがって、福岡税務署長が、修繕積立金の全額について、法人税法22条3項2号及び法人税基本通達2-2-12を適用して、原告らが、本件各管理組合に支出した時点においては、当然に損金ではなく、前払費用であるとして、本件各管理組合において実際に修繕等で費消された額のみを修繕等が行われた日の属する事業年度の損金であると判断したことは合理的であり、この判断に基づいて本件修繕積立金のうち、剰余金相当額の損金算入を否認した点において、法人税の本件各更正処分等は適法である。

ウ 本件管理費等の損金性の判断についての補足主張

(ア) 以上のとおり、本件各管理組合には実体があるという原告らの主張を前提としても、本件管理費等のうち剰余金相当額の損金算入は認められないと被告は主張するものであるが、そもそも、本件各管理組合は、原告らから独立した団体としての組織を備え、その組織によって運営されているとはいえないから、本件各管理組合は、標準的なマンション管理組合のような権利能力なき社団には該当しない。

(イ) このように、本件各管理組合は、管理組合としての実体がなく、いわば原告らの組織の一部として活動していると見受けられることからすると、原告らが本件各管理組合に本件管理費等を「支出」したのは、単に、自らの組織内で資金を移動しただけ、あるいは、本件各管理組合名義の預金口座に預け入れただけと見るのが相当である。

そうすると、原告らの本件管理費等の「支出」は、形式的に本件各管理組合に資金が移動した時点では費用として支出されたものとは認められず、本件各管理組合から業務委託を受けた原告Bによって、本件各マンションの業務費用等又は修繕費用等として実際に費消された時点で、初めて費用として支出されたものとして損金性が認められるものというべきである。

(ウ) したがって、いずれにしても本件管理費等のうち剰余金相当額については、法人税法上の損金に該当しないことになる。

(原告らの主張)

ア 原告らが本件各管理組合に支出した本件管理費等は、以下のとおり、法人税基本通達2-2-12における具体的判断基準の3つの要件をすべて満たしており、当該事業年度の終了の日までに債務が確定している。

(ア) 当該事業年度の終了の日までに当該費用に係る債務が成立していること

本件では、本件各管理組合の管理規約（以下「本件各管理規約」という。）13条及び14条により、毎月負担すべき管理費、修繕積立金があらかじめ定められており、しかも同16条には、管理費等は返還されない旨規定されている。

したがって、本件管理費等は、法人税基本通達2-2-12の(1)に定める「当該事業年度終了の日までに当該費用に係る債務が成立していること」の要件を充たす。

(イ) 当該事業年度の終了の日までに当該債務に基づいて具体的な給付をすべき原因となる事実が発生していること

本件各管理組合設立の根拠条文は、建物の区分所有等に関する法律3条であり、本件各管理組合は、一定の団体としての組織を備え、多数決の原理でその運営が行われ、構成員の変更にかかわらず、団体そのものが存続し、その組織においての代表の選出、総会の運営、財産の管理、その他社団としての継続的組織運営に関する主要な点が規約によって確定しており、権利能力なき社団と認められる。

よって、原告らと本件各管理組合は人格を異にする別組織であり、本件管理費等は、人格の異なる組織に対して本件各管理規約に従い、支払われている。

したがって、本件管理費等は、法人税基本通達2-2-12の(2)に定める「当該事業年度終了の日までに当該債務に基づいて具体的な給付をすべき原因となる事実が発生していること」の要件を充たす。なお、支払先である本件各管理組合自体に当該事業年度終了の日までに給付をなすべき原因となる事実が発生していないことと、区分所有者である原告らの債務が確定していないことは別問題である。

(ウ) 当該事業年度の終了の日までに金額を合理的に算定することができること

本件において、本件各管理組合に支払う管理費及び修繕積立金は、原告らのこれまでの経験、他の同種物件との比較により概ね合理的な金額は算定できるので、これを平準化して管理規約において定めている。

したがって、本件管理費等は、法人税基本通達 2-2-12 の(3)に定める「当該事業年度の終了の日までにその全額を合理的に算定することができるものであること」の要件を充たす。

イ この点、被告は、本件修繕積立金のうち剰余金相当額につき損金算入は認められないと主張するが、修繕積立金は、①マンションを区分所有することにより不可避的かつ義務的に負担しなければならない性質の支出であること、②マンションの区分所有者の合意のもとに一定の修繕計画に基づき算出されたもので、特定の者の都合や思惑で決定されたものではないこと、③譲渡等で区分所有者の変更があった場合でも積立金の残金が返還されることは慣行上なく、かつ、変更後の区分所有者についても管理組合規約が適用されること、④共用部分の大規模修理に充てられるもので、区分所有者の専有部分の修理に充てられるものではないこと、⑤管理組合の実際の修繕費の支出の都度費用化する会計処理は、実務上煩雑であること、⑥毎月の 1 室当たりの負担金は少額であること、といった理由から、支出時に損金として計上することが認められるというべきであり、実際にその取扱いが会計慣行として定着している。

ウ また、被告は、本件管理費等のうち業務費用等及び修繕費用等に使用されなかった剰余金については、前払金として処理するものとして、損金性を認めなかったが、今日の商慣行において、マンションなどを売買する際に管理組合に貯まっている管理費等を売買価格に加算することがないことから分かるように、当該剰余金につき前払金としての資産性は存在しない。それにもかかわらず、これを無理に資産計上することは粉飾経理に他ならず、一般に公正と認められる会計処理ではない。

エ 被告の指摘する本件の特殊な事情を考慮したとしても、原告らが本件各管理組合を設立し、本件各管理組合に対して本件管理費等を支払い、支出した金額全額を損金処理するという経済行為には合理性があり、社会通念に照らして節税行為として許容されるべきものである。

被告は、原告らの上記一連の行為を租税回避行為ととらえ、否認しようとしているが、租税法律主義のもとでは、法律の根拠がない限り、租税回避行為の否認は認められない。

オ したがって、法人税の本件各更正処分等には、原告らが本件管理組合に支出した本件管理費等のうち業務費用等及び修繕費用等に使用されていない剰余金につき損金の額に算入されないと判断した違法がある。

(2) 争点(2) (本件譲渡損の損金算入の可否) について

(被告の主張)

ア 原告Dは、平成17年9月28日に、Eを、Fに売却(本件譲渡)したとして、本件譲渡損を平成17年9月期の損金の額に算入した。

イ しかしながら、本件譲渡は、①本件譲渡に関して作成された書類は「Eの譲渡について」と題する文書(以下「本件文書」という。)のみであり、本件文書の作成日が平成17年11月26日になっていること、②本件譲渡についての移転登記が同年12月5日に行われ、当該移転登記手続を行った司法書士に対してその依頼がなされたのが同年11月末であつ

たこと、③譲渡当事者間における本件譲渡に伴う経理処理が当該事業年度内になされていないこと、④同年9月28日に、本件譲渡の代金が原告Dの当座預金口座に入金された事実やその入金された金額が借入金返済のために当該口座から出金された事実がないこと等の事実からすれば、同年9月28日に行われたものとは到底見ることはできない。実際には、本件譲渡は、平成17年9月期の法人税の法定申告期限である同年11月30日頃に、原告Dによって計画され、それに合わせて帳簿書類の作成等が行われたことが強く推認される。

ウ したがって、本件譲渡が平成17年9月期に行われたものとは認められない以上、本件譲渡損を同期の損金に算入することはできないというべきであり、本件譲渡損の損金算入を否認した点において、原告Dに係る法人税の本件各更正処分等は適法である。

(原告Dの主張)

ア 本件譲渡は平成17年9月28日に行われたものであり、被告の主張には理由がない。

(ア) 本件譲渡については、平成17年9月15日の原告Dの決算予測報告の席において、同月28日付けで譲渡することでFの代表取締役甲（以下「甲」という。なお、甲は原告Aの代表取締役でもある。）の了解を受けている旨の報告がなされ、原告Dの代表取締役である丙（以下「丙」という。）から同社の経理責任者である丁取締役（以下「丁取締役」という。）に譲渡手の指示がなされた。

したがって、原告らは、平成17年9月28日付けで本件譲渡を行ったものである。

(イ) この点、被告は、上記（被告の主張）での指摘の点を理由に、本件譲渡が平成17年9月28日に行われなかったと主張する。

しかし、同①の点については、本件文書は、丁取締役が本件譲渡の後に備忘録として作成した資料であるから、その作成日は本件譲渡の日とは関係がないし、同②や③の点については、当時、丁取締役の体調が優れず通院を繰り返し、その後入院したため、指示が遅れたことに起因する、また、同④の点については、譲渡人である原告Dに譲受人であるFからの借入金があり、同日に本件譲渡代金をもって相殺したためであるから、被告の指摘にはいずれも理由がない。

イ したがって、原告Dに係る法人税の本件各更正処分等には、本件譲渡損を平成17年9月期の損金に算入したことを否認した違法がある。

(3) 争点(3)（本件重加算税賦課決定処分の適法性）について

(被告の主張)

ア 本件譲渡について、原告Dは、実際には平成17年9月28日には本件譲渡を行っていないにもかかわらず、同日付けで本件譲渡があったとして、同原告の総勘定元帳ほかの帳簿書類に虚偽記載を行い、それにより本件譲渡損を平成17年9月期の損失とする経理処理を行い、確定申告書を提出している事実が認められる。

イ このような行為は、国税庁発出の平成12年7月3日付け「法人税の重加算税の取扱いについて（事務運営指針）」（以下「重加算税取扱通達」という。）第1-1の(2)②の「帳簿書類の虚偽記載」により「仮装の経理を行っていること」に該当し、その帳簿書類を基に確定した決算による申告書を作成して提出したことは、国税通則法68条1項の「納税者がその国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたとき」に該当する。

なお、重加算税取扱通達第1－3(2)は、帳簿書類の虚偽記載に当たらない場合として、「経費（原価に算入される費用を含む。）の繰上計上をしている場合において、その経費がその翌事業年度に支出されたことが確認されたとき」を挙げているが、原告Dによる本件譲渡損の計上は、本件譲渡に関する帳簿書類の作成状況を見れば、単なる経理処理上の誤りによる期間計算の誤りなどではなく、本来翌期に計上すべきであることを原告D自身、認識した上で、意図的に繰上計上したものであると認められる。したがって、上記通達の事例には当たらず、帳簿書類の虚偽記載に該当する。

ウ したがって、原告Dの平成17年9月期の法人税の更正処分により新たに納付すべきこととなった法人税額のうち、本件譲渡損を否認した処分に係る部分の税額については、重加算税を賦課することが相当であり、福岡税務署長が、原告Dの平成17年9月期に係る法人税の更正処分に併せて行った本件重加算税賦課決定処分は適法である。

（原告Dの主張）

ア(ア) 本件譲渡がなされたのは、平成17年9月28日であり、原告Dは、何ら帳簿書類に「仮装・隠ぺい」をしていない。

(イ) また、仮に、原告Dと被告との間に、本件譲渡の日の認識につき見解の相違があったとしても、原告Dとしては、本件譲渡の日が平成17年9月28日との認識のもとに帳簿処理をしたものであり、課税要件事実を隠ぺいし、又は仮装することの認識を持ち合わせていない。

イ したがって、本件重加算税賦課決定処分には、本件譲渡損を平成17年9月期の損金に算入して申告したことにつき、国税通則法68条1項に規定する「隠ぺいし又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたとき」に該当すると判断し、重加算税を賦課した違法がある。

(4) 争点(4)（本件青色申告承認取消処分の適法性）について

（被告の主張）

ア 原告Dは、平成17年9月28日に、Eを、Fに売却（本件譲渡）したとして、本件譲渡損を平成17年9月期の損金の額に算入した。

イ しかし、前記のとおり、本件譲渡は、原告Dが主張する平成17年9月28日に行われたものと見ることは到底できないのであり、本件譲渡損を平成17年9月期の損失として計上することはできず、原告Dが、平成17年9月28日に本件譲渡が行われていないことを知りながら、事実を仮装して帳簿書類に記載したことは明らかである。

ウ 本件で、原告Dが計上した本件譲渡損の金額自体は、適正であるとしても、本来ならば翌期に計上されるべき本件譲渡損を平成17年9月期の帳簿書類に前倒して計上すべき事情は何ら認められないのであるから、本件で原告Dが、期間計算の原則に反する恣意的な損益操作を行ったことは明らかで、本件は単なる「期ズレ」の問題とは言えず、このような行為は、法人税法127条1項3号の「帳簿書類に取引の全部又は一部を隠ぺいし又は仮装して記載し又は記録し」に該当する。

エ さらに、本件譲渡に関し、原処分調査及び異議調査の担当官は、いずれも、譲渡に至る経緯や事情を確認するため、譲渡先であるFの代表取締役である甲に対し面会を求めたが、原告らグループの代表であり、かつ、原告Dの代表取締役でもある丙は、担当官が甲に会うことを頑なに拒むなどし、また、甲自身も担当官との面会に応じなかった事実が認められる。

このような事実は、青色申告承認取消しの趣旨を充足しているものと解され、また、法人税法127条1項3号の「その他その記載又は記録をした事項の全体についてその真実性を疑うに足る相当の理由があること」に該当する。

オ したがって、原告Dについて、法人税法127条1項3号の青色申告承認取消事由に該当することは明らかであり、福岡税務署長が行った本件青色申告承認取消処分は適法である。
(原告Dの主張)

ア(ア) 前記のとおり、原告Dは、帳簿書類を殊更に「仮装・隠ぺい」したものではない。

(イ) また、Fの代表取締役である甲が面会を頑なに拒んだとの指摘があるが、処分行政庁の調査担当者は、原告Dに係る法人税の本件各更正処分等の前には、甲への面会を特に求めているし、それ故、原告ら関係者において、処分行政庁の調査担当者が甲と面会することを拒否したことはない。したがって、本件更正処分を行った時点で被告の主張するような青色申告の特典を剥奪すべき事由は全く見い出せず主張自体失当である。

なお、異議申立てを行った後に甲が異議調査担当官との面談を断ったことはあるが、それは本件事案が訴訟になるかもしれない状況の中、税理士の立会いもなく一方的に面会を求められたので、それを断ったものであり、その際、面会する事に法的強制力はないとの調査担当者の説明もありそれに従ったまでである。

また、甲は、異議調査担当官が早朝より女性の一人暮らしの甲宅を度々訪問し執拗に呼び鈴を鳴らし続ける態度に恐怖を覚え、調査担当官の面談に応じなかったものである。

したがって、甲が税務署の調査官の面談に応じなかったことをもって青色申告の特典を剥奪するに値する非協力的な態度とは到底言えない。

イ したがって、本件青色申告承認取消処分には、原告Dにつき法人税法127条1項3号に規定する青色申告の承認の取消事由に該当する事実があると判断し、法人税の青色申告の承認を取り消した違法がある。

(5) 争点(5)(本件管理費等の課税仕入れ該当性)について
(被告の主張)

ア 原告らは、原告らが本件各管理組合及び本件各マンション以外の原告らが区分所有するマンションの各管理組合(以下「本件その他の管理組合」という。)に対して支出した本件管理費等(本争点との関係においては、特段の限定のない限り、原告らが本件その他の管理組合に対して支出した管理費等(以下「本件その他の管理費等」という。)を含む。)について、いずれも消費税の課税仕入れに該当するとして、支出した課税期間において、その全額につき仕入税額控除の適用要件を充たしているとして、消費税等の確定申告を行った。

イ しかしながら、原告らが支出した本件管理費等は、原告らが、本件各管理組合及び本件その他の管理組合の一組合員としての地位に基づいて各管理組合の運営費等を負担し支出したものであり、本来、課税仕入れに該当しない。しかも、争点(1)に関しても指摘したとおり、そもそも本件各管理組合に対して支出した本件管理費等については、その支出金額の具体的根拠が不明であり、支出と管理組合からの役務の提供との間に明白な対価関係が認められないのであるから、本件管理費等の支出は、対価を得て行われる資産の譲渡等に該当せず、消費税の課税対象とはならない不課税取引とされるべきである。

このことは、本件各管理組合及び本件その他の管理組合が、原告らから受領した本件管理費等について、いずれも消費税等の申告を行っていないことから明らかである。すなわち、

消費税の課税仕入れと課税売上げとは、表裏一体の関係にあり、どちらか一方のみが成立することはないのであるから、管理費等を受領した側において、これを消費税の課税売上げとして経理処理ないし申告しない限り（ただし、当該管理組合が、消費税法9条1項の消費税の納税義務を免除される小規模事業者該当する場合を除く。）は、当然、管理費等を支出した側のみがこれを課税仕入れとして処理することはできないのである。また、仮に本件管理費等の支出を課税仕入れと認める余地があるとしても、本件各管理組合においては、何ら「会計帳簿」等を作成していないのであるから、結局、原告らは、仕入税額控除の適用要件を充たしているとはいえず、いずれにせよ、本件管理費等の支出全額について、仕入税額控除を否認した福岡税務署長の処分は適法である。

ウ なお、前記のように、マンション管理組合に対する管理費等の支出は、そもそも課税仕入れに該当しないと理解する以上、法人税については、本件各管理組合に対して支出した本件管理費等のうち剰余金相当額のみ損金算入を否認し、消費税については、原告らが本件各管理組合以外の本件その他の管理組合に対して支出した本件管理費等（本件その他の管理費等）についても全額仕入税額控除を否認したことは何ら矛盾するものではない。

エ また、本件各管理組合に管理組合としての実体が認められないとすれば、原告らの本件各管理組合に対する本件管理費等の「支出」のうち、実際に業務費用等として費消された分については、理屈上は、課税仕入れとなる余地はあるが、実際には、原告らが仕入税額控除の適用要件である「帳簿の保存」要件を充たしていないことからすれば、いずれにせよ、本件管理費等の支出については、全額について仕入税額控除は認められない。

（原告らの主張）

ア（ア） 本件各マンションの区分所有者である原告らが本件各管理組合に対して支払う本件管理費等は、費用の名目にかかわらず、区分所有者が本件各マンションの共有部分及び共有敷地の維持管理のための経費対価として支払うものであり、これは、本件各管理規約にも明記されている。

このことは、管理費等が、区分所有者と管理組合という独立した関係にある者との間で、管理規約という名の契約に基づいて行われる役務の提供に対して支払われた区分所有者の費用であることを意味するものである。

また、当該役務の提供は、監督・管理という維持継続的なサービスであり、契約期間中は区分所有者が時間的に平等にこの役務の提供を享受すると考えるのが妥当である。

（イ） 本件各管理組合とその区分所有者との間に役務の提供はないとする被告の主張は、実際に本件各管理組合を通じて負担した支出額が原告らの損金であるとする法人税の本件各更正処分等と矛盾し、論理的な整合性がない。

また、本件各管理組合が費消した管理費等が本件各マンションの区分所有者に帰属するのであれば、その都度損金算入された支出金額に相当する金額は課税仕入れとなるので、被告の主張は法人税についての主張と矛盾する。

イ したがって、消費税等の本件各更正処分等には、消費税等につき、原告らが区分所有する本件各管理組合及び本件その他の管理組合に支出した管理費等全額を課税仕入れに該当しないと判断した違法がある。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1)（本件管理費等の損金算入の可否）について

(1) 認定事実

前記第2の2の事実、証拠（各項掲記のほか、甲イ21、甲ロ21、甲ハ21、甲ニ21）及び弁論の全趣旨によると、次の各事実が認められる。

ア 原告らによる本件各マンションの区分所有の状況等（本項につき乙A3）

(ア) 原告らによる本件各マンションの区分所有の状況は、別表1のとおりであり、本件各マンションは、いずれも原告ら4社のうち2社又は3社のみによって区分所有されている。すなわち、原告D及び原告Cは、本件各マンション21棟すべてにおいて区分所有者になっており、また、原告Bが17棟において、そして原告Aが2棟において、それぞれ区分所有者になっている。

(イ) 本件各マンションのうち16棟（別表2の番号1ないし16の各マンション）は、かつては別表2の「所有者」欄記載の各所有者による単独所有であったところ、当該各単独所有者は、平成14年6月29日、他の原告らのうち別表2の「区分所有者」欄記載の者に対して、当該各マンションの1室の区分所有権をそれぞれ売却し、その結果、当該各マンションは、原告らのうち3社による区分所有となった。

また、本件各マンションのうち5棟（別表2の番号17ないし21の各マンション）は、当初より別表2の「区分所有者」欄記載の各区分所有者による区分所有となっている。

イ 原告ら及びFの状況

(ア) 原告A以外の原告らの株主・役員等の状況

原告A以外の原告ら3社に係る株式の保有状況及び役員構成の状況は、それぞれ別表7-2ないし7-4のとおりである。

すなわち、株式の保有状況については、①原告Dにつき、代表取締役である丙（同人は、原告Cの代表取締役及び原告Bの取締役でもある。）及びその妻である戊（以下「戊」という。）並びに子である乙（以下「乙」という。）及びG（以下「G」といい、戊及び乙と併せて「同族関係者」という。）ですべての株式を保有しており、②原告Cにつき、代表取締役である丙及びその同族関係者で80%の株式を保有しており、その余の株式も甲と原告B及びFが保有しており、また、③原告Bにつき、原告C及びFで75%の株式を有しており、その余の株式も原告らの関連会社である株式会社hと乙及びGが保有している。

また、役員構成の状況については、原告D及び原告Bの取締役に丁取締役が含まれているものの、その余は、いずれも丙の妻である戊、子である乙及びG並びに実母であるH及び弟であるIで構成されている。

なお、原告Aを除く原告ら3社の本店所在地はいずれも福岡市である（乙A2の1ないし3）。

(イ) 原告Aの株主・役員等の状況

原告Aの株式の保有状況及び役員構成の状況をみると、別表7-1のとおり、その株式のすべてを代表取締役である甲が単独で保有しているものの、役員には丙の妻である戊及び子であるGが就任しており、他の原告らが所有するマンションの場合と同様に、原告Aが区分所有する本件各マンションの賃貸業務等についても、すべて原告Bによって行われている。

(ウ) Fの株主・役員等の状況

Fに係る株式の保有状況及び役員構成の状況は別表7-5のとおりである（乙A5・1、

2枚目、乙A6)。

すなわち、Fは、原告D及び原告Bで71%の株式を保有する同族会社であり、また、役員についても、代表取締役である甲(同人は、原告Aの代表取締役でもある。)を除き、すべて丙の親族が占めている。

ウ 本件各管理組合の運営状況等

(ア) 本件各管理組合における管理規約(本件各管理規約)は、いずれも、すべて同一の内容(乙A4)である。

そして、本件各管理組合は、いずれも、管理組合として行う業務等を、原告Bに委託している(以下「本件各業務委託契約」という。)(乙A4・21枚目以下、乙A23の1ないし20)。

(イ) 原告Bは、本件各業務委託契約に関して作成された、マンションの管理の適正化の推進に関する法律72条の規定に基づく重要事項説明書において、本件各管理組合の管理事務として、①管理組合会計帳簿及び②長期修繕計画案・修繕資金計画案の作成を行うこととされていた(乙A4・16枚目(重要事項説明書の2頁)「4 管理事務の内容及び実施方法」)。それにもかかわらず、本件各管理組合は、当該帳簿及び計画案をいずれも作成していない。

(ウ) 原告Bは、本件各業務委託契約3条に基づく事務管理業務として、「必要に応じ、甲・乙協議の上、余剰資金を定期預金・積立型保険等に運用する。」と規定されていた(乙A4・21枚目以下、乙A23の1ないし20)。

それにもかかわらず、原告Bは、後記のとおり、本件各管理組合に生じた剰余金をFに対して無利息で貸し付けた。

エ 本件管理費等の支出状況等(本項につき、乙A22の1ないし22)

(ア) 本件各マンションの区分所有者である原告らは、本件各管理組合に対して、別表8-1ないし8-4のとおり、本件管理費等を支出した。

原告らが支出した本件管理費のうち、本件各管理規約13条にいう「第25条に掲げる業務を行うために必要な費用、第26条に掲げる業務代行に必要な費用及び維持管理にあてるため」の費用(以下「業務費用等」という。)として実際に支出された額は、上記各別表の「種別・管理費」欄における「業務費用等」欄記載のとおりであり、本件管理費のうち業務費用等として使用されなかった剰余金は、上記各別表の「種別・管理費」欄における「剰余金」欄記載のとおりである。

また、原告らが支出した本件修繕積立金のうち、本件各管理組合の管理規約14条にいう「共用部分の修繕のため」の費用(以下「修繕費用等」という。)として実際に支出された額は、上記各別表の「種別・修繕積立金」欄における「業務費用等」欄記載のとおりであり、本件修繕積立金のうち修繕費用等として使用されなかった剰余金は、上記各別表の「種別・修繕積立金」欄における「剰余金」欄記載のとおりである。

(イ) 本件各管理組合の本件管理費等の収支状況は、別表9-1ないし9-3及び別表13-3のとおりである(甲A7、一例を挙げると、Jの管理組合の平成16年3月期における本件管理費等の収支状況は、別表10のように図式化される。)

そして、本件各管理組合から本件各業務委託契約に基づく業務委託を受けた原告Bは、原告らから本件各管理組合に対して本件管理費等として支払われた金銭(前受金も含む。)

のうち業務費用等及び修繕費用等として使用されなかった剰余金の中から、別表 9－1 ないし 9－3 及び別表 13－3 の各「預け金計」欄記載の金額を、F に対して無利息で貸し付けた。

なお、F は、原告 A、原告 D 等の原告らに対して、貸付けを行っている（甲イ 6・「決算報告書」8 頁目「(3)負債の内訳書」の「短期借入金」欄、甲ニ 6・「決算報告書」10 頁目「(5)負債の内訳書」の「短期借入金」欄等、乙ニ 5 の 2）（この一連の資金の流れは、別表 14 のように図式化される。）。

(ウ) なお、原告らは、本件その他の管理組合に対しても、別表 11－1 ないし 11－4 のとおり、本件その他の管理費等を支出している。

そして、本件その他の管理組合における、本件その他の管理費等の収支状況は、別表 13－2 のとおりである。

(エ) また、マンション標準管理規約（乙 A 9・174 頁、乙 A 10）に準拠した管理規約により運営されているマンション管理組合（以下「標準管理組合」という。）における、当該管理組合の管理費等の状況は、別表 13－1 のとおりである。

(オ) そして、本件各管理組合の管理費の額は、本件各マンションのいずれにおいても、マンションの規模、築年数、構造等を考慮することなく、その各住戸の面積に応じて 1 室当たり 8000 円から 2 万 1500 円とされている。また、本件各管理組合の修繕積立金の額も、本件各マンションのいずれにおいても、マンションの規模、築年数、構造等を考慮することなく、その各住戸の面積に応じて 1 室当たり 8000 円から 2 万 1500 円（各住戸につき管理費の額と同額）とされている（乙 A 14）。

(2) 争点に対する判断

ア 管理費の損金算入について

(ア) 管理費の損金算入が認められない場合

マンションの区分所有者が法人である場合において、当該区分所有者が当該マンションの管理組合に対して支出した管理費は、通常は、その支出時において、その全額につき、法人税基本通達 2－2－12 の各要件を充足し「債務の確定しているもの」（法人税法 22 条 3 項 2 号参照）に該当するとして、損金算入が認められている。

これは、区分所有者の支出する管理費は、本来は、その支出時点では前払費用等として区分所有者の資産勘定に計上されるべきところ、①一般に、管理費の額は、当該会計期間に管理組合から支出される区分所有建物の共用部分、敷地及び付属施設の維持管理を行うための諸費用（本項においては、以下、単に「諸費用」という。）の額を過去の実績等に基づきあらかじめ積算した上で、合理的に算出されるものであること、②したがって、区分所有者から支出された管理費は、通常は、その大部分が支出された会計期間において諸費用として費消され、たとえ剰余金が生じるとしても少額であること、③そもそも管理費が、組合員である区分所有者がその地位に基づいて当然に支払うべき金銭であること等の理由から、当該剰余金に対して課税しないとしても、重要性の原則の観点から見て課税上弊害がないと考えられることを根拠として、支出時において、その全額につき、損金算入が認められているものと考えられる。

したがって、管理費の額が合理的に算出されているとは認められず、また、区分所有者から支出された管理費の大部分が支出された会計期間において管理組合によって諸費用

として費消されず多額の剰余金が生じるような場合には、たとえ管理費の名目で区分所有者から管理組合に支出された金銭であったとしても、実際に管理組合によって諸費用として費消された金額についてのみに「債務の確定しているもの」（法人税法22条3項2号参照）に該当するものとして損金算入が認められ、その余の剰余金については「債務の確定しているもの」には該当せず損金算入は認められないというべきである。

(イ) 本件管理費についての検討

そこで、本件管理費につき、まず、多額の剰余金が生じているかについて検討するに、前記認定のとおり、原告らが支出した本件管理費の額のうち業務費用等として実際に支出された額と、業務費用等として使用されなかった剰余金の額は、別表8-1ないし8-4のとおりであるところ、これを見るに、本件管理費について多額の剰余金が生じていることは明らかである。

次に、本件管理費につき、その額が合理的に算出されていると認められるかについて検討する。

別表13-3によれば、本件管理費のうち業務費用等として実際に支出された額の割合（以下「実支出割合」という。）は、いずれの会計期間においても、本件各管理組合について平均すると30%に満たない（70%を超える割合の金額が剰余金となっている。）ものである。これに対して、標準管理組合においては、管理費のほとんどが業務費用等として実際に支出されている（実支出割合は95%を超えており、100%を超えている会計期間もある。）。ちなみに、本件その他の管理組合における、実支出割合は、3期分の平均で、概ね83%となっている。このように、本件各管理組合における実支出割合は、標準管理組合や本件その他の管理組合における実支出割合に比して著しく低い割合である。そして、既に検討したとおり、本件管理費について多額の剰余金が発生している。また、前記(1)の認定事実のとおり、本件管理費の額は、本件各マンションのいずれにおいても、マンションの規模、築年数、構造等を考慮することなく、その各住戸の面積に応じて1室当たり8000円から2万1500円とされている。

これらを併せ考えると、本件管理費の額は、到底、本件各管理組合において諸費用の額を過去の実績等に基づきあらかじめ積算した上で合理的に算出したものと認めることはできない。かえって、前記(1)アで認定した原告らによる本件各マンションの区分所有の状況等、同イで認定した原告ら及びFの相互関係及び同ウで認定した本件各管理組合の運営状況等を前提として、同エで認定したとおり本件各管理組合から本件各業務委託契約に基づく業務委託を受けた原告Bが本件各管理組合の剰余金をFに対して無利息で貸し付け、Fが原告らに対して貸付けを行っているという一連の資金の流れを見る限り、このような資金の流れを可能とすべく、意図的に本件各管理組合のもとに多額の剰余金を生じさせるために、区分所有者としての原告らが本件各管理組合に対して必要以上に多額の管理費を支払うこととしたのではないかと考えられるところである。したがって、本件管理費は、その額が合理的に算出されているとは認め難いところである。

加えて、本件管理費の大部分が、支出された年度において本件各管理組合によって業務費用等として費消されず、多額の剰余金が生じていると認められることなどを併せ考慮すると、実際に本件管理組合によって業務費用等として費消された金額についてのみに損金算入が認められ、その余の剰余金については損金算入は認められないというべきである。

(ウ) 小括

したがって、福岡税務署長が、本件管理費について、原告らが管理費を支出した日の属する事業年度の終了の日までに、本件各管理組合において業務費用等として実際に費消された額のみを、原告らの当該事業年度の法人税の計算上、損金の額に算入すると判断したことは合理的であり、この判断に基づいて、本件管理費のうち剰余金相当額は、当該事業年度の終了の日までに債務が確定しているとはいえないとして、損金算入を認めなかった点において、法人税に関する本件各更正処分等は適法というべきである。

イ 修繕積立金の損金算入について

(ア) 修繕積立金の法人税上の取扱い

マンションの区分所有者が法人である場合において、当該区分所有者が当該マンションの管理組合に対して支出した修繕積立金は、これを収受した管理組合において実際に修繕等の費用に充てられず、将来の特別修繕の費用に充てるために留保されている間は、法人税法上、当該事業年度終了の日までに具体的な給付をすべき原因となる事実が発生しておらず、「債務の確定しているもの」（法人税法 22 条 3 項 2 号参照）に該当するとはいえないことから、当該修繕積立金を当該事業年度の損金の額に算入することはできないというべきである（これと異なる甲 A 1 ないし 3 の見解は、当裁判所の採用するところでない。）。

(イ) 本件修繕積立金についての検討

本件修繕積立金については、その一部は実際に修繕費用等として使用されているものの、その大部分は剰余金として本件各管理組合の財産目録に記載されているのであるから、その剰余金相当額については、「債務の確定しているもの」（法人税法 22 条 3 項 2 号参照）に該当するとはいえず、当該事業年度の損金の額に算入することはできないというべきである。

(ウ) 小括

したがって、福岡税務署長が、修繕積立金の全額について、法人税法 22 条 3 項 2 号及び法人税基本通達 2-2-12 を適用して、原告らが、本件各管理組合に支出した時点においては、当然に損金ではなく、前払費用であるとして、本件各管理組合において実際に修繕等で費消された額のみを修繕等が行われた日の属する事業年度の損金であると判断したことは合理的であり、この判断に基づいて本件修繕積立金のうち、剰余金相当額の損金算入を否認した点において、法人税の本件各更正処分等は適法である。

ウ 原告らの主張の検討

(ア) この点、原告らは、原告らが本件各管理組合に支出した本件管理費等については、法人税基本通達 2-2-12 における具体的判断基準の 3 つの要件をすべて満たしており、当該事業年度の終了の日までに債務が確定していると主張するが、本件管理費等につき「債務の確定しているもの」（法人税法 22 条 3 項 2 号参照）に該当するとは認められないことは、前記ア及びイのとおりであるから、原告らの上記主張は採用できない。

(イ) また、原告らは、修繕積立金は支出時に損金として計上することが認められるべきであり、実際にその取扱いが会計慣行として定着していると主張するが、原告らが書証として提出する税務解説図書（甲 A 2、3）においても、修繕積立金は管理組合において実際に修繕等に充てられるまでは前払金等として処理することが一般的な取扱いであるとする趣旨の記載が存在し、ほかに原告らが主張するような会計慣行が存すると認めるに足り

る証拠はない。

なお、原告らは、本件各管理組合において生じた剰余金等がFに無利息で貸し付けられたことについて、ペイオフ対策であり本件各管理組合にとってもメリットがあったなどと主張するが、当座預金や決済用普通預金であれば、預入した金融機関が経営破綻した場合であっても預金保険法により全額保護されること等に照らせば、あえて原告らが金融機関ではなくFに無利息で貸し付けることにつき本件各管理組合にとって利点があるとは認められず、その説明は到底合理的なものとはいえない。

(ウ) さらに、原告らは、原告らが本件各管理組合を設立し、本件各管理組合に対して本件管理費等を支払い、支出した金額全額を損金処理するという経済行為には合理性があり、社会通念に照らして節税として許容されるべきであって、租税法律主義のもとでは、法律の根拠がない限り、租税回避行為の否認は認められないから、本件管理費等について、支出時点で全額損金算入することを認めるべきと主張する。しかし、前記ア及びイのとおり、本件管理費等について法人税法22条3項2号及び法人税基本通達2-2-12の要件を検討して損金算入が認められるか否かを判断することは、要するに証拠による事実認定の問題であって、何ら租税法律主義に反するところはないというべきであるから、原告らの上記主張は失当といわざるを得ない。

(エ) その他、原告らは、本件管理費等のうち業務費用等及び修繕費用等を使用されていない剰余金につき損金の額に算入しなかった法人税の本件各更正処分について、その違法とする論拠をるる主張するが、いずれも前記ア及びイの判断を左右するものではない。

エ 結論

以上のとおりであるから、福岡税務署長が、本件管理費等のうち、剰余金相当額の損金算入を否認した点において、法人税の本件各更正処分等は適法である。

2 争点(2) (本件譲渡損の損金算入の可否) について

(1) 認定事実

前記第2の2の事実、各項掲記の証拠及び弁論の全趣旨によると、次の各事実が認められる。

ア 原告Dは、平成17年9月28日に、Eを、Fに売却（本件譲渡）したとして、本件譲渡損を平成17年9月期の損金の額に算入した。

イ 本件譲渡に関しては、原告Dの元帳において、①本件売却代金は平成17年9月28日にm銀行平尾支店の当座預金口座（以下「本件当座預金口座」という。）に入金されたという趣旨の記載がなされ（乙ニ2・3頁）、また、②本件売却代金相当額が同日にFに対する短期借入金の返済のために本件当座預金口座から出金されたという趣旨の記載がなされている（乙ニ2・4頁）。

ウ しかし、本件当座預金口座の当座勘定照合表には、上記イの①の入金の事実及び②の出金の事実のいずれについても、記載がない（乙ニ3）。

エ 本件譲渡に関して、原告DとFの双方が記名押印した売買契約書は作成されていない（弁論の全趣旨）。そして、本件譲渡に関して作成された書面としては、原告D作成に係る平成17年9月28日付けの売渡証書（乙ニ1）と同社の丁取締役が作成した「Eの譲渡について」と題する書面（本件文書。乙ニ4・1枚目）が存するところ、後者の作成日は2005年（平成17年）11月26日とコンピューター上に記録されていた（乙ニ4・2枚目）。

オ また、Fの貸付台帳（以下「本件貸付台帳」という。）には、平成17年9月28日に原

告Dから5億1800万円の返済があった事実が記載されている（乙ニ5の3）。一方で、原告Dの丁取締役の押印のあるF名義の「貸付金及び借入金の受取・支払利息明細」と題する2005年（平成17年）9月29日付けの書面（以下「本件利息明細書」という。）には、同日における原告Dの借入金は28億8861万6100円（乙ニ5の2、「②受取」欄の原告Dに係る「貸付金残高」と「元金端数」の合計）であると記載されており、この金額と、本件貸付台帳の同日時点での原告Dの借入金残高（同日付けの取引による増減を除く。）23億7061万6100円（乙ニ5の3の9月28日の「残高」欄参照。）とでは、ちょうど5億1800万円だけ齟齬がある（本件貸付台帳の方が、本件利息明細書よりも、同金額の分だけ借入金残高が少なく記載されている。）。

カ Eの全部事項証明書（建物）によれば、所有権移転の「原因」欄には「平成17年9月28日売買」とされているものの、移転登記申請の受付年月日は「平成17年12月5日」とされている（乙ニ6）。そして、当該物件の移転登記申請を担当した司法書士であるn（乙ニ7）は、原処分調査担当者の質問に対して、原告Dの代表取締役である丙から移転登記申請の依頼があったのは平成17年11月頃であった旨回答している（乙ニ8）。

キ 原告Dは、平成17年9月28日、Eの管理組合に対して、本件譲渡後であるはずの平成17年10月から平成18年9月までの分の1年分の管理費等として、2112万円を本件当座預金口座から支払った（乙ニ2・1枚目、乙ニ4・1枚目の「E. 管理費等の支払」）。

ク 原告Dの平成17年9月期の確定した決算に基づく貸借対照表において、同社の預り敷金の額1億2979万9450円には、Eに係る預り敷金の額である2611万7000円が含まれている（甲ニ6・25枚目）。また、同貸借対照表に計上されている長期前払費用の額653万8207円には、平成27年7月27日までのEの建物本体に係る火災保険料の額134万0028円及びEの立体駐車場に係る火災保険の額26万6556円が含まれている（甲ニ6・24枚目「建物（E）」欄）。

ケ Eの管理会社である原告Bは、原告Dに対して、本件譲渡の日とされる平成17年9月28日以降も、同年10月分ないし12月分のEに係る家賃支払精算書を送付していた（乙ニ2・2ないし4枚目）。

コ 原告Dの丁取締役の押印のある「〔家賃等収入合計表〕平成17年10月入金分」と題する平成17年11月8日付け書面（以下「本件家賃等収入合計表」という。）には、Eの家賃等収入は、Fではなく原告Dの収入として記載されている（乙ニ10）。

(2) 争点に対する判断

ア 本件譲渡が平成17年9月28日に行われたと認められるか。

(ア) 上記認定事実に基づいて検討するに、①原告Dの元帳において、本件売却代金は平成17年9月28日に本件当座預金口座に入金されたという趣旨の記載がなされているものの、本件当座預金口座の当座勘定照合表には当該事実の記載がないこと（(1)イ及びウ）、②原告Dの元帳において、本件売却代金相当額が平成17年9月28日にFに対する短期借入金の返済のために本件当座預金口座から出金されたという趣旨の記載がなされているものの、本件当座預金口座の当座勘定照合表には当該事実の記載がないこと（(1)イ及びウ）、③本件譲渡が平成17年9月28日に行われたことを直接裏付ける的確な証拠書面が存在するとは認められないこと（(1)エ）、④Fの本件貸付台帳には平成17年9月28日に原告Dから5億1800万円の返済があった事実が記載されているものの、本件利

息明細書には、当該返済がなかった場合の金額に相当する同日時点の借入金残高の記載があること（(1)オ）、⑤本件譲渡に係る移転登記申請が平成17年12月5日に行われており、また、当該申請を担当した司法書士宛の依頼も平成17年11月頃になされており、いずれも同年9月28日から相当程度時間が経過した後になって行われたこと（(1)カ）、⑥原告Dは、Eの管理組合に対して、本件譲渡の日であると主張する平成17年9月28日に、本件譲渡後であるはずの平成17年10月から平成18年9月までの分の1年分の管理費等を支払っており、原告D自身、本件譲渡が平成17年9月28日に行われたとする主張と矛盾する挙動を行っていること（(1)キ）、⑦原告Dの平成17年9月期の確定した決算に基づく貸借対照表において、本件譲渡の事実が反映されていないこと（(1)ク）、⑧Eの管理会社である原告Bも、原告Dに対して、本件譲渡の日とされる平成17年9月28日以降も、同年10月分ないし12月分のEに係る家賃支払精算書を送付しており、本件譲渡が平成17年9月28日に行われたとする主張と整合しない挙動を行っていること（(1)ケ）、⑨Eの家賃等収入が、Fではなく原告Dの収入として記載されている平成17年11月8日付け本件家賃等収入合計表に原告Dの丁取締役が押印しており、丁取締役も同日時点で、Eの家賃等収入が原告Dの収入であると認識していたと認められること（(1)コ）などからすると、本件譲渡が平成17年9月期中である平成17年9月28日に行われたものとは認め難いところであり、早くても（本件家賃等収入合計表が作成された日である）同年11月8日より後の日に行われたものと認めるのが相当である。

(イ) なお、本件売却代金が平成17年9月28日に本件当座預金口座に入金され、本件売却代金相当額が同日にFに対する短期借入金の返済のために本件当座預金口座から出金されたという趣旨の記載（これらはいずれも本件譲渡が平成17年9月28日に行われたとする原告Dの主張と整合する記載である。）のある原告Dの元帳の記載は、(ア)①及び②のとおり、本件当座預金口座の当座勘定照合表には当該各事実の記載がないこと等に照らして、また、平成17年9月28日に原告Dから5億1800万円の返済があった事実が記載されているFの本件貸付台帳の記載は、(ア)④のとおり、本件利息明細書の記載と齟齬があること等に照らして、その記載内容を直ちに信用することはできない。

イ 原告Dの主張の検討

(ア) この点、原告Dは、本件譲渡が平成17年9月28日に行われたものであると主張する。

(イ) そして、例えば、本件当座預金口座の当座勘定照合表に本件売却代金の入金等の事実の記載がないことについては、本件譲渡の譲渡人である原告Dに譲受人であるFからの借入金があり、同日に本件譲渡代金をもって相殺したためであると説明する。

しかし、原告Dの帳簿上、本件譲渡の決済は、本件当座預金口座を通じて行ったと記帳されていることは既に認定したとおりであるところ、仮に、上記説明のとおり本件譲渡が相殺で決済されたとすれば、原告Dの帳簿の記載と実体との間に齟齬があることになり、これは帳簿書類への虚偽記載に当たるといえる。帳簿への虚偽記載は（後にも検討するように）重加算税賦課処分や青色申告承認取消処分等の理由となるため、相応の理由がない限りはなされないものと通常は考えられるところ、原告Dはこの齟齬（帳簿への虚偽記載）について合理的な説明をしていない（誤記であるとの主張もない）。

したがって、上記原告Dの説明は、不自然・不合理であるというほかなく、採用するこ

とができない。

(ウ) その他、原告Dは、本件譲渡が平成17年9月28日に行われたものであることを裏付ける事実として、丁取締役の体調不良等に起因する指示の遅れ等を主張するが、いずれも本件譲渡が平成17年9月28日に行われたものであることの理由として十分なものではないから、上記アの判断を左右しない。

ウ 結論

したがって、本件譲渡が平成17年9月期に行われたものとは認められない以上、本件譲渡損を平成17年9月期の損金に算入することはできないというべきであり、本件譲渡損の平成17年9月期の損金算入を否認した点において、原告Dに係る法人税の本件各更正処分等は適法である。

3 争点(3) (原告Dに対する本件重加算税賦課決定処分の適法性) について

(1) 過少申告加算税に代えて課する重加算税の課税要件等

ア 重加算税とは、納税者が隠ぺい・仮装という不正手段を用いた場合に、これに特別に重い負担を課することによって、申告納税制度及び源泉徴収制度の基盤が失われるのを防止することを目的とするものであり、納税者がその国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出したとき等に課されるものである(国税通則法68条)。

イ そして、過少申告加算税に代えて課する重加算税(国税通則法68条1項)の課税要件は、①過少申告加算税を課される要件に該当していること、及び、②納税者が、その国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、それに基づいて納税申告書を提出していることである。

ここでいう、事実の「隠ぺい」とは、売上除外、証拠書類の廃棄等、課税要件に該当する事実の全部又は一部を隠すことをいい、事実の「仮装」とは、架空仕入れ・架空契約書の作成・他人名義の利用等、存在しない課税要件事実が存在するように見せかけることをいう。

その解釈については、重加算税取扱通達(乙ニ13)が参考となるところ、その中では、「帳簿書類の改ざん」や「帳簿書類への虚偽記載」が「仮装」や「隠ぺい」の例として示されている。

なお、重加算税は、国税通則法65条ないし67条に規定する各種の加算税を課すべき納税義務違反が事実の隠ぺい又は仮装という不正な方法に基づいて行われた場合に、違反者に対して課される行政上の措置であって、故意に納税義務違反を犯したことに對する制裁ではないから、同法68条1項による重加算税を課し得るためには、納税者が故意に課税標準等又は税額等の計算の基礎となる事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺい、仮装行為を原因として過少申告の結果が発生したものであれば足り、それ以上に、申告に際し、納税者において過少申告を行うことの認識を有していることまでを必要とするものではないと解されている(最高裁昭和62年5月8日第二小法廷判決・訟務月報34巻1号149頁)。

(2) 本件重加算税賦課処分の適法性についての検討

原告Dに係る本件重加算税賦課処分の適法性について検討するに、前記2(2)アで判断したとおり、本件譲渡が平成17年9月28日に行われたものとは認め難いところであるにもかかわらず、前記2(1)イのとおり、原告Dがその元帳に同日付けで本件譲渡があったとする記帳

をしたことからすれば、原告Dは帳簿書類に虚偽記載を行い「仮装」したものと認められ、それにより（前記第2の2(4)ア、イのとおり）本件譲渡損を平成17年9月期の損失とする経理処理をして確定申告を行ったと認められる。

したがって、過少申告加算税に代えて課する重加算税（国税通則法68条1項）の課税要件に欠けるところはないというべきである。

(3) 原告Dの主張の検討

ア この点、原告Dは、本件譲渡は真実平成17年9月28日に行われたものであって、何ら帳簿書類に「仮装・隠ぺい」をしていない、仮に、原告Dと被告との間に、本件譲渡の日の認識につき見解の相違があったとしても、原告Dとしては、本件譲渡の日が平成17年9月28日との認識のもとに帳簿処理をしたものであり、課税要件事実を隠ぺいし、又は仮装することの認識を持ち合わせていなかったなどと主張する。

イ しかし、本件譲渡が平成17年9月28日に行われたものであると認められないことは、前記2(2)アで判断したとおりであるし、また、本件に顕れた事実及び証拠を総合考慮しても、原告Dが本件譲渡の日を平成17年9月28日と認識する合理的な根拠があるとは認められないから、その元帳に同日付けで本件譲渡があったとする記帳をしたことが（原告Dが主張するような）本件譲渡の日の認識についての「見解の相違」によるものであると認めることはできず、したがって、原告Dの上記各主張はいずれも理由がない。

ウ その他、原告Dは、本件重加算税賦課処分の適法性についてる主張するが、いずれも上記(2)の判断を左右するものではない。

(4) 結論

したがって、原告Dの平成17年9月期の法人税の更正処分により新たに納付すべきこととなった法人税額のうち、本件譲渡損を否認した処分に係る部分の税額については、重加算税を賦課することが相当であり、福岡税務署長が、原告Dの平成17年9月期に係る法人税の更正処分に併せて行った本件重加算税賦課決定処分は適法である。

4 争点(4)（原告Dに対する青色申告承認取消処分の適法性）について

(1) 青色申告承認取消処分の要件等

ア 法人税法127条1項柱書は、「青色申告の承認を受けた内国法人につき次の各号のいずれかに該当する事実がある場合には、納税地の所轄税務署長は、当該各号に定める事業年度までさかのぼって、その承認を取り消すことができる。この場合において、その取消しがあったときは、当該事業年度開始の日以後その内国法人が提出したその承認に係る青色申告書は、青色申告書以外の申告書とみなす。」旨規定しているところ、同項3号は、次のとおり定めている。

「三 その事業年度に係る帳簿書類に取引の全部又は一部を隠ぺいし又は仮装して記載し又は記録し、その他その記載又は記録をした事項の全体についてその真実性を疑うに足りる相当の理由があること。当該事業年度」

イ ここでいう、「隠ぺい」及び「仮装」の意義は、重加算税の場合のそれと同義に解することができる。

したがって、事実の「隠ぺい」とは、売上除外、証拠書類の廃棄等、課税要件に該当する事実の全部又は一部を隠すことをいい、事実の「仮装」とは、架空仕入れ・架空契約書の作成・他人名義の利用等、存在しない課税要件事実が存在するように見せかけることをいい、

その解釈については、重加算税取扱通達（乙ニ 13）が参考となるところ、その中では、「帳簿書類の改ざん」や「帳簿書類への虚偽記載」は「仮装」や「隠ぺい」の例として示されている。

(2) 本件青色申告承認取消処分の適法性についての検討

原告Dに係る本件青色申告承認取消処分の適法性について検討するに、前記 2 (2) アで判断したとおり、平成 17 年 9 月 28 日に本件譲渡が行われたものとは認め難いところであるにもかかわらず、前記 2 (1) イのとおり、原告Dがその元帳に同日付けで本件譲渡があったとする記帳をしたことからすれば、原告Dは帳簿書類に虚偽記載を行った「仮装」があるものと認められ、それにより（前記第 2 の 2 (4) ア、イのとおり）本件譲渡損を平成 17 年 9 月期の損失とする経理処理をして確定申告を行ったと認められるので、本件青色申告承認取消処分の要件に欠けるところはないというべきである。

(3) 原告Dの主張の検討

ア この点、原告らは、帳簿書類を殊更「仮装・隠ぺい」したものではないと主張する。

イ しかし、原告Dがその元帳に平成 17 年 9 月 28 日付けで本件譲渡があったとする記帳をしたことが「仮装」に当たることは、上記(2)の認定のとおりであるから、上記原告Dの主張は、採用できない。

ウ その他、原告Dは、本件青色申告承認取消処分の適法性についてる主張するが、いずれも上記(2)の判断を左右するものではない。

(4) 結論

したがって、本件譲渡に関し、甲が原処分調査及び異議調査の担当官との面会に応じなかった等の点について検討するまでもなく、福岡税務署長が行った原告Dに係る本件青色申告承認取消処分は適法である。

5 争点(5)（本件管理費等の課税仕入れ該当性）について

(1) 認定事実

前記第 2 の 2 の事実、各項掲記の証拠及び弁論の全趣旨によると、次の各事実が認められる。

ア 原告らは、本件各管理組合及び本件その他の管理組合に対して支出した本件管理費等について、いずれも消費税の課税仕入れに該当するとして、支出した課税期間において、その全額を仕入税額控除すべきとして納税申告した（甲イ 8、10、12、甲ロ 8、10、12、甲ハ 8、10、12、甲ニ 8、10、12）。

イ 本件各管理組合及び本件その他の管理組合は、原告らから受領した本件管理費等について、いずれの課税期間においても、消費税等の申告を行っていない。

ウ 原告Bは、本件各業務委託契約に関して作成された、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第 72 条の規定に基づく重要事項説明書において、管理組合会計帳簿の作成を行うこととされていたにもかかわらず（乙A 4・16 枚目（重要事項説明書の 2 頁）「4 管理事務の内容及び実施方法」）、当該帳簿を本件各管理組合のいずれについても作成しなかった。

(2) 争点に対する判断

ア 仕入税額控除の対象となる課税仕入れに該当しない場合

(ア) 消費税法 30 条 1 項は、事業者が国内において課税仕入れを行った場合には、当該課税仕入れを行った日の属する課税期間の課税標準額に対する消費税額から、当該課税期間

中に国内において行った課税仕入れに係る消費税額を控除する旨規定している（仕入税額控除）。

ここでいう、課税仕入れとは、事業者が、事業として他の者から資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合で、当該他の者が事業として当該資産を譲り渡し、若しくは貸し付け、又は当該役務の提供をしたとした場合に課税資産の譲渡等に該当することになるものをいうとされている（消費税法2条1項12号）。

そして、課税資産の譲渡等とは、消費税法2条1項8号にいう資産の譲渡等のうち、同法6条1項の規定により消費税を課さないこととされるもの（非課税取引）以外のものをいい、同法2条1項8号にいう資産の譲渡等とは、事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供をいう。

(イ) したがって、課税仕入れに該当するためには、取引の相手方から見た場合に、「対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供」に当たる必要がある。

ここで、「対価を得て行われる」とは、その資産の譲渡、資産の貸付け及び役務の提供に対して何らかの反対給付を受け取ることをいう。すなわち、「対価を得て」とは金銭のやり取りを指し、「対価を得て行われる」とは、金銭のやり取りの原因が資産の譲渡、資産の貸付け及び役務の提供であることを指すといえる。

イ マンション管理組合が受領する管理費等についての消費税法上の取扱い（本項につき、乙A20、21）

(ア) 人格のない社団等に対する消費税法上の取扱い

マンション管理組合は、租税法上、一般に、人格のない社団等として扱われるところ、消費税法においても、人格のない社団等は、法人とみなされて（消費税法2条1項7号、3条）消費税法の規定が適用される。したがって、人格のない社団等が行った課税資産の譲渡等（消費税法2条1項9号）については、一般の法人と同様に消費税等の課税対象となる。なお、消費税法においては、人格のない社団等に対する法人税の取扱いとは異なり、人格のない社団等が課税資産の譲渡等を行った場合には、それが、収益事業に該当するかどうかにかかわらず、消費税等の課税対象とされる。

(イ) 組合がその構成員から受領する組合費等に係る消費税法上の取扱い

消費税は、事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡、資産の貸付け及び役務の提供を課税の対象としている以上、組合等がその構成員から受け取った組合費等に消費税が課税されるか否かは、組合等が構成員に対して行う役務の提供と組合費との間に明白な対価関係があるかどうかにより定まる。

そして、一般に、組合等がその団体としての通常の業務運営のために経常的に要する費用をその構成員に分担させその団体の存立を図るというような、いわゆる通常会費については、資産の譲渡等の対価に該当しないものとされ、その対価関係が明白なものであると判定することが困難な場合には、組合等における内部自治として、組合等においてその收受する会費等につき対価性がないもの（不課税）とするとともに、その会費等の支払者側においても、そのこととの見合いで課税仕入れに該当しないこととしているときは、その処理を認めることとされている（消費税法基本通達5-5-3）。

したがって、通常組合費等については消費税は課税されず、また、組合等が組合費等を受け取ったことについて消費税が課税されない場合、組合費等を支払った側も支出した組

合費等を課税仕入れとすることはできない（消費税法2条1項12号）。

（ウ） 管理費等に対する消費税法上の取扱い

一般に、マンション管理組合が、その区分所有者から受領する管理費等については、管理費等はマンション管理組合の運営等にも充てられるものとも考えられ、反対給付という概念を想定することが困難であること、区分所有者が支出した管理費等とマンション管理組合がその構成員である区分所有者に対し提供する役務との間に、明白な対価関係があるとは認められないこと、管理費等の支出の原因は当該管理組合の組合員としての地位に基づくものであることから、通常、管理費等の受領は、「資産の譲渡等」に伴う対価には該当しないとして、消費税法上は不課税取引とされている。

したがって、マンション管理組合が、その構成員である区分所有者から受け取った管理費及び修繕積立金については、消費税の課税対象とされない不課税取引となるのであり、このように解する以上、管理費等を支出した側である区分所有者がこれを課税仕入れとすることもできないことになる。

ウ 仕入税額控除の適用要件

なお、仕入税額控除が認められるためには、課税仕入れにつき、事業者が、課税仕入れに係る対価の額、課税仕入れの相手方氏名などを記帳した帳簿及び課税仕入れの相手方から交付される請求書等をいずれも保存していることが要求される。そして、仕入税額控除は両者の保存を満たした場合に限り認められる（消費税法30条7項。なお、帳簿及び請求書等の記載事項については、消費税法30条8、9項参照）。

そして、ここでいう、帳簿及び請求書等の保存とは、それらが単に存在し、納税者が所持しているというだけでなく、法令において規定する期間を通じて定められた場所において、税務職員の質問検査に応じてその内容を確認できるように提示できる状態で保存を継続している必要があると解されている（最高裁平成16年12月16日第一小法廷判決・民集58巻9号2458頁）。

エ 本件管理費等に係る消費税等についての本件各更正処分の適法性

（ア） 以上を踏まえて検討するに、①原告らが支出した本件管理費等は、本件各管理組合及び本件その他の管理組合の一組合員としての地位に基づいて各管理組合の運営費等を負担し支出したものであること（乙A4・本件各管理規約11条ないし15条参照）、②前記1(2)アのとおり、原告らが本件各管理組合に対して支出した本件管理費等については、その支出金額の具体的根拠が不明であり、支出と管理組合からの役務の提供との間に明白な対価関係が認められないこと、③本件各管理組合及び本件その他の管理組合が、原告らから受領した本件管理費等について、いずれも消費税等の申告を行っていないことなどからすれば、本件管理費等の受領は、資産の譲渡等に伴う対価には該当せず、消費税の課税対象とはならない不課税取引と見るべきである。したがって、原告らの本件管理費等の支出は、課税仕入れに係る支払対価には当たらない。

（イ） また、仮に、本件各管理組合には実体が認められない（前記1、2で認定したところに照らすと、かかる認定も十分考えられるところである。）等の理由によって、本件管理費等の支出（のうち一部）を課税仕入れと認める余地があるとしても、本件各管理組合においては前記認定(1)ウで認定したとおり何ら会計帳簿等を作成していないのであるから、結局、原告らとの関係において、仕入税額控除の適用要件を充たしているとはいえず、本

件管理費等につき仕入税額控除を認めることはできないというほかない。

(ウ) したがって、いずれにせよ、原告らの本件各管理組合及び本件その他の管理組合に対する本件管理費等の支出について、全額仕入税額控除を否認した福岡税務署長の処分は適法であるといえる。

オ 原告らの主張の検討

(ア) この点、原告らは、①本件各管理組合とその区分所有者との間に役務の提供はないとする被告の主張は、実際に本件各管理組合を通じて負担した支出額が原告らの損金であるとする法人税の本件各更正処分等と矛盾し、論理的な整合性がないとか、②本件各管理組合が費消した管理費等は、本件各マンションの各区分所有者に帰属するのであれば、その都度損金算入された支出金額に相当する金額は課税仕入れとなるので、被告の主張は法人税についての主張と矛盾するなど主張する。

(イ) しかし、上記(ア)①及び②の点については、要するに、法人税の本件各更正処分等と消費税等の本件各更正処分等において、本件管理費等のうち本件各管理組合が業務費用等や修繕費用等として実際に費消した額の取扱いが異なる（すなわち、前者では当該額は（剰余金の額とは異なり）損金算入が認められるが、後者では当該額についても（剰余金の額と同様に）仕入税額控除が否認される。）点をとらえて矛盾等があるとする主張であると考えられるところ、これは法人税における損金算入の要件と消費税における仕入税額控除の要件の差異に起因するものであって、何ら矛盾等は認められないから、上記原告らの指摘はいずれも採用することができない。

(ウ) その他、原告らは、消費税等についての本件各更正処分等の適法性についてる主張するが、いずれも上記エの判断を左右するものではない。

カ 結論

したがって、原告らの本件各管理組合及び本件その他の管理組合に対する本件管理費等の支出について、その全額について課税仕入れ該当性を否定し、仕入税額控除を否認した福岡税務署長の処分は適法である。

第4 結論

以上の次第で、原告らの請求はいずれも理由がなく棄却すべきである。

よって、主文のとおり判決する。

福岡地方裁判所第2民事部

裁判長裁判官 西井 和徒

裁判官 塚田 奈保

裁判官 圓道 至剛

本件各更正処分等の根拠

第1 原告らに係る法人税の各更正処分等の計算過程の概要

1 原告Aについて（別表3－1参照）

(1) 平成15年3月期

ア 所得金額	8285万4534円
（ア）申告所得金額（甲イ2・確定申告書）	7087万2855円
（イ）家賃原価の過大計上額	1213万4464円

原告Aは、K（別表1「本件各マンションの区分所有状況」の番号20）の管理組合（以下「K管理組合」という。）に対して支出した本件管理費等1228万8000円について、仮払消費税等の額58万5142円を差し引いた1170万2858円を損金の額に算入している（別表8－1の「勘定科目・家賃原価」欄の「損金算入額（③）」）。

しかしながら、本件管理費等のうち、上記管理組合において実際に業務費用等に充てられた金額以外の剰余金1213万4464円（本件管理費614万4000円から業務費用等15万3536円を差し引いた599万0464円及び本件修繕積立金614万4000円の合計額）は、当事業年度末までに債務が確定していないことから、損金算入を否認した（別表8－1の「勘定科目・家賃原価」欄における「家賃原価計・計（①）」欄の「剰余金」）。

（ウ）家賃原価の認容額	58万5142円
-------------	----------

上記（イ）のとおり、原告Aは、本件管理費等が消費税法上の課税仕入れに該当するとして、本件管理費等を損金の額に算入するに当たって、仮払消費税等に相当する額を控除している。

しかしながら、本件管理費等は対価性がない取引であり、消費税の課税対象となる「資産の譲渡等」（消費税法2条1項8号）には該当しないことから、原告Aが仮払消費税等として計上した58万5142円を損金の額に加算した（別表8－1の「勘定科目・家賃原価」欄における「家賃原価計・内仮払消費税等（②）」）。

（エ）雑費の過大計上額	35万3815円
-------------	----------

原告Aは、L（別表1の番号10）の管理組合（以下「L管理組合」という。）に対して支出した本件管理費等41万4000円について、仮払消費税等1万9714円を差し引いた39万4286円を損金の額に算入している（別表8－1の「勘定科目・雑費」欄の「雑費計・損金算入額（⑥）」）。

しかしながら、本件管理費等のうち、上記管理組合において実際に業務費用等に充てられた金額以外の剰余金35万3815円（本件管理費20万7000円から業務費用等6万0185円を差し引いた14万6815円及び本件修繕積立金20万7000円の合計額）は、当事業年度末までに債務が確定していないことから、損金算入を否認した（別表8－1の「雑費」欄における「雑費計・計（④）」欄の「剰余金」）。

（オ）雑費の認容額	1万9714円
-----------	---------

上記（エ）のとおり、原告Aは、本件管理費等が消費税法上の課税仕入れに該当するとして、本件管理費等を損金の額に算入するに当たって、仮払消費税等の額に相当する額を控除している。

しかしながら、本件管理費等は対価性がない取引であり、消費税の課税対象となる「資産

の譲渡等」(消費税法2条1項8号)には該当しないことから、原告Aが仮払消費税等として計上した1万9714円を損金の額に加算した「(別表8-1の「雑費」欄における「雑費計・内仮払消費税等(⑤)」)。

(カ) 租税公課の過大計上額 9万8176円

原告Aは、上記(イ)及び(エ)の各管理組合に対して支出した本件管理費等が消費税法上の課税仕入れに該当するとして、上記管理費等の合計額1270万2000円(別表8-1の「平成15年3月期」欄の「計上額」欄の①及び④の合計額)に対する仮払消費税等60万4856円(別表8-1の「平成15年3月期」の②及び⑤の合計額)を計上していたところ、同原告の平成15年3月課税期間の課税売上割合が95パーセント未満であったことから(甲イ8・2枚目・付表2の「課税売上割合」欄。なお、仕入税額控除額の計算方式として、一括比例配分方式を選択している(甲イ8・1枚目・申告書の「控除税額の計算方法」欄。))、上記仮払消費税等のうち仕入税額控除ができなかった控除対象外消費税額等9万8176円(下記計算式参照)を租税公課として損金の額に算入している。

しかしながら、上記(ウ)及び(オ)のとおり、本件管理費等は消費税法上の「資産の譲渡等」ではないため「課税仕入れ」に該当しないことから、上記控除対象外消費税額等の損金算入を否認した。

(計算式)

$$604,856円 \times (100 - 83.7686620) \% \approx 98,176円$$

(キ) 雑収入の計上漏れ額 80円

原告Aに係る法人税の本件各更正処分による未払消費税等の増加額、すなわち、本件管理費等に係る仕入税額控除額の否認額(仮払消費税等の額から控除対象外消費税額等を差し引いた額)50万6680円が、本来、本件の更正処分により納付すべき消費税等の税額となるところ、消費税等の更正処分による納付税額(差引納付税額)は50万6600円であったため(甲イ7・「差引納付すべき又は減少(一印)する合計税額」欄)、上記未払消費税等と差引納付税額との差額80円を雑収入として益金の額に算入した。

(ク) 上記(ア)ないし(キ)により、所得金額は8285万4534円となる(甲イ1・「更正又は決定の金額」欄の「所得金額又は欠損金額」)。

(計算式)

$$\begin{aligned} 82,854,534円 &= (ア) (70,872,855円) + (イ) (12,134,464円) - (ウ) (585,142円) \\ &\quad + (エ) (353,815円) - (オ) (19,714円) + (カ) (98,176円) \\ &\quad + (キ) (80円) \end{aligned}$$

イ 差引納付すべき法人税額 392万2300円

(ア) 所得金額に対する法人税額 2421万6200円

上記アで認められた所得金額8285万4534円につき、国税通則法118条1項の規定による端数処理をし、法人税法66条1項及び2項(ただし、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(以下「負担軽減措置法」という。))16条により読替え後の税率。以下同じ。)の規定により計算した。

(イ) 同族会社の課税留保金額に対する税額 206万4825円

同族会社の留保金額については、法人税法67条1項により、納付すべき税額を算出し、所得金額に対する税額に加算して納付すべき税額を計算することとなっているところ、原告

Aは同族会社である（甲イ２・申告書別表二「判定結果」欄）ことから、本件の更正処分によって留保金額（上記アにより増加した所得金額は、留保金となる。）が増加したことにより、法人税申告書別表三（一）（甲イ２・３枚目）に従って当該留保金額に対する税額の再計算をした。

（ウ） 法人税額から控除される所得税額（甲イ２・「所得税等の額等」） 76円
法人税法６８条の規定により、所得税額を控除した。

（エ） 既に納付の確定した法人税額 2235万8600円

（オ） 上記（ア）ないし（ウ）により算出した金額につき、国税通則法１１９条１項による端数処理をした金額から、上記（エ）の金額を控除することにより、納付すべき法人税額は、392万2300円となる（甲イ１・「更正又は決定の金額」欄の「差引納付すべき又は減少（一印）する法人税額」）。

（計算式）

$$3,922,300円 = (ア) (24,216,200円) + (イ) (2,064,825円) - (ウ) (76円) \\ - \text{端数処理} (49円) - (エ) (22,358,600円)$$

ウ 過少申告加算税額 39万2000円

過少申告加算税の額は、国税通則法６５条１項の規定に基づき、上記イの差引納付すべき法人税額392万2300円（国税通則法１１８条３項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの）に100分の10の割合を乗じた39万2000円となる（甲イ１・「賦課した加算税の額の計算明細」欄の「加算税の額」欄）。

(2) 平成16年3月期

ア 所得金額 6198万4430円

（ア） 申告所得金額（甲イ４・確定申告書） 5044万5362円

（イ） 管理費の過大計上額 1330万3368円

原告Aは、本件各管理組合に対して支出した本件管理費等1339万2000円について、仮払消費税等63万7714円を差し引いた1275万4286円を損金の額に算入している（別表８－１の「勘定科目・管理費」欄の「本件各マンション計・損金算入額（⑨）」）。

しかしながら、本件管理費等のうち、本件各管理組合において実際に業務費用等に充てられた金額以外の剰余金1330万3368円（本件管理費669万6000円から業務費用等8万8632円を差し引いた660万7368円及び本件修繕積立金669万6000円の合計額）は、当事業年度末までに債務が確定していないことから、損金算入を否認した（別表８－１の「勘定科目・管理費」欄における「本件各マンション計・計（⑦）」欄の「剰余金」）。

（ウ） 管理費の認容額 73万1473円

原告Aは、本件各管理組合に対して支出した本件管理費等及び本件その他の管理組合に対して支出した本件その他の管理費等（以下、本件管理費等及び本件その他の管理費等を併せて「本件総管理費等」という。）はいずれも消費税法上の課税仕入れに該当するとして、本件総管理費等1536万0935円（別表８－１の「勘定科目・管理費」欄における「『管理費』計（⑪）」）を損金の額に算入するに当たって、仮払消費税等に相当する額73万1473円（同別表・⑪欄の「内仮払消費税等（⑫）」）を控除している。

しかしながら、本件総管理費等は対価性がない取引であり消費税の課税対象となる「資産

の譲渡等」(消費税法2条1項8号)には該当しないことから、原告Aが仮払消費税等として計上した73万1473円を損金の額に加算した。

(エ) 租税公課の過大計上額 11万7349円

原告Aは、本件総管理費等が消費税法上の課税仕入れに該当するとして、本件総管理費等に対する仮払消費税等として73万1473円を計上していたところ、同原告の平成16年3月課税期間における課税売上割合が95パーセント未満であったことから(甲イ10・2枚目・付表2の「課税売上割合」欄。なお、仕入税額控除の計算方式として、一括比例配分方式を選択している(甲イ10・1枚目・申告書の「控除税額の計算方法」欄。))、上記仮払消費税等のうち仕入税額控除ができなかった控除対象外消費税額等11万7349円(下記計算式参照)を租税公課として損金の額に算入している。

しかしながら、上記(ウ)のとおり、本件総管理費等は消費税法上の「資産の譲渡等」ではないため「課税仕入れ」に該当しないことから、上記控除対象外消費税額等の損金算入を否認した。

(計算式)

$$731,473円 \times (100 - 83.9572940) \% \div 117,349円$$

(オ) 雑収入の計上漏れ額 24円

原告Aに係る法人税の本件各更正処分による未払消費税等の増加額、すなわち、本件総管理費等に係る仕入税額控除額の否認額(仮払消費税等の額から控除対象外消費税額等を差し引いた額)61万4124円が本来、本件の更正処分により納付すべき消費税等の税額となるところ、消費税等の更正処分による納付税額(差引納付税額)は61万4100円であったため(甲イ9・「差引納付すべき又は減少(一印)する合計税額」)、未払消費税等と差引納付税額との差額24円を雑収入として益金の額に算入した。

(カ) 事業税の認容額 115万0200円

平成15年3月期の法人税の更正により増加した所得金額1198万1679円(甲イ1・「更正又は決定の金額」欄及び「申告又は更正前の金額」欄の「所得金額又は欠損金額」の差額)に対する事業税相当額115万0200円を損金の額に算入した。

(キ) 上記(ア)ないし(カ)により、所得金額は6198万4430円となる(甲イ3・「更正又は決定の金額」欄における「所得金額又は欠損金額」)。

(計算式)

$$\begin{aligned} 61,984,430円 &= (\text{ア}) (50,445,362円) + (\text{イ}) (13,303,368円) \\ &\quad - (\text{ウ}) (731,473円) + (\text{エ}) (117,349円) \\ &\quad + (\text{オ}) (24円) - (\text{カ}) (1,150,200円) \end{aligned}$$

イ 差引納付すべき法人税額 346万1700円

(ア) 所得金額に対する法人税額 1795万5200円

上記アで認められた所得金額6198万4430円につき、国税通則法118条1項の規定による端数処理をし、法人税法66条1項及び2項(負担軽減措置法16条による読替え後の税率)により計算した。

(イ) 法人税額から控除される所得税額(甲イ4・「所得税の額等」) 37円

法人税法68条の規定により、所得税額を控除した。

(ウ) 既に納付の確定した法人税額 14499万3400円

(エ) 上記(ア)及び(イ)により算出した金額につき、国税通則法 119 条 1 項による端数処理をした金額から、上記(ウ)の金額を控除することにより、納付すべき法人税額は、346 万 1700 円となる（甲イ 3・「差引納付すべき又は減少（一印）する法人税額」）。

（計算式）

$$3,461,700\text{円} = (\text{ア}) (17,955,200\text{円}) - (\text{イ}) (37\text{円}) \\ - \text{端数処理} (63\text{円}) - (\text{ウ}) (14,493,400\text{円})$$

ウ 過少申告加算税額 34 万 6000 円

過少申告加算税の額は、国税通則法 65 条 1 項の規定に基づき、上記イの差引納付すべき法人税額 346 万 1700 円（国税通則法 118 条 3 項の規定により 1 万円未満の端数を切り捨てた後のもの）に 100 分の 10 の割合を乗じた 34 万 6000 円となる（甲イ 3・「賦課した加算税の額の計算明細」欄の「加算税の額」欄）。

(3) 平成 17 年 3 月期

ア 所得金額 1 億 3153 万 0388 円

(ア) 申告所得金額（乙イ 1・確定申告書及び甲イ 5） 1 億 1992 万 9542 円

(イ) 管理費の過大計上額 1275 万 3846 円

原告 A は、本件各管理組合に対して支出した本件管理費等 1284 万円について、仮払消費税等 61 万 1428 円を差し引いた 1222 万 8572 円を損金の額に算入している（別表 8-1 の「勘定科目・管理費」欄の「本件各マンション計・損金算入額（⑨）」）。

しかしながら、本件管理費等のうち、本件各管理組合において実際に業務費用等に充てられた金額以外の剰余金 1275 万 3846 円（本件管理費 642 万円から業務費用等 8 万 6154 円を差し引いた 633 万 3846 円及び本件修繕積立金 642 万円との合計額）は、当事業年度末までに債務が確定していないことから、損金算入を否認した（別表 8-1 の「勘定科目・管理費」欄の「本件各マンション計・計（⑦）」欄の「剰余金」）。

(ウ) 管理費の認容額 67 万 2747 円

原告 A は、本件各管理組合及び本件その他の管理組合に対して支出した本件総管理費等 1412 万 7702 円（別表 8-1 の「勘定科目・管理費」欄における「『管理費』計（⑪）」）が消費税法上の課税仕入れに該当するとして、本件総管理費等を損金の額に算入するに当たって、仮払消費税等に相当する額 67 万 2747 円（同別表・「『管理費』計（⑪）欄」の「内仮払消費税等（⑫）」）を控除している。

しかしながら、本件総管理費等は対価性がない取引であり消費税の課税対象となる「資産の譲渡等」（消費税法 2 条 1 項 8 号）には該当しないことから、原告 A が仮払消費税等として計上した 67 万 2747 円を損金の額に加算した。

(エ) 租税公課の過大計上額 62 万 7262 円

上記(ウ)のとおり、原告 A は、本件総管理費等が消費税法上の課税仕入れに該当するとして、本件総管理費等に対する仮払消費税等として 67 万 2747 円を計上していたところ、同原告の平成 17 年 3 月課税期間の課税売上割合が 95 パーセント未満であったことから（甲イ 12・2 枚目・付表 2 の「課税売上割合」欄。なお、仕入税額控除額の計算方式として、個別対応方式を選択している（甲イ 12・1 枚目・申告書の「控除税額の計算方法」欄）。）、上記仮払消費税等のうち仕入税額控除ができなかった控除対象外消費税額等 62 万 7262 円（甲イ 12・4 枚目・消費税計算書の「非課税売上対応」欄の「一般管理費・管理費」

欄の「消費税額」を租税公課として損金の額に算入している。

しかしながら、上記(ウ)のとおり、本件総管理費等は消費税法上の「資産の譲渡等」ではなく「課税仕入れ」に該当しないことから、上記控除対象外消費税額等の損金算入を否認した。

(オ) 雑収入の計上漏れ額 185円

原告Aに係る法人税の本件各更正処分による未払消費税額等の増加額、すなわち、本件総管理費等に係る仕入税額控除の否認額（仮払消費税等の額から控除対象外消費税額等を差し引いた額）4万5485円が、本来、本件の更正処分により納付すべき消費税等の税額となるところ、消費税等の更正処分による納付税額（差引納付税額）は4万5300円であったため（甲イ11・「差引納付すべき又は減少（一印）する合計税額」欄）、上記未払消費税等と差引納付税額との差額185円を雑収入として益金の額に算入した。

(カ) 事業税の認容額 110万7700円

平成16年3月期の法人税の更正により増加した所得金額1153万9068円（甲イ3・「更正又は決定の金額」欄及び「申告又は更正前の金額」欄の「所得金額又は欠損金額」の差額）に対する事業税相当額110万7700円を損金の額に算入した。

(キ) 上記(ア)ないし(カ)により、所得金額は1億3153万0388円となる（甲イ5・「更正又は決定の金額」欄における「所得金額又は欠損金額」）。

(計算式)

$$\begin{aligned} 131,530,388円 &= (ア) (119,929,542円) + (イ) (12,753,846円) \\ &\quad - (ウ) (672,747円) + (エ) (627,262円) \\ &\quad + (オ) (185円) - (カ) (1,107,700円) \end{aligned}$$

イ 差引納付すべき法人税額 348万0300円

(ア) 所得金額に対する法人税額 3881万9000円

上記アで認められた所得金額1億3153万0388円につき、国税通則法118条1項の規定による端数処理をし、法人税法66条1項及び2項の規定（負担軽減措置法16条による読替え後の税率）により計算した。

(イ) 法人税額から控除される所得税額（甲イ6・「所得税の額等」） 5円

法人税法68条の規定により、所得税額を控除した。

(ウ) 既に納付の確定した法人税額 3533万8600円

(エ) 上記(ア)及び(イ)により算出した金額につき、国税通則法119条1項による端数処理をした金額から、上記(ウ)の金額を控除することにより、納付すべき法人税額は、348万0300円となる（甲イ5・「差引納付すべき又は減少（一印）する法人税額」）。

(計算式)

$$\begin{aligned} 3,480,300円 &= (ア) (38,819,000円) - (イ) (5円) \\ &\quad - \text{端数処理} (95円) - (ウ) (35,338,600円) \end{aligned}$$

ウ 過少申告加算税額 34万8000円

過少申告加算税の額は、国税通則法65条1項の規定に基づき、上記イの差引納付すべき法人税額348万0300円（国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの）に100分の10の割合を乗じた34万8000円となる（甲イ5・「賦課した加算税の額の計算明細」欄の「加算税の額」欄）。

2 原告Bについて（別表4－1参照）

(1) 平成15年9月期

ア 所得金額 1億9604万7221円

(ア) 申告所得金額（甲ロ2・確定申告書） 1億0770万8916円

(イ) 家賃原価の過大計上額 2331万2349円

原告Bは、J管理組合に対して支出した本件管理費等2616万円について、仮払消費税等124万5714円を差し引いた2491万4286円を損金の額に算入している（別表8－2の「勘定科目・家賃原価」欄の「損金算入額（③）」）。

しかしながら、本件管理費等のうち、上記管理組合において実際に業務費用等に充てられた金額以外の剰余金2331万2349円（本件管理費1308万円から業務費用等284万7651円を差し引いた1023万2349円及び本件修繕積立金1308万円との合計額）は、当事業年度末までに債務が確定していないことから、損金算入を否認した（別表8－2の「勘定科目・家賃原価」欄における「家賃原価計・計（①）」欄の「剰余金」）。

(ウ) 家賃原価の認容額 124万5714円

上記(イ)のとおり、原告Bは、本件管理費等が消費税法上の課税仕入れに該当するとして、本件管理費等を損金の額に算入するに当たって、仮払消費税等に相当する額を控除している。

しかしながら、本件管理費等は対価性がない取引であり、消費税の課税対象となる「資産の譲渡等」（消費税法2条1項8号）には該当しないことから、原告Bが仮払消費税等として計上した124万5714円を損金の額に加算した（別表8－2の「勘定科目・家賃原価」欄における「家賃原価計・内仮払消費税等（②）」）。

(エ) 管理費の過大計上額 6873万8656円

原告Bは、本件各管理組合に対して支出した本件管理費等7155万6000円について、仮払消費税等340万7428円を差し引いた6814万8572円を損金の額に算入している（別表8－2の「勘定科目・管理費」欄の「本件各マンション計・損金算入額（⑥）」）。

しかしながら、本件管理費等のうち、本件各管理組合において実際の業務費用等に充てられた金額（ただし、J管理組合が本件管理費等のうち実際に業務費用等に充てた金額については、上記(イ)の同管理組合の「勘定科目・家賃原価」における業務費用等に全額含めているので、「勘定科目・管理費」においては、除いている。）以外の剰余金6873万8656円（本件管理費3577万8000円から業務費用等281万7344円を差し引いた3296万0656円及び本件修繕積立金3577万8000円との合計額）は、当事業年度末までに債務が確定していないことから、損金算入を否認した（別表8－2の「勘定科目・管理費」欄における「本件各マンション計・計（④）」欄の「剰余金」）。

(オ) 管理費の認容額 351万1565円

原告Bは、本件各管理組合に対して支出した本件管理費等7155万6000円及び本件その他の管理組合に対して支出した本件その他の管理費等218万6880円が、いずれも消費税法上の課税仕入れに該当するとして、上記管理費等の合計額7374万2880円（別表8－2の「勘定科目・管理費」欄における「『管理費』計（⑧）」欄）を損金の額に算入するに当たって、仮払消費税等に相当する額351万1565円（同別表・「『管理費』計（⑧）」欄の「内仮払消費税等（⑨）」）を控除している。

しかしながら、上記管理費等はいずれも対価性がない取引であり消費税の課税対象となる

「資産の譲渡等」(消費税法2条1項8号)には該当しないことから、原告Bが仮払消費税等として計上した351万1565円を損金の額に加算した。

(カ) 租税公課の過大計上額 104万4406円

原告Bは、J管理組合に対し「家賃原価」として支出し、また、本件各管理組合及び本件その他の管理組合に対し「管理費」として支出した管理費等がいずれも消費税法上の課税仕入れに該当するとして、その合計額9990万2880円(別表8-2の「平成15年9月期」欄の「計上額」欄の①及び⑧の合計額)に対する仮払消費税等475万7279円(別表8-2の「平成15年9月期」欄の②及び⑨の合計額)を計上していたところ、同原告の平成15年9月課税期間の課税売上割合が95パーセント未満であったことから(甲ロ8・2枚目・付表2の「課税売上割合」欄。なお、仕入税額控除額の計算方式として、一括比例配分方式を選択している(甲ロ8・1枚目・申告書の「控除税額の計算方法」欄。))、上記仮払消費税等のうち仕入税額控除ができなかった控除対象外消費税額等104万4406円(下記計算式参照)を租税公課として損金の額に算入している。

しかしながら、上記(ウ)及び(オ)のとおり、上記管理費等はいずれも消費税法上の「資産の譲渡等」ではないため「課税仕入れ」に該当しないことから、上記控除対象外消費税額等の損金算入を否認した。

(計算式)

$4,757,279円 \times (100 - 78.0461278) \% \div 1,044,406円$

(キ) 雑収入の計上漏れ額 173円

原告Bに係る法人税の本件各更正処分による未払消費税等の増加額、すなわち、本件管理費等に係る仕入税額控除額の否認額(仮払消費税等の額から控除対象外消費税額等を差し引いた額)371万2873円が、本来、本件の更正処分により納付すべき消費税等の税額となるところ、消費税等の更正処分による納付税額(差引納付税額)は371万2700円であったため(甲ロ7・「差引納付すべき又は減少(一印)する合計税額」欄)、上記未払消費税等と差引納付税額との差額173円を雑収入として益金の額に算入した。

(ク) 上記(ア)ないし(キ)により、所得金額は1億9604万7221円となる(甲ロ1・「更正又は決定の金額」欄の「所得金額又は欠損金額」)。

(計算式)

$196,047,221円 = (ア) (107,708,916円) + (イ) (23,312,349円)$
 $- (ウ) (1,245,714円) + (エ) (68,738,656円)$
 $- (オ) (3,511,565円) + (カ) (1,044,406円)$
 $+ (キ) (173円)$

イ 差引納付すべき法人税額 3012万5700円

(ア) 所得金額に対する法人税額 5817万4100円

上記アで認められた所得金額1億9604万7221円につき、国税通則法118条1項の規定による端数処理をし、法人税法66条1項及び2項の規定(負担軽減措置法16条による読替え後の税率)により計算した。

(イ) 同族会社の課税留保金額に対する税額 663万2377円

同族会社の留保金額については、法人税法67条1項により、納付すべき税額を算出し、所得金額に対する税額に加算して納付すべき税額を計算することとなっているところ、原告

Bは同族会社である（甲ロ2・申告書別表二「判定結果」欄）ことから、本件の更正処分によって留保金額（上記アにより増加した所得金額は、留保金となる。）が増加したことにより、法人税申告書別表三（一）（甲ロ2・3枚目）に従って当該留保金額に対する税額の再計算をした。

（ウ） 法人税額から控除される所得税額 1001円

法人税法68条の規定により、所得税額を控除した。

（エ） 既に納付の確定した法人税額 3467万9700円

（オ） 上記（ア）ないし（ウ）により算出した金額につき、国税通則法119条1項による端数処理をした金額から、上記（エ）の金額を控除することにより、納付すべき法人税額は、3012万5700円となる（甲ロ1・「更正又は決定の金額」欄の「差引納付すべき又は減少（一印）する法人税額」）。

（計算式）

30,125,700円＝（ア）（58,174,100円）＋（イ）（6,632,377円）

－（ウ）（1,001円）－端数処理（76円）

－（エ）（34,679,700円）

ウ 過少申告加算税額 301万2000円

過少申告加算税の額は、国税通則法65条1項の規定に基づき、上記イの差引納付すべき法人税額3012万5700円（国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの）に100分の10の割合を乗じた301万2000円となる（甲ロ1・「賦課した加算税の額の計算明細」欄の「加算税の額」欄）。

（2）平成16年9月期

ア 所得金額 2億7374万0737円

（ア） 申告所得金額（甲ロ4・確定申告書） 2億2084万4820円

（イ） 管理費の過大計上額 6402万5817円

原告Bは、本件各管理組合に対して支出した本件管理費等7160万4000円について、仮払消費税等340万9714円を差し引いた6819万4286円を損金の額に算入している（別表8-2の「勘定科目・管理費」欄の「本件各マンション計・損金算入額（⑥）」）。

しかしながら、本件管理費等のうち、本件各管理組合において実際に業務費用等に充てられた金額以外の剰余金6402万5817円（本件管理費3580万2000円から業務費用等757万8183円を差し引いた2822万3817円及び本件修繕積立金3580万2000円との合計額）は、当事業年度末までに債務が確定していないことから、損金算入を否認した（別表8-2の「勘定科目・管理費」欄における「本件各マンション計・計（④）」欄の「剰余金」）。

（ウ） 管理費の認容額 373万4151円

原告Bは、本件各管理組合及び本件その他の管理組合に対して支出した本件総管理費等7841万7174円（別表8-2の「勘定科目・管理費」欄における「『管理費』計（⑧）」）が消費税法上の課税仕入れに該当するとして、本件総管理費等を損金の額に算入するに当たって、仮払消費税等に相当する額373万4151円（同別表・「『管理費』計（⑧）欄」の「内仮払消費税等（⑨）」）を控除している。

しかしながら、本件総管理費等は対価性がない取引であり消費税の課税対象となる「資産

の譲渡等」(消費税法2条1項8号)には該当しないことから、原告Bが仮払消費税等として計上した373万4151円を損金の額に加算した。

(エ) 租税公課の過大計上額 108万4806円

上記(ウ)のとおり、原告Bは、本件総管理費等が消費税法上の課税仕入れに該当するとし、本件総管理費等に対する仮払消費税等として373万4151円を計上していたところ、同原告の平成16年9月課税期間の課税売上割合が95パーセント未満であったことから(甲ロ10・2枚目・付表2の「課税売上割合」欄。なお、仕入税額控除額の計算方式として、一括比例配分方式を選択している(甲ロ10・1枚目・申告書の「控除税額の計算方法」欄。))、上記仮払消費税等のうち仕入税額控除ができなかった控除対象外消費税額等108万4806円(下記計算式参照)を租税公課として損金の額に算入している。

しかしながら、上記(ウ)のとおり、本件総管理費等は消費税法上の「資産の譲渡等」ではなく「課税仕入れ」に該当しないことから、上記控除対象外消費税額等の損金算入を否認した。

(計算式)

$$3,734,151円 \times (100 - 70.9490661) \% \div 1,084,806円$$

(オ) 雑収入の計上漏れ額 45円

原告Bに係る法人税の本件各更正処分による未払消費税額等の増加額、すなわち、本件総管理費等に係る仕入税額控除の否認額(仮払消費税等の額から控除対象外消費税額等を差し引いた額)264万9345円が、本来、本件の更正処分により納付すべき消費税等の税額となるところ、消費税等の更正処分による納付税額(差引納付税額)は264万9300円であったため(甲ロ9・「差引納付すべき又は減少(一印)する合計税額」欄)、上記未払消費税等と差引納付税額との差額45円を雑収入として益金の額に算入した。

(カ) 事業税の認容額 848万0600円

平成15年9月期の法人税の更正により増加した所得金額8833万8305円(甲ロ1・「更正又は決定の金額」欄及び「申告又は更正前の金額」欄の「所得金額又は欠損金額」の差額)に対する事業税相当額848万0600円を当期の損金の額に算入した。

(キ) 上記(ア)ないし(カ)により、所得金額は2億7374万0737円となる(甲ロ3・「更正又は決定の金額」欄における「所得金額又は欠損金額」)。

(計算式)

$$\begin{aligned} 273,740,737円 &= (ア) (220,844,820円) + (イ) (64,025,817円) \\ &\quad - (ウ) (3,734,151円) + (エ) (1,084,806円) \\ &\quad + (オ) (45円) - (カ) (8,480,600円) \end{aligned}$$

イ 差引納付すべき法人税額 1586万8800円

(ア) 所得金額に対する法人税額 8148万2000円

上記アで認められた所得金額2億7374万0737円につき、国税通則法118条1項の規定による端数処理をし、法人税法66条1項及び2項の規定(負担軽減措置法16条による読替え後の税率)により計算した。

(イ) 法人税額から控除される所得税額(甲ロ4・「所得税の額等」) 140円

法人税法68条の規定により、所得税額を控除した。

(ウ) 既に納付の確定した法人税額 6561万3000円

(エ) 上記(ア)及び(イ)により算出した金額につき、国税通則法119条1項による端数処理をした金額から、上記(ウ)の金額を控除することにより、納付すべき法人税額は、1586万8800円となる。

(計算式)

$$15,868,800円 = (ア) (81,482,000円) - (イ) (140円) \\ - \text{端数処理} (60円) - (ウ) (65,613,000円)$$

ウ 過少申告加算税額 158万6000円

過少申告加算税の額は、国税通則法65条1項の規定に基づき、上記(2)の差引納付すべき法人税額1586万8800円(国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの)に100分の10の割合を乗じた158万6000円となる(甲ロ3・「賦課した加算税の額の計算明細」欄の「加算税の額」欄)。

(3) 平成17年9月期

ア 所得金額 1億8448万7396円

(ア) 申告所得金額(甲ロ6・確定申告書) 1億4897万3284円

(イ) 管理費の過大計上額 4281万5612円

原告Bは、本件各管理組合に対して支出した本件管理費等7160万4000円について、仮払消費税等340万9714円を差し引いた6819万4286円を損金の額に算入している(別表8-2の「勘定科目・管理費」欄の「本件各マンション計・損金算入額(⑥)」)。

しかしながら、本件管理費等のうち、本件各管理組合において実際に業務費用等に充てられた金額以外の剰余金4281万5612円(本件管理費3580万2000円から業務費用等786万5087円を差し引いた2793万6913円及び本件修繕積立金3580万2000円から修繕費等2092万3301円を差し引いた1487万8699円との合計額)は、当事業年度末までに債務が確定していないことから、損金算入を否認した(別表8-2の「勘定科目・管理費」欄の「本件各マンション計・計(④)」欄の「剰余金」)。

(ウ) 管理費の認容額 368万8807円

原告Bは、本件各管理組合及び本件その他の管理組合に対して支出した本件総管理費等7746万4961円(別表8-2の「勘定科目・管理費」欄における「『管理費』計(⑧)」が消費税法上の課税仕入れに該当するとして、本件総管理費等を損金の額に算入するに当たって、仮払消費税等に相当する額368万8807円(同別表・「『管理費』計(⑧)」欄の「内仮払消費税等(⑨)」)を控除している。

しかしながら、本件総管理費等は対価性がない取引であり消費税の課税対象となる「資産の譲渡等」(消費税法2条1項8号)には該当しないことから、原告Bが仮払消費税等として計上した368万8807円を損金の額に加算した。

(エ) 租税公課の過大計上額 146万5264円

上記(ウ)のとおり、原告Bは、本件総管理費等が消費税法上の課税仕入れに該当するとして、本件総管理費等に対する仮払消費税等として368万8807円を計上していたところ、同原告の平成17年9月課税期間の課税売上割合が95パーセント未満であったことから(甲ロ12・2枚目・付表2の「課税売上割合」欄。なお、仕入税額控除額の計算方式として、一括比例配分方式を選択している(甲ロ12・1枚目・申告書の「控除税額の計算方法」欄。))、上記仮払消費税等のうち仕入税額控除ができなかった控除対象外消費税額等146

万 5 2 6 4 円（下記計算式参照）を租税公課として損金の額に算入している。

しかしながら、上記(ウ)のとおり、本件総管理費等は消費税法上の「資産の譲渡等」ではないため「課税仕入れ」に該当しないことから、上記控除対象外消費税額等の損金算入を否認した。

（計算式）

$$3,688,807円 \times (100 - 60.2781260) \% \div 1,465,264円$$

(オ) 雑収入の計上漏れ額 4 3 円

原告Bに係る法人税の本件各更正処分による未払消費税額等の増加額、すなわち、本件総管理費等に係る仕入税額控除額の否認額（仮払消費税等の額から控除対象外消費税額等を差し引いた額）2 2 2 万 3 5 4 3 円が、本来、本件の更正処分により納付すべき消費税等の税額となるところ、消費税等の更正処分による納付税額（差引納付税額）は2 2 2 万 3 5 0 0 円（甲ロ 1 1・「差引納付すべき又は減少（一印する合計税額）」との差額 4 3 円を雑収入として益金の額に算入した。

(カ) 事業税の認容額 5 0 7 万 8 0 0 0 円

平成 1 6 年 9 月期の法人税の更正により増加した所得金額 5 2 8 9 万 5 9 1 7 円（甲ロ 3・「更正又は決定の金額」欄及び「申告又は更正前の金額」欄の「所得金額又は欠損金額」の差額）に対する事業税相当額 5 0 7 万 8 0 0 0 円を損金の額に算入した。

(キ) 上記アないしカにより、所得金額は 1 億 8 4 4 8 万 7 3 9 6 円となる（甲ロ 5・「更正又は決定の金額」欄における「所得金額又は欠損金額」）。

（計算式）

$$\begin{aligned} 184,487,396円 &= (ア) (148,973,284円) + (イ) (42,815,612円) \\ &\quad - (ウ) (3,688,807円) + (エ) (1,465,264円) \\ &\quad + (オ) (43円) - (カ) (5,078,000円) \end{aligned}$$

イ 差引納付すべき法人税額 1 0 6 5 万 4 2 0 0 円

(ア) 所得金額に対する法人税額 5 4 7 0 万 6 1 0 0 円

上記アで認められた所得金額 1 億 8 4 4 8 万 7 3 9 6 円につき、国税通則法 1 1 8 条 1 項の規定による端数処理をし、法人税法 6 6 条 1 項及び 2 項の規定（負担軽減措置法 1 6 条による読替え後の税率）により計算した。

(イ) 法人税額から控除される所得税額（甲ロ 6・「所得税の額等」） 6 4 8 円

法人税法 6 8 条の規定により、所得税額を控除した。

(ウ) 既に納付の確定した法人税額 4 4 0 5 万 1 2 0 0 円

(エ) 上記(ア)及び(イ)により算出した金額につき、国税通則法 1 1 9 条 1 項による端数処理をした金額から、上記(ウ)の金額を控除することにより、納付すべき法人税額は、1 0 6 5 万 4 2 0 0 円となる（甲ロ 5・「差引納付すべき又は減少（一印）する法人税額」）。

（計算式）

$$\begin{aligned} 10,654,200円 &= (ア) (54,706,100円) - (イ) (648円) \\ &\quad - \text{端数処理} (52円) - (ウ) (44,051,200円) \end{aligned}$$

ウ 過少申告加算税額 1 0 6 万 5 0 0 0 円

過少申告加算税の額は、国税通則法 6 5 条 1 項の規定に基づき、上記イの差引納付すべき法人税額 1 0 6 5 万 4 2 0 0 円（国税通則法 1 1 8 条 3 項の規定により 1 万円未満の端数を切り

捨てた後のもの)に100分の10の割合を乗じた106万5000円となる(甲ロ5・「賦課した加算税の額の計算明細」欄の「加算税の額」欄)参照)。

3 原告Cについて(別表5-1参照)

(1) 平成15年3月期

ア 所得金額 4億5902万6335円

(ア) 申告所得金額(甲ハ2・確定申告書) 870万7150円

(イ) 管理費の過大計上額 4億5840万1685円

原告Cは、本件各管理組合に対して支出した本件管理費等4億7682万4000円について、仮払消費税等2270万5904円を差し引いた4億5411万8096円を損金の額に算入している(別表8-3の「勘定科目・管理費」欄の「本件各マンション計・損金算入額(③)」)。

しかしながら、本件管理費等のうち、本件各管理組合において実際に業務費用等に充てられた金額以外の剰余金4億5840万1685円(本件管理費2億3841万2000円から業務費用等1842万2315円を差し引いた2億1998万9685円及び本件修繕積立金2億3841万2000円との合計額)は、当事業年度末までに債務が確定していないことから、損金算入を否認した(別表8-3の「勘定科目・管理費」欄の「本件各マンション計・計(①)」欄の「剰余金」)。

(ウ) 管理費の認容額 2436万6734円

原告Cは、本件各管理組合及び本件その他の管理組合に対して支出した本件総管理費等5億1170万1434円(別表8-3の「勘定科目・管理費」欄における「『管理費』計(⑤)」)が消費税法上の課税仕入れに該当するとして、本件総管理費等を損金の額に算入するに当たって、仮払消費税等に相当する額2436万6734円(同別表・「『管理費』計(⑤)」欄の「内仮払消費税等(⑥)」)を控除している。

しかしながら、本件総管理費等は対価性がない取引であり消費税の課税対象となる「資産の譲渡等」(消費税法2条1項8号)には該当しないことから、原告Cが仮払消費税等として計上した2436万6734円を損金の額に加算した。

(エ) 租税公課の過大計上額 1628万4246円

上記(ウ)のとおり、原告Cは、本件総管理費等が消費税法上の課税仕入れに該当するとして、本件総管理費等に対する仮払消費税等2436万6734円を計上していたところ、同原告の平成15年3月課税期間の課税売上割合が95パーセント未満であったことから(甲ハ8・2枚目・付表2の「課税売上割合」欄。なお、仕入税額控除額の計算方式として、一括比例配分方式を選択している(甲ハ8・1枚目・申告書の「控除税額の計算方法」欄))、上記仮払消費税等のうち仕入税額控除ができなかった控除対象外消費税額等1628万4246円(下記計算式参照)を租税公課として損金の額に算入している。

しかしながら、上記(ウ)のとおり、本件総管理費等は消費税法上の「資産の譲渡等」ではないため「課税仕入れ」に該当しないことから、上記控除対象外消費税額等の損金算入を否認した。

(計算式)

$24,366,734円 \times (100 - 33.1701760) \% \div 16,284,246円$

(オ) 雑損失の認容額 12円

原告Cに係る法人税の本件各更正処分による未払消費税等の増加額、すなわち、本件総管理費等に係る仕入税額控除額の否認額（仮払消費税等の額から控除対象外消費税額等を差し引いた額）808万2488円が、本来、本件の更正処分により納付すべき消費税等の税額となるところ、消費税等の更正処分による納付税額（差引納付税額）は808万2500円であったため（甲ハ7・「差引納付すべき又は減少（一印）する合計税額」）、未払消費税等と差引納付税額との差額12円を雑損失として損金の額に算入した。

(カ) 上記(ア)ないし(オ)により、所得金額は4億5902万6335円となる（甲ハ1・「更正又は決定の金額」欄における「所得金額又は欠損金額」）。

(計算式)

$$\begin{aligned} 459,026,335\text{円} &= (\text{ア}) (8,707,150\text{円}) + (\text{イ}) (458,401,685\text{円}) \\ &\quad - (\text{ウ}) (24,366,734\text{円}) + (\text{エ}) (16,284,246\text{円}) \\ &\quad - (\text{オ}) (12\text{円}) \end{aligned}$$

イ 差引納付すべき法人税額 1億5414万9100円

(ア) 所得金額に対する法人税額 1億3706万7800円

上記アで認められた所得金額4億5902万6335円につき、国税通則法118条1項の規定による端数処理をし、法人税法66条1項及び2項の規定（負担軽減措置法16条による読替え後の税率）により計算した。

(イ) 同族会社の課税留保金額に対する税額 1905万3390円

同族会社の留保金額については、法人税法67条1項により、納付すべき税額を算出し、所得金額に対する税額に加算して納付すべき税額を計算することとなっているところ、原告Cは同族会社である（甲ハ2・申告書別表二「判定結果」欄）ことから、本件の更正処分によって留保金額が増加したことにより、法人税申告書別表三(一)の様式に従って計算すると課税留保金額1億3278万1410円が新たに生じることとなったため、当該課税留保金額に対する税額を算出した。

(ウ) 法人税額から控除される所得税額（甲ハ2・「所得税等の額等」） 3万7005円
法人税法68条の規定により、所得税額を控除した。

(エ) 既に納付の確定した法人税額 193万5000円

(オ) 上記(ア)ないし(ウ)により算出した金額につき、国税通則法119条1項による端数処理をした金額から、上記(エ)の金額を控除することにより、納付すべき法人税額は、1億5414万9100円となる（甲ハ1・「更正又は決定の金額」欄の「差引納付すべき又は減少（一印）する法人税額」）。

(計算式)

$$\begin{aligned} 154,149,100\text{円} &= (\text{ア}) (137,067,800\text{円}) + (\text{イ}) (19,053,390\text{円}) \\ &\quad - (\text{ウ}) (37,005\text{円}) - \text{端数処理 (85円)} \\ &\quad - (\text{エ}) (1,935,000\text{円}) \end{aligned}$$

ウ 過少申告加算税額 2302万2500円

過少申告加算税の額は、国税通則法65条1項及び2項の規定に基づき、上記イの差引納付すべき法人税額1億5414万9100円（国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの）に100分の10の割合を乗じた1541万4000円と、差引納付すべき税額が、既に納付の確定した法人税額（上記イ(エ)）に法人税額から控除される

所得税額（上記イ(ウ)）を加算した額197万2005円を超える部分の額1億5217万7095円（同法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの）に100分の5の割合を乗じた760万8500円との合計額2302万2500円となる（甲ハ1・「賦課した加算税の額の計算明細」欄の「加算税の額」欄）。

(2) 平成16年3月期

ア 所得金額	3億5413万9497円
(ア) 申告所得金額（甲ハ4・確定申告書）	1億4045万7920円
(イ) 管理費の過大計上額	2億6267万6477円

原告Cは、本件各管理組合に対して支出した本件管理費等2億9375万8000円について、仮払消費税等1398万8476円を差し引いた2億7976万9524円を損金の額に算入している（別表8-3の「勘定科目・管理費」欄の「本件各マンション計・損金算入額（③）」）。

しかしながら、本件管理費等のうち、本件各管理組合において実際に業務費用等に充てられた金額以外の剰余金2億6267万6477円（本件管理費1億4687万9000円から業務費用等3108万1523円を差し引いた1億1579万7477円及び本件修繕積立金1億4687万9000円との合計額）は、当事業年度末までに債務が確定していないとして損金算入を否認した（別表8-3の「勘定科目・管理費」欄における「本件各マンション計・計（①）」欄の「剰余金」）。

(ウ) 管理費の認容額	1586万6821円
-------------	------------

原告Cは、本件各管理組合及び本件その他の管理組合に対して支出した本件総管理費等3億3320万3248円（別表8-3の「勘定科目・管理費」欄における「『管理費』計（⑤）」が消費税法上の課税仕入れに該当するとして、本件総管理費等を損金の額に算入するに当たって、仮払消費税等に相当する額1586万6821円（同別表・「『管理費』計（⑤）」欄の「内仮払消費税等（⑥）」）を控除している。

しかしながら、本件総管理費等は対価性がない取引であり消費税の課税対象となる「資産の譲渡等」（消費税法2条1項8号）には該当しないことから、原告Cが仮払消費税等として計上した1586万6821円を損金の額に加算した。

(エ) 租税公課の過大計上額	1010万2459円
----------------	------------

原告Cは、本件総管理費等が消費税法上の課税仕入れに該当するとして、本件総管理費等に対する仮払消費税等1586万6821円を計上していたところ、同原告の平成16年3月課税期間の課税売上割合が95パーセント未満であったことから（甲ハ10・2枚目・付表2の「課税売上割合」欄。なお、仕入税額控除額の計算方式として、一括比例配分方式を選択している（甲ハ10・1枚目・申告書の「控除税額の計算方法」欄。）、上記仮払消費税等のうち仕入税額控除ができなかった控除対象外消費税額等1010万2459円（下記計算式参照）を租税公課として損金の額に算入している。

しかしながら、上記(ウ)のとおり、本件総管理費等は消費税法上の「資産の譲渡等」ではなく「課税仕入れ」に該当しないことから、上記控除対象外消費税額等の損金算入を否認した。

（計算式）

$$15,866,821円 \times (100 - 36.3296606) \% \div 10,102,459円$$

(オ) 雑収入の計上漏れ額 62円

原告Cに係る法人税の本件各更正処分による未払消費税額等の増加額、すなわち、本件総管理費等に係る仕入税額控除額の否認額（仮払消費税等の額から控除対象外消費税額等を差し引いた額）576万4362円が、本来、本件の更正処分により納付すべき消費税等の税額となるところ、消費税等の更正処分による納付税額（差引納付税額）は576万4300円であったため（甲ハ9・「差引納付すべき又は減少（一印）する合計税額」）、上記未払消費税等と差引納付税額との差額62円を雑収入として益金の額に算入した。

(カ) 事業税の認容額 4323万0600円

平成15年3月期の法人税の更正により増加した所得金額4億5031万9185円（甲ハ1・「更正又は決定の金額」欄及び「申告又は更正前の金額」欄の「所得金額又は欠損金額」の差額）に対する事業税相当額4323万0600円を損金の額に算入した。

(キ) 上記(ア)ないし(カ)により、所得金額は3億5413万9497円となる（甲ハ3・「更正又は決定の金額」欄における「所得金額又は欠損金額」）。

(計算式)

$$\begin{aligned} 354,139,497円 &= (ア) (140,457,920円) + (イ) (262,676,477円) \\ &\quad - (ウ) (15,866,821円) + (エ) (10,102,459円) \\ &\quad + (オ) (62円) - (カ) (43,230,600円) \end{aligned}$$

イ 差引納付すべき法人税額 6410万4600円

(ア) 所得金額に対する法人税額 1億0560万1700円

上記アで認められた所得金額3億5413万9497円につき、国税通則法118条1項の規定による端数処理をし、法人税法66条1項及び2項の規定（負担軽減措置法16条による読替え後の税率）により計算した。

(イ) 法人税額から控除される所得税額（甲ハ4・「所得税の額等」） 828円

法人税法68条の規定により、所得税額を控除した。

(ウ) 既に納付の確定した法人税額 4149万6200円

(エ) 上記(ア)及び(イ)により算出した金額につき、国税通則法119条1項による端数処理をした金額から、上記(ウ)の金額を控除することにより、納付すべき法人税額は、6410万4600円となる（甲ハ3・「差引納付すべき又は減少（一印）する法人税額」）。

(計算式)

$$\begin{aligned} 64,104,600円 &= (ア) (105,601,700円) - (イ) (828円) \\ &\quad - \text{端数処理} (72円) - (ウ) (41,496,200円) \end{aligned}$$

ウ 過少申告加算税額 754万円

過少申告加算税の額は、国税通則法65条1項及び2項の規定に基づき、上記イの差引納付すべき法人税額6410万4600円（国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの）に100分の10の割合を乗じた641万円と、差引納付すべき税額が、既に納付の確定した法人税額（上記イ(ウ)）に法人税額から控除される所得税額（上記イ(イ)）を加算した額4149万7028円を超える部分の額2260万7572円（同法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの）に100分の5の割合を乗じた113万円との合計額754万円となる（甲ハ3・「賦課した加算税の額の計算明細」欄の「加算税の額」欄）。

(3) 平成17年3月期

ア 所得金額	6億9781万3380円
(ア) 申告所得金額（甲ハ6・確定申告書）	4億5741万7179円
(イ) 管理費の過大計上額	2億6506万8001円

原告Cは、本件各管理組合に対して支出した本件管理費等2億9839万2000円について、仮払消費税等1420万9142円を差し引いた2億8418万2858円を損金の額に算入している（別表8-3の「勘定科目・管理費」欄の「本件各マンション計・損金算入額（③）」）。

しかしながら、本件管理費等のうち、本件各管理組合において実際に業務費用等に充てられた金額以外の剰余金2億6506万8001円（本件管理費1億4919万6000円から業務費用等2970万0929円を差し引いた1億1949万5071円及び本件修繕積立金1億4919万6000円から修繕費等362万3070円を差し引いた1億4557万2930円との合計額）は、当事業年度末までに債務が確定していないとして損金算入を否認した（別表8-3の「勘定科目・管理費」欄における「本件各マンション計・計（①）」欄の「剰余金」）。

(ウ) 管理費の認容額	1574万5434円
-------------	------------

原告Cは、本件各管理組合及び本件その他の管理組合に対して支出した本件総管理費等3億3065万4131円（別表8-3の「勘定科目・管理費」欄における「『管理費』計（⑤）」）が消費税法上の課税仕入れに該当するとして、本件総管理費等を損金の額に算入するに当たって、仮払消費税等に相当する額1574万5434円（同別表・「『管理費』計（⑤）」欄の「内仮払消費税等（⑥）」）を控除している。

しかしながら、本件総管理費等は対価性がない取引であり消費税の課税対象となる「資産の譲渡等」（消費税法2条1項8号）には該当しないことから、原告Cが仮払消費税等として計上した1574万5434円を損金の額に加算した。

(エ) 租税公課の過大計上額	1158万7159円
----------------	------------

原告Cは、本件総管理費等が消費税法上の課税仕入れに該当するとして、本件総管理費等に対する仮払消費税等1574万5434円を計上していたところ、同原告の平成17年3月課税期間の課税売上割合が95パーセント未満であったことから（甲ハ12・2枚目・付表2の「課税売上割合」欄。なお、仕入税額控除額の計算方式として、一括比例配分方式を選択している（甲ハ12・1枚目・申告書の「控除税額の計算方法」欄。）、上記仮払消費税等のうち仕入税額控除ができなかった控除対象外消費税額等1158万7159円（下記計算式参照）を租税公課として損金の額に算入している。

しかしながら、上記(ウ)のとおり、本件総管理費等は消費税法上の「資産の譲渡等」ではなく「課税仕入れ」に該当しないことから、上記控除対象外消費税額等の損金算入を否認した。

（計算式）

$$15,745,434円 \times (100 - 26.4094077) \% \div 11,587,159円$$

(オ) 雑損失の認容額	25円
-------------	-----

原告Cに係る法人税の本件各更正処分による未払消費税額等の増加額、すなわち、本件総管理費等に係る仕入税額控除額の否認額（仮払消費税等の額から控除対象外消費税額等を差

し引いた額) 415万8275円が、本来、本件の更正処分により納付すべき消費税等の税額となるところ、消費税等の更正処分による納付税額(差引納付税額)は415万8300円であったため(甲ハ11・「差引納付すべき又は減少(一印)する合計税額」、上記未払消費税等と差引納付税額との差額25円を雑損失として損金の額に算入した。

(カ) 事業税の認容額 2051万3500円

平成16年3月期の法人税の更正により増加した所得金額2億1368万1577円(甲ハ3・「更正又は決定の金額」欄及び「申告又は更正前の金額」欄の「所得金額又は欠損金額」の差額)に対する事業税相当額2051万3500円を損金の額に算入した。

(キ) 上記(ア)ないし(カ)により、所得金額は6億9781万3380円となる(甲ハ5・「更正又は決定の金額」欄における「所得金額又は欠損金額」)。

(計算式)

$$\begin{aligned} 697,813,380\text{円} &= (\text{ア}) (457,417,179\text{円}) + (\text{イ}) (265,068,001\text{円}) \\ &\quad - (\text{ウ}) (15,745,434\text{円}) + (\text{エ}) (11,587,159\text{円}) \\ &\quad - (\text{オ}) (25\text{円}) - (\text{カ}) (20,513,500\text{円}) \end{aligned}$$

イ 差引納付すべき法人税額 7211万8800円

(ア) 所得金額に対する法人税額 2億0870万3900円

上記アで認められた所得金額6億9781万3380円につき、国税通則法118条1項の規定による端数処理をし、法人税法66条1項及び2項の規定(負担軽減措置法16条による読替え後の税率)により計算した。

(イ) 法人税額から控除される所得税額(甲ハ6・「所得税の額等」) 9円
法人税法68条の規定により、所得税額を控除した。

(ウ) 既に納付の確定した法人税額 1億3658万5000円

(エ) 上記(ア)及び(イ)により算出した金額につき、国税通則法119条1項による端数処理をした金額から、上記(ウ)の金額を控除することにより、納付すべき法人税額は、7211万8800円となる(甲ハ5・「差引納付すべき又は減少(一印)する法人税額」)。

(計算式)

$$\begin{aligned} 72,118,800\text{円} &= (\text{ア}) (208,703,900\text{円}) - (\text{イ}) (9\text{円}) \\ &\quad - \text{端数処理} (91\text{円}) - (\text{ウ}) (136,585,000\text{円}) \end{aligned}$$

ウ 過少申告加算税額 721万1000円

過少申告加算税の額は、国税通則法65条1項の規定に基づき、上記イの差引納付すべき法人税額7211万8800円(国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの)に100分の10の割合を乗じた721万1000円となる(甲ハ5・「賦課した加算税の額の計算明細」欄の「加算税の額」欄)。

4 原告Dについて(別表6-1-1参照)

(1) 平成15年9月期(平成18年11月29日付け異議決定による一部取消し後のもの)

ア 所得金額 9363万2419円

(ア) 申告所得金額(甲ニ2・確定申告書) 2135万7773円

(イ) 管理費の過大計上額 7545万0480円

原告Dは、本件各管理組合に対して支出した本件管理費等8793万1000円について、仮払消費税等418万7190円を差し引いた8374万3810円を損金の額に算入し

ている（別表８－４の「勘定科目・管理費」欄の「本件各マンション計・損金算入額（③）」。

しかしながら、本件管理費等のうち、本件各管理組合において実際に業務費用等に充てられた金額以外の剰余金 7545万0480円（本件管理費 4396万5500円から業務費用等 1248万0520円を差し引いた 3148万4980円及び本件修繕積立金 4396万5500円との合計額）は、当事業年度末までに債務が確定していないとして損金算入を否認した（別表８－４の「勘定科目・管理費」欄の「本件各マンション計・計（①）」欄の「剰余金」）。

（ウ） 管理費の認容額 422万2814円

原告Dは、本件各管理組合及び本件その他の管理組合に対して支出した本件総管理費等 8867万9110円（別表８－４の「勘定科目・管理費」欄における「『管理費』計（⑤）」が消費税法上の課税仕入れに該当するとして、本件総管理費等を損金の額に算入するに当たって、仮払消費税等に相当する額 422万2814円（同別表・「『管理費』計（⑤）」欄の「内仮払消費税等（⑥）」）を控除している。

しかしながら、本件総管理費等は対価性がない取引であり消費税の課税対象となる「資産の譲渡等」（消費税法２条１項８号）には該当しないことから、原告Dが仮払消費税等として計上した 422万2814円を損金の額に算入した。

（エ） 租税公課の過大計上額 104万3413円

a 控除対象外消費税額等の否認

原告Dは、本件総管理費等が消費税法上の課税仕入れに該当するとして、本件総管理費等 8867万9110円に対する仮払消費税等として 422万2814円を計上していたところ、同原告の平成 15 年 9 月課税期間の課税売上割合が 95 パーセント未満であったことから（甲ニ 8・2 枚目・付表 2 の「課税売上割合」欄。なお、仕入税額控除額の計算方式として、個別対応方式を選択している（甲ニ 8・1 枚目・申告書の「控除税額の計算方法」欄）、上記仮払消費税等のうち、下記 b のとおり算出された控除対象外消費税額等 104万3413円を租税公課として損金の額に算入している。

しかしながら、上記（ウ）のとおり、本件総管理費等は消費税法上の「資産の譲渡等」ではないため「課税仕入れ」に該当しないことから、上記控除対象外消費税額等の損金算入を否認した。

b 控除対象外消費税額等の計算過程

上記の控除対象外消費税額等 104万3413円の計算過程は、次のとおりである。

（a） 本件総管理費等 8867万9910円（内仮払消費税等の額 422万2814円）について、①課税資産の譲渡等（課税売上げ）のみに係る部分の額は、96万0360円（内消費税等の額 4万5731円）、②非課税資産の譲渡等のみに係る部分の額は、376万3750円（内消費税等の額 17万9226円）、③課税資産の譲渡等及び非課税資産の譲渡等に共通する部分の額は、8395万5000円（内消費税等の額 399万7857円）である（甲ニ 8・8 枚目・「課税仕入【個別と比例】付表」及び甲ニ 20・異議決定書の別紙 2「異議決定の理由」三 3 (1) ハ(ロ) A の「表 8」〔22 枚目〕）。

なお、上記①ないし③に係る消費税等の額は、次の計算式で求めることができる（①を例にする。）。

（計算式）

消費税額：960,360円×4÷105≒36,585円

地方消費税額：36,585円×25%≒9,146円

消費税等の額：36,585円+9,146円=45,731円

(b) 原告Dの当期の課税売上割合は、78.3837383パーセントである（甲ニ8・2枚目・付表2の「課税売上割合」）。

(c) 原告Dは、当期の仕入税額控除額の計算方式として「個別対応方式」を選択しているので、控除対象外消費税等の額は、上記(a)の②に係る消費税等の額及び③に係る消費税等の額のうち課税資産の譲渡等以外のものに係る部分の額との合計額（下記計算式）となる。

（計算式）

②（179,226円）+③（3,997,857円）×（100-78.3837383）%≒1,043,413円

(オ) 雑収入の計上漏れ額 1円

原告Dに係る法人税の本件各更正処分による未払消費税等の増加額、すなわち、本件総管理費等に係る仕入税額控除の否認額（仮払消費税等の額から控除対象外消費税等を差し引いた額）317万9401円が、本来、本件の更正処分により納付すべき消費税等の税額となるところ、消費税等の更正処分による納付税額（差引納付税額）は317万9400円であったため（甲ニ7・「差引納付すべき又は減少（－印）する合計税額」欄）、上記未払消費税等と差引納付税額との差額1円を雑収入として益金の額に算入した。

(カ) 交際費等の損金不算入額 3566円

原告Dが交際費等の損金不算入額の計算を誤っていたことが判明したため、再計算した結果、損金の額に算入されない額が3566円増加した。

(キ) 上記(ア)ないし(カ)により、所得金額は9363万2419円となる（甲ニ1・「更正又は決定の金額」欄における「所得金額又は欠損金額」）。

（計算式）

93,632,419円＝(ア)（21,357,773円）+（イ）（75,450,480円）
－（ウ）（4,222,814円）+（エ）（1,043,413円）
+（オ）（1円）+（カ）（3,566円）

イ 差引納付すべき法人税額 2242万6100円

(ア) 所得金額に対する法人税額 2744万9600円

上記アで認められた所得金額9363万2419円につき、国税通則法118条1項の規定による端数処理をし、法人税法66条1項及び2項の規定（負担軽減措置法16条による読替え後の税率）により計算した。

(イ) 同族会社の課税留保金額に対する税額 74万2045円

同族会社の留保金額については、法人税法67条1項により、納付すべき税額を算出し、所得金額に対する税額に加算して納付すべき税額を計算することとなっているところ、原告Dは同族会社である（甲ニ2・申告書別表二「判定結果」欄）ことから、本件の更正処分によって留保金額（上記アにより増加した所得金額のうち、ア(カ)の交際費等の損金不算入額を除いた額が留保金となる。）が増加したことにより、法人税申告書別表三(一)に従って計算すると課税留保金額781万1494円が新たに生じることになったため、当該課税留保金額に対する税額を算出した。

なお、上記の同族会社の課税留保金額及びそれに対する税額は、平成18年11月29日付け異議決定後のものである（異議決定書・別紙2「異議決定の理由」ニ3(1)ロ〔11枚目〕・甲ニ20参照）。

(ウ) 法人税額から控除される所得税額（甲ニ2・「所得税等の額等」） 8万8779円
法人税法68条の規定により、所得税額を控除した。

(エ) 既に納付の確定した法人税額 567万8300円

(オ) 上記(ア)ないし(ウ)により算出した金額につき、国税通則法119条1項による端数処理をした金額から、上記(エ)の金額を控除することにより、納付すべき法人税額は、2242万4500円となる（甲ニ20・別表「法人税額等の異議決定額」の表「○課税標準等及び税額等」の「⑥異議決定後の額」欄における「差引納付すべき又は減少（一印）する法人税額」欄）。

（計算式）

22,424,500円＝(ア) (27,449,600円)＋(イ) (742,045円)

－(ウ) (88,779円)－端数処理 (66円)

－(エ) (5,678,300円)

ウ 過少申告加算税額 307万4500円

過少申告加算税の額は、国税通則法65条1項及び2項の規定に基づき、上記イの差引納付すべき法人税額2242万4500円（国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの）に100分の10の割合を乗じた224万2000円と、差引納付すべき税額が、既に納付の確定した法人税額（上記イ(エ)）に法人税額から控除される所得税額（上記イ(ウ)）を加算した額576万7079円を超える部分の額1665万7421円（同法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの）に100分の5の割合を乗じた83万2500円との合計額307万4500円となる（甲ニ1・「賦課した加算税の額の計算明細」欄の「加算税の額」欄。なお、上記異議決定による法人税額の一部取消し後においても、過少申告加算税の額は変更していない（甲ニ20・別紙「法人税額等の異議決定額」の表「○加算税」参照）。）。

(2) 平成16年9月期

ア 所得金額 3億2619万5667円

(ア) 申告所得金額（甲ニ4・確定申告書） 1億7147万4174円

(イ) 管理費の過大計上額 1億6515万3190円

原告Dは、本件各管理組合に対して支出した本件管理費等1億7589万2000円について、仮払消費税等837万5809円を差し引いた1億6751万6191円を損金の額に算入している（別表8-4の「勘定科目・管理費」欄の「本件各マンション計・損金算入額（③）」）。

しかしながら、本件管理費等のうち、本件各管理組合において実際に業務費用等に充てられた金額以外の剰余金1億6515万3190円（本件管理費8794万6000円から業務費用等1073万8810円を差し引いた7720万7190円及び本件修繕積立金8794万6000円との合計額）は、当事業年度末までに債務が確定していないことから、損金算入を否認した（別表8-4の「勘定科目・管理費」欄における「本件各マンション計・計（①）」欄の「剰余金」）。

(ウ) 管理費の認容額 843万8289円

原告Dは、本件各管理組合及び本件その他の管理組合に対して支出した本件総管理費等1億7720万4080円(別表8-4の「勘定科目・管理費」欄における『管理費』計(⑤))が消費税法上の課税仕入れに該当するとして、本件総管理費等を損金の額に算入するに当たって、仮払消費税等に相当する額843万8289円(同別表・『管理費』計(⑤)欄の「内仮払消費税等(⑥)」)を控除している。

しかしながら、本件総管理費等は対価性がない取引であり消費税の課税対象となる「資産の譲渡等」(消費税法2条1項8号)には該当しないことから、原告Dが仮払消費税等として計上した843万8289円を損金の額に算入した。

(エ) 租税公課の過大計上額 494万1080円

原告Dは、本件総管理費等が消費税法上の課税仕入れに該当するとして、本件総管理費等に対する仮払消費税等843万8289円を計上していたところ、同原告の平成16年9月課税期間の課税売上割合が95パーセント未満であったことから(甲ニ10・2枚目・付表2の「課税売上割合」欄。なお、仕入税額控除額の計算方式として、一括比例配分方式を選択している(上記付表2の「一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等の税額⑰」欄。)、上記仮払消費税等のうち仕入税額控除ができなかった控除対象外消費税額等494万1080円(下記計算式参照)を租税公課として損金の額に算入している。

しかしながら、上記(ウ)のとおり、本件総管理費等は消費税法上の「資産の譲渡等」ではなく「課税仕入れ」に該当しないことから、上記控除対象外消費税額等の損金算入を否認した。

(計算式)

$$8,438,289円 \times (100 - 41.4445233) \% \div 4 = 4,941,080円$$

(オ) 雑収入の計上漏れ額 9円

原告Dに係る法人税の本件各更正処分による未払消費税額等の増加額、すなわち、本件総管理費等に係る仕入税額控除の否認額(仮払消費税等の額から控除対象外消費税額等を差し引いた額)349万7209円が、本来、本件の更正処分により納付すべき消費税等の税額となるところ、消費税等の更正処分による納付税額(差引納付税額)は349万7200円であったため(甲ニ9・「差引納付すべき又は減少(一印)する合計税額」欄)、上記未払消費税等と差引納付税額との差額9円を雑収入として益金の額に算入した。

(カ) 交際費等の損金不算入額 3903円

原告Dが交際費等の損金不算入額の計算を誤っていたことが判明したため、再計算した結果、損金の額に算入されない額が3903円増加した。

(キ) 事業税の認容額 693万8400円

平成15年9月期の法人税の更正により増加した所得金額7227万4646円(甲ニ1・「更正又は決定の金額」欄及び「申告又は更正前の金額」欄の「所得金額又は欠損金額」の差額)に対する事業税相当額693万8400円を当期の損金の額に算入した。

(ク) 上記(ア)ないし(キ)により、所得金額は3億2619万5667円となる(甲ニ3・「更正又は決定の金額」欄における「所得金額又は欠損金額」)。

(計算式)

$$326,195,667円 = (ア) (171,474,174円) + (イ) (165,153,190円)$$

$$-(ウ) (8,438,289円) + (エ) (4,941,080円) \\ + (オ) (9円) + (カ) (3,903円) - (キ) (6,938,400円)$$

イ 差引納付すべき法人税額 5309万7400円

(ア) 所得金額に対する法人税額 9721万8500円

上記アで認められた所得金額3億2619万5667円につき、国税通則法118条1項の規定による端数処理をし、法人税法66条1項及び2項の規定（負担軽減措置法16条による読替え後の税率）により計算した。

(イ) 同族会社の課税留保金額に対する税額 1268万2050円

同族会社の留保金額については、法人税法67条1項により、納付すべき税額を算出し、所得金額に対する税額に加算して納付すべき税額を計算することとなっているところ、原告Dは同族会社である（甲ニ4・申告書別表二「判定結果」欄）ことから、本件の更正処分によって留保金額が増加したことにより、法人税申告書別表三(一)（甲ニ4・3枚目）に従って当該留保金額に対する税額の再計算をした。

(ウ) 法人税額から控除される所得税額（甲ニ4・「所得税の額等」） 8万7976円

法人税法68条の規定により、所得税額を控除した。

(エ) 既に納付の確定した法人税額 5671万5100円

(オ) 上記(ア)ないし(ウ)により算出した金額につき、国税通則法119条1項による端数処理をした金額から、上記(エ)の金額を控除することにより、納付すべき法人税額は、5309万7400円となる。

(計算式)

$$53,097,400円 = (ア) (97,218,500円) + (イ) (12,682,050円) \\ - (ウ) (87,976円) - \text{端数処理} (74円) \\ - (エ) (56,715,100円)$$

ウ 過少申告加算税額 530万9000円

過少申告加算税の額は、国税通則法65条1項の規定に基づき、上記イの差引納付すべき法人税額5309万7400円（国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの）に100分の10の割合を乗じた530万9000円となる（甲ニ3・「賦課した加算税の額の計算明細」欄の「加算税の額」欄）。

(3) 平成17年9月期

ア 所得金額 2億0896万4733円

(ア) 申告所得金額（甲ニ6・確定申告書） 3383万2008円

(イ) 管理費の過大計上額 5265万8018円

原告Dは、本件各管理組合に対して支出した本件管理費等6694万8000円について、仮払消費税等318万8000円を差し引いた6376万円を損金の額に算入している（別表8-4の「勘定科目・管理費」欄の「本件各マンション計・損金算入額（③）」）。

しかしながら、本件管理費等のうち、本件各管理組合において実際に業務費用等に充てられた金額以外の剰余金5265万8018円（本件管理費3347万4000円から業務費用等972万5419円を差し引いた2374万8581円及び本件修繕積立金3347万4000円から修繕費用等456万4563円を差し引いた2890万9437円との合計額）は、当事業年度末までに債務が確定していないことから、損金算入を否認した（別

表８－４の「勘定科目・管理費」欄の「本件各マンション計・計（①）」欄の「剰余金」。

(ウ) 管理費の認容額 ３２２万０８１１円

原告Dは、本件各管理組合及び本件その他の管理組合に対して支出した本件総管理費等６７６３万７０４０円（別表８－４の「勘定科目・管理費」欄における「『管理費』計（⑤）」が消費税法上の課税仕入れに該当するとして、本件総管理費等を損金の額に算入するに当たって、仮払消費税等に相当する額３２２万０８１１円（同別表・「『管理費』計（⑤）欄」の「内仮払消費税等（⑥）」）を控除している。

しかしながら、本件総管理費等は対価性がない取引であり消費税の課税対象となる「資産の譲渡等」（消費税法２条１項８号）には該当しないことから、原告Dが仮払消費税等として計上した３２２万０８１１円を損金の額に加算した。

(エ) 本件譲渡損の否認額 １億４１２９万８５８５円

原告Dが損金の額に算入した本件譲渡損については、調査した事実関係に基づいて、本件譲渡があった事実は認められなかったため、本件譲渡損の損金算入を否認した。

(オ) 雑収入の過大計上額 ２６０万１７９９円

原告Dは、本件譲渡に関して、同原告が売却先であるFから固定資産税負担金２７１万１７１８円を受領した（乙ニ２・４枚目・４～５行目）として、上記負担金（ただし、建物に係る負担金に対する仮受消費税等１０万９９１９円控除後の２６０万１７９９円）を雑収入に計上している。

しかしながら、上記(エ)のとおり、本件譲渡は当事業年度に行われたとは認められないため、上記負担金の雑収入計上額２６０万１７９９円を益金の額から減算した。

(カ) 租税公課の過大計上額 １８４万６３３１円

原告Dは、本件総管理費等が消費税法上の課税仕入れに該当するとして、本件総管理費等に対する仮払消費税等３２２万０８１１円を計上していたところ、同原告の平成１７年９月課税期間の課税売上割合が９５パーセント未満であったことから（甲ニ１２・２枚目・付表２の「課税売上割合」欄。なお、仕入税額控除額の計算方式として、一括比例配分方式を選択している（甲ニ１２・１枚目・申告書の「控除税額の計算方法」欄。）、上記仮払消費税等のうち仕入税額控除ができなかった控除対象外消費税額等を損金の額に算入している。

しかしながら、上記(ウ)のとおり、本件総管理費等は消費税法上の「資産の譲渡等」ではないため「課税仕入れ」に該当しないこと、また、上記(エ)のとおり、本件譲渡がなかったものとされたため、当課税期間の課税売上割合が３０．２４２１３９９パーセントから２４．２４０４９５５パーセントに変動した（別表１２参照）ことにより、消費税等の再計算を行った結果、控除対象外消費税額等１８４万６３３１円については過大計上（下記計算式参照）となったため、損金算入を否認した。

(計算式)

次の②から③及び④を控除した額が本来の控除対象外消費税額等となるべきところ、確定申告において①の額が既に計上されていることから、その差額が過大計上額となる。

① 確定申告における控除対象外消費税額等 ６９１万２０９１円

（甲ニ１２・３枚目・「消費税計算書（一括比例法）」における表「※経理処理内訳※」の「対象外消費税」欄）

② 課税売上割合の変動後の控除対象外消費税額等 ７７２万６３６２円

当課税期間の課税仕入れに係る消費税等の額 1019万8539円（甲ニ12・3枚目・「消費税計算書（一括比例法）」における表「【課税仕入】」の「摘要・比例控除」欄の「消費税額」）について課税売上割合変動後の控除対象外消費税額等を算出した。

$10,198,539円 \times (100 - 24.2404955) \% \div 7,726,362円$

③ 本件総管理費等に係る控除対象外消費税額等 244万0070円

本件総管理費等に係る仮払消費税等 322万0811円について、課税売上割合変動後の控除対象外消費税額等を算出した。本件総管理費等は課税仕入れに該当しないため、当該控除対象外消費税額等は損金に算入されない。

$3,220,811円 \times (100 - 24.2404955) \% \div 2,440,070円$

④ 資産に係る控除対象外消費税額等（繰延消費税等） 22万0532円

②の控除対象外消費税額等のうち、次のa及びbの合計額が繰延消費税等とされたものである。

a 「M」に係るもの 21万9482円

$289,709円 \times (100 - 24.2404955) \% \div 219,482円$

（甲ニ12・6枚目・「課税仕入明細」における「固定資産購入（M）」欄の「消費税」）

b 「L店舗」に係るもの 1050円

$17,500円 \times (100 - 24.2404955) \% \div 13,257円$

（甲ニ12・6枚目・「課税仕入明細」における「間仕切工事（L店舗）」欄の「消費税」）

ただし、上記1万3257円のうち1万2207円については、既に損金算入済みであるため、控除した（甲ニ6・15枚目・申告書別表十六(八)の「14」欄及び「17」欄参照）。

$1,846,331円 = \{ ② (7,726,362円) - ③ (2,440,070円) - ④ (220,532円) \} - ① (6,912,091円)$

(キ) 交際費等の損金不算入額 5495円

原告Dが交際費等の損金不算入額の計算を誤っていたことが判明したため、再計算した結果、損金不算入額が5495円増加した。

(ク) 事業税の認容額 1485万3200円

平成16年9月期の法人税の更正により増加した所得金額1億5472万1493円（甲ニ3・「更正又は決定の金額」欄及び「申告又は更正前の金額」欄の「所得金額又は欠損金額」の差額）に対する事業税相当額1485万3200円を当期の損金の額に算入した。

(ケ) 雑収入の計上漏れ額 106円

原告Dに係る法人税の本件各更正処分による未払消費税額等の減少額、すなわち、①本件譲渡が否認されたことによる仮受消費税等の減少額1315万2111円（本件譲渡収入に対する仮受消費税等の額1304万2192円及び固定資産税負担金（建物）に対する仮受消費税等の額10万9919円の合計額）から、②本件総管理費等が課税仕入れに該当しないことによる仕入税額控除の否認額137万4480円（仮払消費税等の減少額322万0811円から上記(カ)の控除対象外消費税額等の過大計上額184万6331円を差し引いたもの）及び③上記(カ)の課税売上割合減少（非課税売上割合の増加）に伴う繰延消費税等の増加額1万8437円（上記(カ)④22万0532円から申告繰延消費税等20万20

95円（甲ニ6・15枚目・申告書別表十六(八)の「18」欄）を控除したもの）を控除した額1175万9194円が、本来、本件の更正処分により還付を受けるべき消費税等の税額となると、消費税等の更正処分による還付税額（差引還付税額）は1175万9300円であったため（甲ニ11・「差引減少（一印）する合計税額」欄）、上記未払消費税等と差引還付税額との差額106円を雑収入として益金の額に算入した。

(コ) 上記(ア)ないし(ケ)により、所得金額は2億0896万4733円となる（甲ニ5・「更正又は決定の金額」欄における「所得金額又は欠損金額」）。

(計算式)

$$\begin{aligned} 208,964,733\text{円} &= (\text{ア}) (33,832,008\text{円}) + (\text{イ}) (52,658,018\text{円}) \\ &\quad - (\text{ウ}) (3,220,811\text{円}) + (\text{エ}) (141,298,585\text{円}) \\ &\quad - (\text{オ}) (2,601,799\text{円}) + (\text{カ}) (1,846,331\text{円}) \\ &\quad + (\text{キ}) (5,495\text{円}) - (\text{ク}) (14,853,200\text{円}) \\ &\quad + (\text{ケ}) (106\text{円}) \end{aligned}$$

イ 差引納付すべき法人税額 5943万5300円

(ア) 所得金額に対する法人税額 6204万9200円

上記アで認められた所得金額2億0896万4733円につき、国税通則法118条1項の規定による端数処理をし、法人税法66条1項及び2項の規定（負担軽減措置法16条による読替え後の税率）により計算した。

(イ) 同族会社の課税留保金額に対する税額 765万0300円

同族会社の留保金額については、法人税法67条1項の規定により納付すべき税額を算出し、所得金額に対する税額に加算して納付すべき税額を計算することとなっているところ、原告Dは同族会社である（甲ニ6・申告書別表二「判定結果」欄）ことから、本件の更正処分によって留保金額が増加したことにより、法人税申告書別表三(一)（甲ニ6・3枚目）に従って当該留保金額に対する税額の再計算をした。

(ウ) 法人税額から控除される所得税額（甲ニ6・「所得税の額等」） 5万8065円

法人税法68条の規定により、所得税額を控除した。

(エ) 既に納付の確定した法人税額 1020万6100円

(オ) 上記(ア)ないし(ウ)により算出した金額につき、国税通則法119条1項による端数処理をした金額から、上記(エ)の金額を控除することにより、納付すべき法人税額は、5943万5300円となる。

(計算式)

$$\begin{aligned} 59,435,300\text{円} &= (\text{ア}) (62,049,200\text{円}) + (\text{イ}) (7,650,300\text{円}) \\ &\quad - (\text{ウ}) (58,065\text{円}) - \text{端数処理} (35\text{円}) \\ &\quad - (\text{エ}) (10,206,100\text{円}) \end{aligned}$$

ウ 重加算税額及び過少申告加算税額

(ア) 重加算税額 1650万2500円

上記イの差引納付すべき法人税額のうち、上記ア(エ)及び(オ)の本件譲渡損の否認により増加した税額4715万2300円が重加算税の基礎となる税額となる。重加算税の額は、国税通則法68条1項の規定に基づき、上記重加算税の基礎となる税額（国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの）に100分の35を乗じた1

650万2500円となる（甲ニ5・「賦課した加算税の額の計算明細」欄の「加算税の額」欄）。

（イ） 過少申告加算税額 132万8500円

過少申告加算税の額は、国税通則法65条1項及び2項の規定に基づき、上記イの差引納付すべき法人税額5943万5300円のうち、上記（ア）の重加算税の基礎となる税額4715万2300円を控除した残額1228万3000円（国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの）に100分の10の割合を乗じた122万8000円と、差引納付すべき税額が、既に納付の確定した法人税額（上記イ（エ））に法人税額から控除される所得税額（上記イ（ウ））を加算した額1026万4165円を超える部分の額201万8835円（国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの）に100分の5の割合を乗じた10万0500円との合計額132万8500円となる（甲ニ5・「賦課した加算税の額の計算明細」欄の「加算税の額」欄参照）。

第2 原告らに係る消費税等の各更正処分等の計算過程の概要

1 原告Aについて（別表3－2参照）

（1）平成15年3月課税期間

ア 差引納付すべき消費税額等

（ア） 課税標準額 3億5858万8000円

確定申告額と同額である（甲イ8・確定申告書）。

（イ） 課税標準額に対する消費税額 1434万3520円

課税標準額に対する消費税額は、上記（ア）の課税標準額に消費税率100分の4（消費税法29条）を乗じて算出した額である。

（ウ） 控除税額 1592万8668円

原告Aは、当課税期間の課税売上割合が95パーセント未満であるため、仕入税額控除額の計算方式として、「一括比例配分方式」を選択し、消費税申告書の付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」（以下「消費税付表2」という。）に従って控除税額を算出している（甲イ8・2枚目参照）。

その際、K管理組合及びL管理組合に対して支出した本件管理費等が消費税法上の課税仕入れに該当するとして、上記管理費等の合計額1270万2000円を課税仕入れに係る支払対価の額に算入していたところ、前記第1の1(1)ア(ウ)、(オ)及び(カ)のとおり、上記の管理費等は対価性がない取引であり、消費税の課税対象となる「資産の譲渡等」（消費税法2条1項8号）には該当しないことから、消費税の課税仕入れには該当しない（消費税法30条1項）。

したがって、控除税額は、消費税付表2の課税仕入れに係る支払対価の額5億1184万7555円（同付表の⑧）から上記管理費等の額1270万2000円を差し引いた4億9914万5555円に105分の4を乗じて算出した課税仕入れに係る消費税額1901万5068円に、当課税期間の課税売上割合83.7686620パーセントを乗じた額1592万8668円となる。

（エ） 納付すべき消費税額 △158万5148円

上記（イ）の金額から（ウ）の金額を控除した額である。当課税期間においては、控除不足還

付税額となる。

(オ) 既に還付された消費税額 $\Delta 199万0492円$

(カ) 差引納付すべき消費税額 $40万5300円$

上記(エ)の金額から上記(オ)の金額を控除した額（国税通則法119条1項による100円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

(キ) 地方消費税の課税標準額 $\Delta 158万5148円$

地方消費税の課税標準額は、上記(エ)の消費税額である（地方税法72条の82）。

(ク) 納付すべき譲渡割額 $\Delta 39万6287円$

譲渡割額は、上記(キ)の金額に100分の25を乗じて算出した金額である（地方税法72条の83）。

(ケ) 既に還付された譲渡割額 $\Delta 49万7623円$

(コ) 差引納付すべき譲渡割額 $10万1300円$

上記(ク)の金額から上記(ケ)の金額を控除して算出した金額（地方税法20条の4の2第3項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

(サ) 差引納付すべき消費税等の合計税額 $50万6600円$

差引納付すべき消費税等の合計税額は、上記(カ)及び(コ)の合計額である。

イ 過少申告加算税額 $5万0000円$

過少申告加算税の額は、国税通則法65条1項の規定に基づき、上記ア(サ)の差引納付すべき消費税等の合計税額50万6600円（国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの）に100分の10の割合を乗じて算出した額である（甲イ7・「賦課した加算税の額の計算明細」欄参照）。

(2) 平成16年3月課税期間

ア 差引納付すべき消費税額等

(ア) 課税標準額 $3億9799万4000円$

確定申告額と同額である（甲イ10・確定申告書）。

(イ) 課税標準額に対する消費税額 $1591万9760円$

課税標準額に対する消費税額は、上記(ア)の課税標準額に消費税率100分の4（消費税法29条）を乗じて算出した額である。

(ウ) 控除税額 $872万6416円$

原告Aは、当課税期間の課税売上割合が95パーセント未満であるため、仕入税額控除額の計算方式として、「一括比例配分方式」を選択し、消費税付表2に従って控除税額を算出している（甲イ10・2枚目参照）。

その際、本件各管理組合及び本件その他の管理組合に対して支出した本件総管理費等が消費税法上の課税仕入れに該当するとして、上記管理費等の額1536万0935円を課税仕入れに係る支払対価の額に算入していたところ、前記第1の1(2)ア(ウ)及び(エ)のとおり、上記の管理費等は対価性がない取引であり、消費税の課税対象となる「資産の譲渡等」（消費税法2条1項8号）には該当しないことから、消費税の課税仕入れには該当しない（消費税法30条1項）。

したがって、控除税額は、消費税付表2の課税仕入れに係る支払対価の額2億882万0158円（同付表の⑧）から上記管理費等の額1536万0935円を差し引いた2億7

283万9223円に105分の4を乗じて算出した課税仕入れに係る消費税額1039万3875円に、当課税期間の課税売上割合83.9572940パーセントを乗じた額872万6416円となる。

(エ) 納付すべき消費税額 719万3300円

納付すべき消費税額は、上記(イ)の金額から(ウ)の金額を控除した額（国税通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

(オ) 既に納付の確定した消費税額 670万2000円

(カ) 差引納付すべき消費税額 49万1300円

上記(エ)の金額から上記(オ)の金額を控除した額（国税通則法119条1項による100円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

(キ) 地方消費税の課税標準額 719万3300円

地方消費税の課税標準額は、上記(エ)の消費税額である（地方税法72条の82）。

(ク) 納付すべき譲渡割額 179万8300円

譲渡割額は、上記(キ)の金額に100分の25を乗じて算出した金額である（地方税法72条の83）。

(ケ) 既に納付の確定した譲渡割額 167万5500円

(コ) 差引納付すべき譲渡割額 12万2800円

上記(ク)の金額から上記(ケ)の金額を控除して算出した金額（地方税法20条の4の2第3項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

(サ) 差引納付すべき消費税等の合計税額 61万4100円

差引納付すべき消費税等の合計税額は、上記(カ)及び(コ)の合計額である。

イ 過少申告加算税額 6万1000円

過少申告加算税の額は、国税通則法65条1項の規定に基づき、上記ア(サ)の差引納付すべき消費税等の合計税額61万4100円（国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの）に100分の10の割合を乗じて算出した額である（甲イ9・「賦課した加算税の額の計算明細」欄参照）。

(3) 平成17年3月課税期間

ア 差引納付すべき消費税額等

(ア) 課税標準額 3億5541万4000円

確定申告額と同額である（甲イ12・確定申告書）。

(イ) 課税標準額に対する消費税額 1421万6560円

課税標準額に対する消費税額は、上記(ア)の課税標準額に消費税率100分の4（消費税法29条）を乗じて算出した額である。

(ウ) 控除税額 729万6568円

原告Aは、当課税期間の課税売上割合が95パーセント未満であるため、仕入税額控除額の計算方式として、「個別対応方式」を選択し、消費税付表2に従って控除税額を算出している（甲イ12・2枚目参照）。したがって、控除税額は、課税仕入れに係る消費税額のうち、「課税売上げにのみ要する消費税額（下記b）」、及び「課税売上げと非課税売上げに共通して要する消費税額（下記c）」に課税売上割合（82.8841811%）を乗じた額との合計額である。

a 前提となる事項

(a) 原告Aが、本件各管理組合及び本件その他の管理組合に対して支出した本件総管理費等が消費税法上の課税仕入れに該当するとして、上記管理費等の額1412万7702円を課税仕入れに係る支払対価の額に算入していたところ、前記第1の1(3)ア(ウ)及び(エ)のとおり、上記の管理費等は対価性がない取引であり、消費税の課税対象となる「資産の譲渡等」(消費税法2条1項8号)には該当しないことから、消費税の課税仕入れには該当しない(消費税法30条1項)。

(b) 上記管理費等1412万7702円のうち、課税売上げに対応する部分の額は95万5200円、これに対する消費税等の額は4万5485円である。また、非課税売上げに対応する部分の額は1317万2502円である(甲イ12・4枚目・「消費税計算書」の「一般管理費・管理費」欄の「課税売上対応」欄及び「非課税売上対応」欄における「課税(税込)」欄及び「消費税額」欄参照)。

b 課税売上げにのみ要する消費税額 699万4844円

上記管理費等が課税仕入れに該当しないことから、確定申告において、課税仕入れに係る消費税額のうち課税売上げにのみ要するものとされた703万1232円(甲イ12・消費税附表2の⑭)から、上記管理費等のうち、課税売上げに対応する部分の額に係る消費税額3万6388円(上記a(b)の消費税等4万5485円には地方消費税も含まれているため、当該金額に5分の4の割合(消費税及び地方消費税の合計税率5%に対する消費税率4%)を乗じて算出した。)を控除した金額699万4844円となる。

c 課税売上げと非課税売上げに共通して要する消費税額 36万4032円

(甲イ12・2枚目・消費税附表2の⑮欄)

(計算式)

$7,296,568円 \div b(6,994,844円) + c(364,032円)$

$\times 82.8841811\%$

(エ) 納付すべき消費税額 691万9900円

納付すべき消費税額は、上記(イ)の金額から(ウ)の金額を控除した額(国税通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの)である。

(オ) 既に納付の確定した消費税額 688万3600円

(カ) 差引納付すべき消費税額 3万6300円

上記(エ)の金額から上記(オ)の金額を控除した額(国税通則法119条1項による100円未満の端数を切り捨てた後のもの)である。

(キ) 地方消費税の課税標準額 691万9900円

地方消費税の課税標準額は、上記(エ)の消費税額である(地方税法72条の82)。

(ク) 譲渡割額 172万9900円

譲渡割額は、上記(キ)の金額に100分の25を乗じて算出した金額である(地方税法72条の83)。

(ケ) 既に納付の確定した譲渡割額 172万0900円

(コ) 差引納付すべき譲渡割額 9000円

上記(ク)の金額から上記(ケ)の金額を控除して算出した金額(地方税法20条の4の2第3項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの)である。

(サ) 差引納付すべき消費税等の合計税額 4万5300円

差引納付すべき消費税等の合計税額は、上記(カ)及び(コ)の合計額である。

イ 過少申告加算税の額

過少申告加算税の額は、国税通則法65条1項の規定に基づき、上記ア(サ)の差引納付すべき消費税等の合計税額4万5300円（国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの）に100分の10の割合を乗じた額であるが、その全額が5000円未満であるので、国税通則法119条4項の規定により、過少申告加算税は賦課されない。

2 原告Bについて（別表4－2参照）

(1) 平成15年9月課税期間

ア 差引納付すべき消費税額等

(ア) 課税標準額 6億2492万2000円

確定申告額と同額である（甲ロ8・確定申告書）。

(イ) 課税標準額に対する消費税額 2499万6880円

課税標準額に対する消費税額は、上記(ア)の課税標準額に消費税率100分の4（消費税法29条）を乗じて算出した額である。

(ウ) 控除税額 3675万1986円

控除税額は、次のaの額及びbの額の合計額である。

a 控除対象仕入税額 3554万7269円

原告Bは、当課税期間の課税売上割合が95パーセント未満であるため、仕入税額控除額の計算方式として、「一括比例配分方式」を選択し、消費税付表2に従って控除税額を算出している（甲ロ8・2枚目参照）。

その際、本件各管理組合及び本件その他の管理組合に対して支出した本件総管理費等が消費税法上の課税仕入れに該当するとして、上記管理費等の額9990万2880円を課税仕入れに係る支払対価の額に算入していたところ、前記第1の2(1)ア(ウ)、(オ)及び(カ)のとおり、上記の管理費等は対価性がない取引であり、消費税の課税対象となる「資産の譲渡等」（消費税法2条1項8号）には該当しないことから、消費税の課税仕入れには該当しない（消費税法30条1項）。

したがって、控除税額は、消費税付表2の課税仕入れに係る支払対価の額12億9549万8183円（同付表の⑧）から上記管理費等の額9990万2880円を差し引いた11億9559万5303円に105分の4を乗じて算出した課税仕入れに係る消費税額4554万6487円に、当課税期間の課税売上割合78.0461278パーセントを乗じた3554万7269円が控除対象仕入税額となる。

b 返還等対価に係る税額 120万4717円

申告額と同額である（甲ロ8・⑤欄）。

なお、返還等対価に係る税額とは、課税仕入れにつき、返品や値引き等により、当該課税仕入れに係る支払対価の額の返還等を受けた場合の当該課税仕入れに係る消費税額である（消費税法32条）。

(エ) 納付すべき消費税額 △1175万5106円

上記(イ)の金額から(ウ)の金額を控除した額である。当課税期間においては、控除不足還付税額となる。

(オ) 既に還付された消費税額 $\Delta 1472万5404円$

(カ) 差引納付すべき消費税額 $297万0200円$

上記(エ)の金額から上記(オ)の金額を控除した額（国税通則法119条1項による100円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

(キ) 地方消費税の課税標準額 $\Delta 1175万5106円$

地方消費税の課税標準額は、上記(エ)の消費税額である（地方税法72条の82）。

(ク) 納付すべき譲渡割額 $\Delta 293万8776円$

譲渡割額は、上記(キ)の金額に100分の25を乗じて算出した金額である（地方税法72条の83）。

(ケ) 既に還付された譲渡割額 $\Delta 368万1351円$

(コ) 差引納付すべき譲渡割額 $74万2500円$

上記(ク)の金額から上記(ケ)の金額を控除して算出した金額（地方税法20条の4の2第3項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

(サ) 差引納付すべき消費税等の合計税額 $371万2700円$

差引納付すべき消費税等の合計税額は、上記(カ)及び(コ)の合計額である。

イ 過少申告加算税額 $53万1500円$

過少申告加算税の額は、国税通則法65条1項及び2項の規定に基づき、上記ア(サ)の差引納付すべき消費税等の合計税額371万2700円（国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの）に100分の10の割合を乗じた37万1000円と、差引納付すべき税額が、50万円を超える部分の額321万2700円（同法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの）に100分の5の割合を乗じた16万0500円との合計額53万1500円となる（甲ロ7・「賦課した加算税の額の計算明細」欄参照）。

(2) 平成16年9月課税期間

ア 差引納付すべき消費税額等

(ア) 課税標準額 $6億2532万2000円$

確定申告額と同額である（甲ロ10・確定申告書）。

(イ) 課税標準額に対する消費税額 $2501万2880円$

課税標準額に対する消費税額は、上記(ア)の課税標準額に消費税率100分の4（消費税法29条）を乗じて算出した額である。

(ウ) 控除税額 $818万4569円$

原告Bは、当課税期間の課税売上割合が95パーセント未満であるため、仕入税額控除額の計算方式として、「一括比例配分方式」を選択し、消費税付表2に従って控除税額を算出している（甲ロ10・2枚目参照）。

その際、本件各管理組合及び本件その他の管理組合に対して支出した本件総管理費等が消費税法上の課税仕入れに該当するとして、上記管理費等の額7841万7174円を課税仕入れに係る支払対価の額に算入していたところ、前記第1の2(2)ア(ウ)及び(エ)のとおり、上記の管理費等は対価性がない取引であり、消費税の課税対象となる「資産の譲渡等」（消費税法2条1項8号）には該当しないことから、消費税の課税仕入れには該当しない（消費税法30条1項）。

したがって、控除税額は、消費税付表2の課税仕入れに係る支払対価の額3億8123万2929円（同付表の⑧）から上記管理費等の額7841万7174円を差し引いた3億0281万5755円に105分の4を乗じて算出した課税仕入れに係る消費税額1153万5838円に、当課税期間の課税売上割合70.9490661パーセントを乗じた818万4569円となる。

(エ) 納付すべき消費税額 1682万8300円

納付すべき消費税額は、上記(イ)の金額から(ウ)の金額を控除した額（国税通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

(オ) 既に納付の確定した消費税額 1470万8800円

(カ) 差引納付すべき消費税額 211万9500円

上記(エ)の金額から上記(オ)の金額を控除した額（国税通則法119条1項による100円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

(キ) 地方消費税の課税標準額 1682万8300円

地方消費税の課税標準額は、上記(エ)の消費税額である（地方税法72条の82）。

(ク) 納付すべき譲渡割額 420万7000円

譲渡割額は、上記(キ)の金額に100分の25を乗じて算出した金額である（地方税法72条の83）。

(ケ) 既に納付の確定した譲渡割額 367万7200円

(コ) 差引納付すべき譲渡割額 52万9800円

上記(ク)の金額から上記(ケ)の金額を控除して算出した金額（地方税法20条の4の2第3項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

(サ) 差引納付すべき消費税等の合計税額 264万9300円

差引納付すべき消費税等の合計税額は、上記(カ)及び(コ)の合計額である。

イ 過少申告加算税額 26万4000円

過少申告加算税の額は、国税通則法65条1項の規定に基づき、上記ア(サ)の差引納付すべき消費税等の合計税額264万9300円（国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの）に100分の10の割合を乗じて算出した額である（甲ロ9・「賦課した加算税の額の計算明細」欄参照）。

(3) 平成17年9月課税期間

ア 差引納付すべき消費税額等

(ア) 課税標準額 5億7063万6000円

確定申告額と同額である（甲ロ12・確定申告書）。

(イ) 課税標準額に対する消費税額 2282万5440円

課税標準額に対する消費税額は、上記(ア)の課税標準額に消費税率100分の4（消費税法29条）を乗じて算出した額である。

(ウ) 控除税額 591万8242円

原告Bは、当課税期間の課税売上割合が95パーセント未満であるため、仕入税額控除額の計算方式として、「一括比例配分方式」を選択し、消費税付表2に従って控除税額を算出している（甲ロ12・2枚目参照）。

その際、本件各管理組合及び本件その他の管理組合に対して支出した本件総管理費等が消

費税法上の課税仕入れに該当するとして、上記管理費等の額7746万4961円を課税仕入れに係る支払対価の額に算入していたところ、前記第1の2(3)ア(ウ)及び(エ)のとおり、上記の管理費等は対価性がない取引であり、消費税の課税対象となる「資産の譲渡等」(消費税法2条1項8号)には該当しないことから、消費税の課税仕入れには該当しない(消費税法30条1項)。

したがって、控除税額は、消費税付表2の課税仕入れに係る支払対価の額3億3519万3382円(同付表の⑧)から上記管理費等の額7746万4961円を差し引いた2億5772万8421円に105分の4を乗じて算出した課税仕入れに係る消費税額981万8225円に、当課税期間の課税売上割合60.2781260パーセントを乗じた額591万8242円となる。

(エ) 納付すべき消費税額 1690万7100円

納付すべき消費税額は、上記(イ)の金額から(ウ)の金額を控除した額(国税通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの)である。

(オ) 既に納付の確定した消費税額 1512万8300円

(カ) 差引納付すべき消費税額 177万8800円

上記(エ)の金額から上記(オ)の金額を控除した額(国税通則法119条1項による100円未満の端数を切り捨てた後のもの)である。

(キ) 地方消費税の課税標準額 1690万7100円

地方消費税の課税標準額は、上記(エ)の消費税額である(地方税法72条の82)。

(ク) 納付すべき譲渡割額 422万6700円

譲渡割額は、上記(キ)の金額に100分の25を乗じて算出した金額である(地方税法72条の83)。

(ケ) 既に納付の確定した譲渡割額 378万2000円

(コ) 差引納付すべき譲渡割額 44万4700円

上記(ク)の金額から上記(ケ)の金額を控除して算出した金額(地方税法20条の4の2第3項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの)である。

(サ) 差引納付すべき消費税等の合計税額 222万3500円

差引納付すべき消費税等の合計税額は、上記(カ)及び(コ)の合計額である。

イ 過少申告加算税額 22万2000円

過少申告加算税の額は、国税通則法65条1項の規定に基づき、上記ア(サ)の差引納付すべき消費税等の合計税額222万3500円(国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの)に100分の10の割合を乗じて算出した額である(甲ロ11・「賦課した加算税の額の計算明細」欄参照)。

3 原告Cについて(別表5-2参照)

(1) 平成15年3月課税期間

ア 差引納付すべき消費税額等

(ア) 課税標準額 5億0804万円

確定申告額と同額である(甲ハ8・確定申告書)。

(イ) 課税標準額に対する消費税額 2032万1600円

課税標準額に対する消費税額は、上記(ア)の課税標準額に消費税率100分の4(消費税

法29条)を乗じて算出した額である。

(ウ) 控除税額 561万3130円

原告Cは、当課税期間の課税売上割合が95パーセント未満であるため、仕入税額控除額の計算方式として、「一括比例配分方式」を選択し、消費税付表2に従って控除税額を算出している(甲ハ8・2枚目参照)。

その際、本件各管理組合及び本件その他の管理組合に対して支出した本件総管理費等が消費税法上の課税仕入れに該当するとして、上記管理費等の額5億1170万1434円を課税仕入れに係る支払対価の額に算入していたところ、前記第1の3(1)ア(ウ)及び(エ)のとおり、上記の管理費等は対価性がない取引であり、消費税の課税対象となる「資産の譲渡等」(消費税法2条1項8号)には該当しないことから、消費税の課税仕入れには該当しない(消費税法30条1項)。

したがって、控除税額は、消費税付表2の課税仕入れに係る支払対価の額9億5590万9740円(同付表の⑧)から上記管理費等の額5億1170万1434円を差し引いた4億4420万8306円に105分の4を乗じて算出した課税仕入れに係る消費税額1692万2221円に、当課税期間の課税売上割合33.1701760パーセントを乗じた561万3130円となる。

(エ) 納付すべき消費税額 1470万8400円

納付すべき消費税額は、上記(イ)の金額から(ウ)の金額を控除した額(国税通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの)である。

(オ) 既に納付の確定した消費税額 824万2400円

(カ) 差引納付すべき消費税額 646万6000円

上記(エ)の金額から上記(オ)の金額を控除した額(国税通則法119条1項による100円未満の端数を切り捨てた後のもの)である。

(キ) 地方消費税の課税標準額 1470万8400円

地方消費税の課税標準額は、上記(エ)の消費税額である(地方税法72条の82)。

(ク) 納付すべき譲渡割額 367万7100円

譲渡割額は、上記(キ)の金額に100分の25を乗じて算出した金額である(地方税法72条の83)。

(ケ) 既に納付の確定した譲渡割額 206万0600円

(コ) 差引納付すべき譲渡割額 161万6500円

上記(ク)の金額から上記(ケ)の金額を控除して算出した金額(地方税法20条の4の2第3項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの)である。

(サ) 差引納付すべき消費税等の合計税額 808万2500円

差引納付すべき消費税等の合計税額は、上記(カ)及び(コ)の合計額である。

イ 過少申告加算税額 80万8000円

過少申告加算税の額は、国税通則法65条1項の規定に基づき、上記ア(サ)の差引納付すべき消費税等の合計税額808万2500円(国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの)に100分の10の割合を乗じた80万8000円となる(甲ハ7・「賦課した加算税の額の計算明細」欄参照)。

(2) 平成16年3月課税期間

ア 差引納付すべき消費税額等

(ア) 課税標準額 5億8334万1000円

確定申告額と同額である（甲ハ10・確定申告書）。

(イ) 課税標準額に対する消費税額 2333万3640円

課税標準額に対する消費税額は、上記(ア)の課税標準額に消費税率100分の4（消費税法29条）を乗じて算出した額である。

(ウ) 控除税額 63万3323円

原告Cは、当課税期間の課税売上割合が95パーセント未満であるため、仕入税額控除額の計算方式として、「一括比例配分方式」を選択し、消費税付表2に従って控除税額を算出している（甲ハ10・2枚目参照）。

その際、本件各管理組合及び本件その他の管理組合に対して支出した本件総管理費等が消費税法上の課税仕入れに該当するとして、上記管理費等の額3億3320万3248円を課税仕入れに係る支払対価の額に算入していたところ、前記第1の3(2)ア(ウ)及び(エ)のとおりに、上記の管理費等は対価性がない取引であり、消費税の課税対象となる「資産の譲渡等」（消費税法2条1項8号）には該当しないことから、消費税の課税仕入れには該当しない（消費税法30条1項）。

したがって、控除税額は、消費税付表2の課税仕入れに係る支払対価の額3億7896万4023円（同付表の⑧）から上記管理費等の額3億3320万3248円を差し引いた4576万0775円に105分の4を乗じて算出した課税仕入れに係る消費税額174万3267円に、当課税期間の課税売上割合36.3296606パーセントを乗じた63万3323円となる。

(エ) 納付すべき消費税額 2270万0300円

納付すべき消費税額は、上記(イ)の金額から(ウ)の金額を控除した額（国税通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

(オ) 既に納付の確定した消費税額 1808万8800円

(カ) 差引納付すべき消費税額 461万1500円

上記(エ)の金額から上記(オ)の金額を控除した額（国税通則法119条1項による100円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

(キ) 地方消費税の課税標準額 2270万0300円

地方消費税の課税標準額は、上記(エ)の消費税額である（地方税法72条の82）。

(ク) 納付すべき譲渡割額 567万5000円

譲渡割額は、上記(キ)の金額に100分の25を乗じて算出した金額である（地方税法72条の83）。

(ケ) 既に納付の確定した譲渡割額 452万2200円

(コ) 差引納付すべき譲渡割額 115万2800円

上記(ク)の金額から上記(ケ)の金額を控除して算出した金額（地方税法20条の4の2第3項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

(サ) 差引納付すべき消費税等の合計税額 576万4300円

差引納付すべき消費税等の合計税額は、上記(カ)及び(コ)の合計額である。

イ 過少申告加算税額 57万6000円

過少申告加算税の額は、国税通則法 65 条 1 項の規定に基づき、上記ア(サ)の差引納付すべき消費税等の合計税額 576 万 4300 円（国税通則法 118 条 3 項の規定により 1 万円未満の端数を切り捨てた後のもの）に 100 分の 10 の割合を乗じて算出した額である（甲ハ 9・「賦課した加算税の額の計算明細」欄参照）。

(3) 平成 17 年 3 月課税期間

ア 差引納付すべき消費税額等

(ア) 課税標準額 3 億 6902 万円

確定申告額と同額である（甲ハ 12・確定申告書）。

(イ) 課税標準額に対する消費税額 1476 万 0800 円

課税標準額に対する消費税額は、上記(ア)の課税標準額に消費税率 100 分の 4（消費税法 29 条）を乗じて算出した額である。

(ウ) 控除税額 19 万 0215 円

原告 C は、当課税期間の課税売上割合が 95 パーセント未満であるため、仕入税額控除額の計算方式として、「一括比例配分方式」を選択し、消費税付表 2 に従って控除税額を算出している（甲ハ 12・2 枚目参照）。

その際、本件各管理組合及び本件その他の管理組合に対して支出した本件総管理費等が消費税法上の課税仕入れに該当するとして、上記管理費等の額 3 億 3065 万 4131 円を課税仕入れに係る支払対価の額に算入していたところ、前記第 1 の 3 (3) ア(ウ)及び(エ)のとおりに、上記の管理費等は対価性がない取引であり、消費税の課税対象となる「資産の譲渡等」（消費税法 2 条 1 項 8 号）には該当しないことから、消費税の課税仕入れには該当しない（消費税法 30 条 1 項）。

したがって、控除税額は、消費税付表 2 の課税仕入れに係る支払対価の額 3 億 4956 万 0787 円（同付表の⑧）から上記管理費等の額 3 億 3065 万 4131 円を差し引いた 1890 万 6656 円に 105 分の 4 を乗じて算出した課税仕入れに係る消費税額 72 万 0253 円に、当課税期間の課税売上割合 26.40940772 パーセントを乗じた額 19 万 0215 円となる。

(エ) 納付すべき消費税額 1457 万 0500 円

納付すべき消費税額は、上記(イ)の金額から(ウ)の金額を控除した額（国税通則法 119 条 1 項の規定により 100 円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

(オ) 既に納付の確定した消費税額 1124 万 3900 円

(カ) 差引納付すべき消費税額 332 万 6600 円

上記(エ)の金額から上記(オ)の金額を控除した額（国税通則法 119 条 1 項による 100 円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

(キ) 地方消費税の課税標準額 1457 万 0500 円

地方消費税の課税標準額は、上記(エ)の消費税額である（地方税法 72 条の 8 2）。

(ク) 納付すべき譲渡割額 364 万 2600 円

譲渡割額は、上記(キ)の金額に 100 分の 25 を乗じて算出した金額である（地方税法 72 条の 8 3）。

(ケ) 既に納付の確定した譲渡割額 281 万 0900 円

(コ) 差引納付すべき地方消費税額 83 万 1700 円

上記(ク)の金額から上記(ケ)の金額を控除して算出した金額（地方税法20条の4の2第3項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

(サ) 差引納付すべき消費税等の合計税額 415万8300円

差引納付すべき消費税等の合計税額は、上記(カ)及び(コ)の合計額である。

イ 過少申告加算税額 41万5000円

過少申告加算税の額は、国税通則法65条1項の規定に基づき、上記ア(サ)の差引納付すべき消費税等の合計税額415万8300円（国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの）に100分の10の割合を乗じて算出した額である（甲ハ11・「賦課した加算税の額の計算明細」欄参照）。

4 原告Dについて（別表6-2参照）

(1) 平成15年9月課税期間

ア 差引納付すべき消費税額等

(ア) 課税標準額 13億8747万6000円

確定申告額と同額である（甲ニ8・確定申告書）。

(イ) 課税標準額に対する消費税額 5549万9040円

課税標準額に対する消費税額は、上記(ア)の課税標準額に消費税率100分の4（消費税法29条）を乗じて算出した額である。

(ウ) 控除税額 3952万6982円

原告Dは、当課税期間の課税売上割合が95パーセント未満であるため、仕入税額控除額の計算方式として、「個別対応方式」を選択し、消費税付表2に従って控除税額を算出している（甲ニ8・2枚目参照）。

したがって、控除税額は、課税仕入れに係る消費税額のうち、「課税売上げにのみ要する消費税額（下記b）」、及び「課税売上げと非課税売上げに共通して要する消費税額（下記c）」に課税売上割合（78.3837383%）を乗じた額との合計額である。

a 前提となる事項

(a) 原告Dが、本件各管理組合及び本件その他の管理組合に対して支出した本件総管理費等が消費税法上の課税仕入れに該当するとして、上記管理費等の額8867万9110円を課税仕入れに係る支払対価の額に算入していたところ、前記第1の4(1)ア(ウ)及び(エ)のとおり、上記の管理費等は対価性がない取引であり、消費税の課税対象となる「資産の譲渡等」（消費税法2条1項8号）には該当しないことから、消費税の課税仕入れには該当しない（消費税法30条1項）。

(b) 上記管理費等8867万9110円のうち、課税売上げに対応する部分の額は96万0360円（これに対する消費税等の額は4万5731円）であり、非課税売上げに対応する部分の額は376万3750円である。また、課税売上げと非課税売上げに共通する部分の額は8395万5000円（これに対する消費税等の額は399万7857円）である（甲ニ8・3ないし8枚目・「消費税計算書」。前記第1の4(1)ア(エ)b参照）。

b 課税売上げにのみ要する消費税額 3919万8762円

上記管理費等が課税仕入れに該当しないことから、確定申告において、課税仕入れに係る消費税額のうち課税売上げにのみ要するものとされた3923万5347円（甲ニ8・

消費税付表2の⑭)から、上記管理費等のうち、課税売上げに対応する部分の額に係る消費税額3万6585円(上記a(b)の消費税等4万5731円には地方消費税も含まれているため、当該金額に5分の4の割合(消費税及び地方消費税の合計税率5%に対する消費税率4%)を乗じて算出した。)を控除した金額3919万8762円となる。

c 課税売上げと非課税売上げに共通して要する消費税額

41万8736円

上記bと同様に、上記管理費等が課税仕入れに該当しないことから、確定申告において、課税仕入れに係る消費税額のうち課税売上げと非課税売上げに共通して要するものとされた361万7021円(甲ニ8・消費税付表2の⑮)から、上記管理費等のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するものの額に係る消費税額319万8285円(上記a(b)の消費税等399万7857円には地方消費税も含まれているため、当該金額に5分の4の割合(消費税及び地方消費税の合計税率5%に対する消費税率4%)を乗じて算出した。)を控除した金額41万8736円となる。

(計算式)

$$39,526,982円 \div b(39,198,762円) + C(418,736円) \times 78.3837383\%$$

(エ) 納付すべき消費税額 1597万2000円

納付すべき消費税額は、上記(イ)の金額から(ウ)の金額を控除した額(国税通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの)である。

(オ) 既に納付の確定した消費税額 1342万8500円

(カ) 差引納付すべき消費税額 254万3500円

上記(エ)の金額から上記(オ)の金額を控除した額(国税通則法119条1項による100円未満の端数を切り捨てた後のもの)である。

(キ) 地方消費税の課税標準額 1597万2000円

地方消費税の課税標準額は、上記(エ)の消費税額である(地方税法72条の82)。

(ク) 納付すべき譲渡割額 399万3000円

譲渡割額は、上記(キ)の金額に100分の25を乗じて算出した金額である(地方税法72条の83)。

(ケ) 既に納付の確定した譲渡割額 335万7100円

(コ) 差引納付すべき譲渡割額 63万5900円

上記(ク)の金額から上記(ケ)の金額を控除して算出した金額(地方税法20条の4の2第3項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの)である。

(サ) 差引納付すべき消費税等の合計税額 317万9400円

差引納付すべき消費税等の合計税額は、上記(カ)及び(コ)の合計額である。

イ 過少申告加算税額 31万7000円

過少申告加算税の額は、国税通則法65条1項の規定に基づき、上記ア(サ)の差引納付すべき消費税等の合計税額317万9400円(国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの)に100分の10の割合を乗じて算出した額である(甲ニ7・「賦課した加算税の額の計算明細」欄参照)。

(2) 平成16年9月課税期間

ア 差引納付すべき消費税額等

- (ア) 課税標準額 2億7151万5000円
確定申告額と同額である（甲ニ10・確定申告書）。
- (イ) 課税標準額に対する消費税額 1086万0600円
課税標準額に対する消費税額は、上記(ア)の課税標準額に消費税率100分の4（消費税法29条）を乗じて算出した額である。
- (ウ) 控除税額 345万1940円
原告Dは、当課税期間の課税売上割合が95パーセント未満であるため、仕入税額控除額の計算方式として、「一括比例配分方式」を選択し、消費税付表2に従って控除税額を算出している（甲ニ10・2枚目参照）。
- その際、本件各管理組合及び本件その他の管理組合に対して支出した本件総管理費等が消費税法上の課税仕入れに該当するとして、上記管理費等の額1億7720万4080円を課税仕入れに係る支払対価の額に算入していたところ、前記第1の4(2)ア(ウ)及び(エ)のとおろ、上記の管理費等は対価性がない取引であり、消費税の課税対象となる「資産の譲渡等」（消費税法2条1項8号）には該当しないことから、消費税の課税仕入れには該当しない（消費税法30条1項）。
- したがって、控除税額は、消費税付表2の課税仕入れに係る支払対価の額3億9584万1993円（同付表の⑧）から上記管理費等の額1億7720万4080円を差し引いた2億1863万7913円に105分の4を乗じて算出した課税仕入れに係る消費税額832万9063円に、当課税期間の課税売上割合41.4445233パーセントを乗じた345万1940円となる。
- (エ) 納付すべき消費税額 740万8600円
納付すべき消費税額は、上記(イ)の金額から(ウ)の金額を控除した額（国税通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。
- (オ) 既に納付の確定した消費税額 461万0800円
- (カ) 差引納付すべき消費税額 279万7800円
上記(エ)の金額から上記(オ)の金額を控除した額（国税通則法119条1項による100円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。
- (キ) 地方消費税の課税標準額 740万8600円
地方消費税の課税標準額は、上記(エ)の消費税額である（地方税法72条の82）。
- (ク) 納付すべき譲渡割額 185万2100円
譲渡割額は、上記(キ)の金額に100分の25を乗じて算出した金額である（地方税法72条の83）。
- (ケ) 既に納付の確定した譲渡割額 115万2700円
- (コ) 差引納付すべき譲渡割額 69万9400円
上記(ク)の金額から上記(ケ)の金額を控除して算出した金額（地方税法20条の4の2第3項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。
- (サ) 差引納付すべき消費税等の合計税額 349万7200円
差引納付すべき消費税等の合計税額は、上記(カ)及び(コ)の合計額である。
- イ 過少申告加算税額 34万9000円
過少申告加算税の額は、国税通則法65条1項の規定に基づき、上記ア(サ)の差引納付すべ

き消費税等の合計税額349万7200円（国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの）に100分の10の割合を乗じた34万9000円となる（甲ニ9・「賦課した加算税の額の計算明細」欄参照）。

(3) 平成17年9月課税期間

前記第1の4(3)ア(エ)及び(オ)で述べたとおり、原告DとFとの間で行われたとされた本件譲渡については、当課税期間中に譲渡が行われた事実が認められなかった。

したがって、本件譲渡に係る売却収入及び固定資産税負担金（建物）が課税資産の譲渡等から除かれたことなどから、当課税期間における消費税等の更正により、消費税等の額が減額更正されている（甲ニ11）。

なお、本訴においては、原告Dは、当課税期間の更正処分の取消しは求めている。

以上

別表 1

本件各マンションの区分所有状況

(単位：戸)

番号	マンション名 (所在地)	総戸数	区分所有者			
			D	B	C	A
1	N (福岡市)	40	38	1	1	0
2	O (福岡市)	113	1	1	111	0
3	P (福岡市)	47	45	1	1	0
4	Q (福岡市)	134	1	1	132	0
5	R (福岡市)	43	1	1	41	0
6	S (福岡市)	53	1	51	1	0
7	T (福岡市)	169	1	1	167	0
8	U (福岡市)	80	1	1	78	0
9	V (福岡市)	144	1	1	142	0
10	L (福岡市)	110	108	0	1	1
11	W (福岡市)	120	1	1	118	0
※12	E (福岡市)	95	93	1	1	0
13	X (福岡市)	76	74	1	1	0
14	Y (福岡市)	77	1	1	75	0
15	Z (福岡市)	48	1	1	46	0
16	a (福岡市)	79	1	1	77	0
17	b (福岡市)	199	1	0	198	0
18	d (福岡市)	105	2	0	103	0
19	e (福岡市)	72	1	1	70	0
20	K (福岡市)	66	1	0	1	64
21	J (福岡市)	261	1	259	1	0

※印は、平成17年9月28日DからFへ売却したとされている物件である。

別表 2

本件各マンションの区分所有の推移表

番号	マンション名	総室数	面積	保存登記等年月日	所有者	売買年月日	区分所有者	室数	面積
1	N	40	1167.3m ²	H2. 2. 27	(株)D	H14. 6. 29	(株)C	1	22.49m ²
							(株)B	1	22.49m ²
2	O	112	2753.38m ²	H7. 12. 4	(株)C	H14. 6. 29	(株)D	1	18.79m ²
							(株)B	1	18.79m ²
3	P	47	1452.41m ²	H9. 11. 13	(株)D	H14. 6. 29	(株)C	1	19.65m ²
							(株)B	1	19.65m ²
4	Q	134	3062.72m ²	H11. 3. 16	(株)C	H14. 6. 29	(株)D	1	20.42m ²
							(株)B	1	20.42m ²
5	R	43	962.87m ²	H11. 3. 29	(株)C	H14. 6. 29	(株)D	1	17.84m ²
							(株)B	1	17.84m ²
6	S	53	1378.71m ²	H12. 1. 24	(株)B	H14. 6. 29	(株)D	1	21.13m ²
							(株)C	1	21.13m ²
7	T	169	3822.6m ²	H11. 8. 30	(株)C	H14. 6. 29	(株)D	1	20.39m ²
							(株)B	1	20.39m ²
8	U	80	1835.75m ²	H11. 10. 29	(株)D	H14. 6. 29	(株)C	1	22.49m ²
							(株)B	1	22.49m ²
9	V	144	3626.94m ²	H12. 1. 28	(株)C	H14. 6. 29	(株)D	1	22.72m ²
							(株)B	1	22.81m ²
10	L	110	2972.56m ²	H12. 3. 2	(株)D	H14. 6. 29	(株)C	1	23.15m ²
							(株)A	1	70.08m ²
11	W	120	3028.7m ²	H12. 3. 29	(株)C	H14. 6. 29	(株)D	1	22.69m ²
							(株)B	1	22.69m ²
12	E	95	2376.53m ²	H12. 7. 31	(株)D	H14. 6. 29	(株)C	1	22.95m ²
							(株)B	1	22.95m ²
13	X	76	1888.88m ²	H13. 1. 31	(株)D	H14. 6. 29	(株)C	1	21.04m ²
							(株)B	1	21.04m ²
14	Y	77	1888.86m ²	H13. 3. 19	(株)C	H14. 6. 29	(株)D	1	22.96m ²
							(株)B	1	22.2m ²
15	Z	48	1342.9m ²	H13. 6. 29	(株)C	H14. 6. 29	(株)D	1	23.52m ²
							(株)B	1	23.52m ²
16	a	79	2039.73m ²	H13. 7. 31	(株)C	H14. 6. 29	(株)D	1	23.4m ²
							(株)B	1	23.4m ²

番号	マンション名	総室数	面積	保存登記等年月日	所有者
17	b	198	4927.27m ²	H14. 2. 1	(株)C
		1	28.68m ²		(株)D
18	d	103	2530.02m ²	H14. 3. 17	(株)C
		2	46.72m ²		(株)D
19	e	70	1679.19m ²	H14. 5. 19	(株)C
		1	23.26m ²		(株)D
		1	23.26m ²		(株)B
20	K	64	1545.68m ²	H14. 9. 16	(株)A
		1	23.29m ²		(株)D
		1	23.29m ²		(株)C
21	J	259	6362.43m ²	H15. 3. 1	(株)B
		1	32.24m ²		(株)D
		1	32.24m ²		(株)C

※ 平成14年2月以降は新築時から区分所有となっている。

別表３－１

原告Ａの課税の経緯（法人税）

（単位：円）

事業年度	区分	年月日	所得金額	法人税額	課税留保金額	課税留保金額に対する税額	法人税額計	控除所得税額等	差引所得に対する法人税額	差引合計税額	既に納付の確定した本税額	差引納付すべき本税額	過少申告加算税	重加算税
平成15年3月期	確定申告 (A)	H15. 6. 2	70,872,855	20,621,600	18,286,000	1,737,170	22,358,770	76	22,358,600	22,358,600	7,998,700	14,359,900		
	更正処分等 (B)	H18. 5. 30	82,854,534	24,216,200	21,735,000	2,064,825	26,281,025	76	26,280,900	22,358,600	3,922,300	392,000	392,000	—
	異議申立て (C)	H18. 7. 7	70,872,855	20,621,600	18,286,000	1,737,170	22,358,770	76	22,358,600	22,358,600	7,998,700	14,359,900		
	異議決定 (D)	H18. 10. 4	82,854,534	24,216,200	21,735,000	2,064,825	26,281,025	76	26,280,900	26,280,900	22,358,600	3,922,300	392,000	—
	審査請求 (E)	H18. 10. 30	70,872,855	20,621,600	18,286,000	1,737,170	22,358,770	76	22,358,600	22,358,600	7,998,700	14,359,900		
	裁 決 (F)	H19. 7. 9	82,854,534	24,216,200	21,735,000	2,064,825	26,281,025	76	26,280,900	26,280,900	22,358,600	3,922,300	392,000	—
平成16年3月期	確定申告 (A)	H16. 5. 31	50,445,362	14,493,500	0	0	14,493,500	37	14,493,400	14,493,400	11,179,200	3,314,200		
	更正処分等 (B)	H18. 5. 30	61,984,430	17,955,200	0	0	17,955,200	37	17,955,100	17,955,100	14,493,400	3,461,700	346,000	—
	異議申立て (C)	H18. 7. 7	50,445,362	14,493,500	0	0	14,493,500	37	14,493,400	14,493,400	11,179,200	3,314,200		—
	異議決定 (D)	H18. 10. 4	61,984,430	17,955,200	0	0	17,955,200	37	17,955,100	17,955,100	14,493,400	3,461,700	346,000	—
	審査請求 (E)	H18. 10. 30	50,445,362	14,493,500	0	0	14,493,500	37	14,493,400	14,493,400	11,179,200	3,314,200		—
	裁 決 (F)	H19. 7. 9	61,984,430	17,955,200	0	0	17,955,200	37	17,959,100	17,955,100	14,493,400	3,461,700	346,000	—
平成17年3月期	確定申告 (A)	H17. 5. 31	119,929,542	35,338,700	0	0	35,338,700	5	35,338,600	35,338,600	7,246,600	28,092,000		
	更正処分等 (B)	H18. 5. 30	131,530,388	38,819,000	0	0	38,819,000	5	38,818,900	38,818,900	35,338,600	3,480,300	348,000	—
	異議申立て (C)	H18. 7. 7	119,929,542	35,338,700	0	0	35,338,700	5	35,338,600	35,338,600	7,246,600	28,092,000		
	異議決定 (D)	H18. 10. 4	131,530,388	38,819,000	0	0	38,819,000	5	38,818,900	38,818,900	35,338,600	3,480,300	348,000	—
	審査請求 (E)	H18. 10. 30	119,929,542	35,338,700	0	0	35,338,700	5	35,338,600	35,338,600	7,246,600	28,092,000		
	裁 決 (F)	H19. 7. 9	131,530,388	38,819,000	0	0	38,819,000	5	38,818,900	38,818,900	35,338,600	3,480,300	348,000	—

別表３－２

原告Ａの課税の経緯（消費税等）

（単位：円）

課税年度	区分	年月日	課税標準額	課税標準に対する消費税額	控除税額	差引税額又は控除不足還付税額	中間納付税額又は既に納付の確定した本税額	納付すべき消費税額	地方消費税譲渡割額	中間譲渡割額又は既に納付の確定した譲渡割額	納付すべき地方消費税額	消費税及び地方消費税の差引納付すべき合計税額	過少申告加算税	重加算税
平成15年3月課税期間	確定申告 (A)	H15. 6. 2	358,588,000	14,343,520	16,334,012	△1,990,492	4,671,300	△6,661,792	△497,623	1,167,700	△1,665,323	△8,327,115		
	更正処分等 (B)	H18. 5. 30	358,588,000	14,343,520	15,928,668	△1,585,148	△1,990,492	405,300	△396,287	△497,623	101,300	506,600	50,000	—
	異議申立て (C)	H18. 7. 24	358,588,000	14,343,520	16,334,012	△1,990,492	4,671,300	△6,661,792	△497,623	1,167,700	△1,665,323	△8,327,115		
	異議決定 (D)	H18. 10. 4	358,588,000	14,343,520	15,926,668	△1,585,148	△1,990,492	405,300	△396,287	△497,623	101,300	506,600	50,000	—
	審査請求 (E)	H18. 10. 30	358,588,000	14,343,520	16,334,012	△1,990,492	4,671,300	△6,661,792	△497,623	1,167,700	△1,665,323	△8,327,115		
	裁 決 (F)	H19. 7. 9	358,588,000	14,343,520	15,928,668	△1,585,148	△1,990,492	405,300	△396,287	△497,623	101,300	506,600	50,000	—
平成16年3月課税期間	確定申告 (A)	H16. 5. 31	397,994,000	15,919,760	9,217,716	6,702,000	0	6,702,000	1,675,500	0	1,675,500	8,377,500		
	更正処分等 (B)	H18. 5. 30	397,994,000	15,919,760	8,726,416	7,193,300	6,702,000	491,300	1,798,300	1,675,500	122,800	614,100	61,000	—
	異議申立て (C)	H18. 7. 24	397,994,000	15,919,760	9,217,716	6,702,000	0	6,702,000	1,675,500	0	1,675,500	8,377,500		
	異議決定 (D)	H18. 10. 4	397,994,000	15,919,760	8,726,416	7,193,300	6,702,000	491,300	1,798,300	1,675,500	122,800	614,100	61,000	—
	審査請求 (E)	H18. 10. 30	397,994,000	15,919,760	9,217,716	6,702,000	0	6,702,000	1,675,500	0	1,675,800	8,377,500		
	裁 決 (F)	H19. 7. 9	397,994,000	15,919,760	8,726,416	7,193,300	6,702,000	491,300	1,798,300	1,675,500	122,800	614,100	61,000	—
平成17年3月課税期間	確定申告 (A)	H17. 5. 31	355,414,000	14,216,560	7,332,956	6,883,600	6,026,500	1,857,100	1,720,900	1,256,400	464,500	2,321,600		
	更正処分等 (B)	H18. 5. 30	355,414,000	14,215,560	7,296,568	6,919,900	6,883,600	36,300	1,729,900	1,720,900	9,000	45,300	—	—
	異議申立て (C)	H18. 7. 24	355,414,000	14,216,560	7,332,956	6,883,600	5,026,600	1,857,100	1,720,900	1,256,400	464,500	2,321,600		
	異議決定 (D)	H18. 10. 4	355,414,000	14,216,560	7,296,566	5,919,900	6,863,600	36,300	1,729,900	1,720,900	9,000	45,300	—	—
	審査請求 (E)	H18. 10. 30	355,414,000	14,216,560	7,332,956	6,883,600	5,026,500	1,857,100	1,720,900	1,256,400	464,500	2,321,600		
	裁 決 (F)	H19. 7. 9	355,414,000	14,216,560	7,296,568	6,919,900	6,883,600	36,300	1,729,900	1,720,900	9,000	45,300	—	—

別表４－１

原告Ｂの課税の経緯（法人税）

（単位：円）

事業年度	区分	年月日	所得金額	法人税額	課税留保金額	課税留保金額に対する税額	法人税額計	控除所得税額等	差引所得に対する法人税額	差引合計税額	既に納付の確定した本税額	差引納付すべき本税額	過少申告加算税	重加算税
平成15年9月期	確定申告（Ａ）	H15.12.1	107,708,916	31,672,400	31,111,000	3,008,317	34,680,717	1,001	34,679,700	34,679,700	19,168,500	15,511,200		
	更正処分等（Ｂ）	H18.7.4	196,047,221	58,174,100	56,543,000	6,632,377	64,806,477	1,001	64,805,400	64,805,400	34,679,700	30,125,700	3,012,000	－
	異議申立て（Ｃ）	H18.8.30	107,708,916	31,672,400	31,111,000	3,008,317	34,680,717	1,001	34,679,700	34,679,700	19,168,500	15,511,200		
	異議決定（Ｄ）	H18.11.29	196,047,221	58,174,100	56,543,000	6,632,377	64,806,477	1,001	64,805,400	64,805,400	34,679,700	30,125,700	3,012,000	－
	審査請求（Ｅ）	H18.12.18	107,708,916	31,672,400	31,111,000	3,008,317	34,680,717	1,001	34,679,700	34,679,700	19,168,500	15,511,200		
	裁 決（Ｆ）	H19.7.9	196,047,221	58,174,100	56,543,000	6,632,377	64,806,477	1,001	64,805,400	54,805,400	34,679,700	30,125,700	3,012,000	－
平成16年9月期	確定申告（Ａ）	H16.11.30	220,844,820	66,613,200	0	0	65,613,200	140	65,613,000	65,613,000	17,339,800	48,273,200		
	更正処分等（Ｂ）	H18.7.4	273,740,737	81,482,000	0	0	81,482,000	140	81,481,800	81,481,800	65,613,000	16,868,800	1,586,000	－
	異議申立て（Ｃ）	H18.8.30	220,844,820	66,613,200	0	0	65,613,200	140	65,613,000	65,613,000	17,339,800	48,273,200		
	異議決定（Ｄ）	H18.11.29	273,740,737	81,482,000	0	0	81,482,000	140	81,481,800	81,481,800	65,613,000	16,868,800	1,586,000	－
	審査請求（Ｅ）	H18.12.18	220,844,820	66,613,200	0	0	65,613,200	140	65,613,000	65,613,000	17,339,800	48,273,200		
	裁 決（Ｆ）	H19.7.9	273,740,737	81,482,000	0	0	81,482,000	140	81,481,800	81,481,800	65,613,000	16,868,800	1,586,000	－
平成17年9月期	確定申告（Ａ）	H17.11.30	148,973,284	44,051,900	0	0	44,051,900	648	44,051,200	44,051,200	32,806,500	11,244,700		
	更正処分等（Ｂ）	H18.7.4	184,487,396	54,706,100	0	0	54,706,100	648	54,705,400	54,705,400	44,051,200	10,654,200	1,065,000	－
	異議申立て（Ｃ）	H18.8.30	148,973,284	44,051,900	0	0	44,051,900	648	44,051,200	44,051,200	32,806,500	11,244,700		
	異議決定（Ｄ）	H18.11.29	184,487,396	54,706,100	0	0	54,706,100	648	54,705,400	54,705,400	44,051,200	10,654,200	1,065,000	－
	審査請求（Ｅ）	H18.12.18	148,973,284	44,051,900	0	0	44,051,900	648	44,051,200	44,051,200	32,806,500	11,244,700		
	裁 決（Ｆ）	H19.7.9	184,487,396	54,706,100	0	0	54,706,100	648	54,705,400	54,705,400	44,051,200	10,654,200	1,065,000	－

別表４－２

原告Ｂの課税の経緯（消費税等）

（単位：円）

課税年度	区分	年月日	課税標準額	課税標準に対する消費税額	控除税額	差引税額又は控除不足還付税額	中間納付税額又は既に納付の確定した本税額	納付すべき消費税額	地方消費税譲渡割額	既に納付の確定した譲渡割額	納付すべき地方消費税額	消費税及び地方消費税の差引納付すべき合計税額	過少申告加算税	重加算税
平成15年9月課税期間	確定申告（A）	H15.12.1	624,922,000	24,996,880	39,722,284	△14,725,404	3,002,400	△17,727,804	△3,681,351	750,600	△4,431,951	△22,159,755		
	更正処分等（B）	H18.7.4	624,922,000	24,996,880	36,751,986	△11,755,106	△14,725,404	2,970,200	△2,938,776	△3,681,351	742,500	3,712,700	531,500	－
	異議申立て（C）	H18.8.30	624,922,000	24,996,880	39,722,284	△14,725,404	3,002,400	△17,727,804	△3,681,351	750,600	△4,431,951	△22,159,755		
	異議決定（D）	H18.11.29	624,922,000	24,996,860	36,751,986	△11,755,106	△14,725,404	2,970,200	△2,938,776	△3,681,351	742,500	3,712,700	531,500	－
	審査請求（E）	H18.12.18	624,922,000	24,996,880	39,722,284	△14,725,404	3,002,400	△17,727,804	△3,681,351	750,600	△4,431,951	△22,159,755		
	裁 決（F）	H19.7.9	624,922,000	24,996,880	36,751,986	△11,755,106	△14,725,404	2,970,200	△2,938,776	△3,681,351	742,500	3,712,700	531,500	－
平成16年9月課税期間	確定申告（A）	H16.11.30	625,322,000	25,012,880	10,304,041	14,708,800	0	14,708,800	3,677,200	0	3,677,200	18,386,000		
	更正処分等（B）	H18.7.4	625,322,000	25,012,880	8,184,569	16,828,300	14,708,800	2,119,500	4,207,000	3,677,200	529,800	2,649,300	264,000	－
	異議申立て（C）	H18.8.30	625,322,000	25,012,880	10,304,041	14,708,800	0	14,708,800	3,677,200	0	3,677,200	18,386,000		
	異議決定（D）	H18.11.29	625,322,000	25,012,880	8,184,569	16,828,300	14,708,800	2,119,500	4,207,000	3,677,200	529,800	2,649,300	264,000	－
	審査請求（E）	H18.12.18	625,322,000	25,012,880	10,304,041	14,708,800	0	14,708,800	3,677,200	0	3,677,200	18,386,000		
	裁 決（F）	H19.7.9	625,322,000	25,012,880	8,184,569	16,828,300	14,708,800	2,119,500	4,207,000	3,677,200	529,800	2,649,300	264,000	－
平成17年9月課税期間	確定申告（A）	H17.11.30	570,636,000	22,825,440	7,697,072	15,128,300	11,031,300	4,097,000	3,782,000	2,757,600	1,024,400	5,121,400		
	更正処分等（B）	H18.7.4	570,636,000	22,825,440	5,918,242	16,907,100	15,128,300	1,778,800	4,226,700	3,782,000	444,700	2,223,500	222,000	－
	異議申立て（C）	H18.8.30	570,636,000	22,825,440	7,697,072	15,128,300	11,031,300	4,097,000	3,782,000	2,757,600	1,024,000	5,121,400		
	異議決定（D）	H18.11.29	570,636,000	22,825,440	5,918,242	16,907,100	15,128,300	1,778,800	4,226,700	3,782,000	444,700	2,223,500	222,000	－
	審査請求（E）	H18.12.18	570,636,000	22,825,440	7,697,072	15,128,300	11,031,300	4,097,000	3,782,000	2,757,500	1,024,400	5,121,400		
	裁 決（F）	H19.7.9	570,636,000	22,825,440	5,918,242	16,907,100	15,128,300	1,778,800	4,226,700	3,782,000	444,700	2,223,500	222,000	－

別表５－１

原告Ｃの課税の経緯（法人税）

（単位：円）

事業年度	区分	年月日	所得金額	法人税額	課税留保金額	課税留保金額に対する税額	法人税額計	控除所得税額等	差引所得に対する法人税額	差引合計税額	既に納付の確定した本税額	差引納付すべき本税額	過少申告加算税	重加算税
平成15年3月期	確定申告 (A)	H15.6.2	8,707,150	1,972,100	0	0	1,972,100	37,005	1,935,000	1,935,000	2,868,900	△933,900		
	更正処分等 (B)	H18.5.30	459,026,335	137,067,800	132,781,000	19,053,390	156,121,190	37,005	156,084,100	156,084,100	1,935,000	154,149,100	23,022,500	－
	異議申立て (C)	H18.7.7	8,707,150	1,972,100	0	0	1,972,100	37,005	1,935,000	1,935,000	2,868,900	△933,900		
	異議決定 (D)	H18.10.4	459,026,335	137,067,800	132,781,000	19,053,390	156,121,190	37,005	156,084,100	156,084,100	1,935,000	154,149,100	23,022,500	－
	審査請求 (E)	H18.10.30	8,707,150	1,972,100	0	0	1,972,100	37,005	1,935,000	1,935,000	2,868,900	△933,900		
	裁 決 (F)	H19.7.9	459,026,335	137,067,800	132,781,000	19,053,390	156,121,190	37,005	156,084,100	156,084,100	1,935,000	154,149,100	23,022,500	－
平成16年3月期	確定申告 (A)	H16.5.31	140,457,920	41,497,100	0	0	41,497,100	828	41,496,200	41,496,200	967,500	40,528,700		
	更正処分等 (B)	H18.5.30	354,139,497	105,601,700	0	0	105,601,700	828	105,600,800	105,600,800	41,496,200	64,104,600	7,540,000	－
	異議申立て (C)	H18.7.7	140,457,920	41,497,100	0	0	41,497,100	828	41,496,200	41,496,200	967,500	40,528,700		
	異議決定 (D)	H18.10.4	354,139,497	105,601,700	0	0	105,601,700	828	105,600,800	105,600,800	41,496,200	64,104,600	7,540,000	－
	審査請求 (E)	H18.10.30	140,457,920	41,497,100	0	0	41,497,100	828	41,496,200	41,496,200	967,500	40,528,700		
	裁 決 (F)	H19.7.9	354,139,497	105,601,700	0	0	105,601,700	828	105,600,800	105,600,800	41,496,200	64,104,600	7,540,000	－
平成17年3月期	確定申告 (A)	H17.5.31	457,417,179	136,685,100	0	0	136,585,100	9	136,585,000	136,585,000	20,748,000	115,837,000		
	更正処分等 (B)	H18.5.30	697,813,380	208,703,900	0	0	208,703,900	9	208,790,800	208,703,800	136,585,000	72,118,800	7,211,000	－
	異議申立て (C)	H18.7.7	457,417,179	136,585,100	0	0	136,585,100	9	136,585,000	136,585,000	20,748,000	115,837,000		
	異議決定 (D)	H18.10.4	697,813,380	208,703,900	0	0	208,703,900	9	208,703,800	208,703,800	136,585,000	72,118,800	7,211,000	－
	審査請求 (E)	H18.10.30	457,417,179	136,585,100	0	0	136,585,100	9	136,585,000	20,748,000	115,837,000	115,837,000		
	裁 決 (F)	H19.7.9	697,813,380	208,703,900	0	0	208,703,900	9	208,703,800	208,703,800	136,585,000	72,118,800	7,211,000	－

別表５－２

原告Ｃの課税の経緯（消費税等）

（単位：円）

課税年度	区分	年月日	課税標準額	課税標準に対する消費税額	控除税額	差引税額又は控除不足還付税額	中間納付税額又は既に納付の確定した本税額	納付すべき消費税額	地方消費税譲渡割額	既に納付の確定した譲渡割額	納付すべき地方消費税額	消費税及び地方消費税の差引納付すべき合計税額	過少申告加算税	重加算税
平成15年3月課税期間	確定申告 (A)	H15.6.2	508,040,000	20,321,600	12,079,121	8,242,400	0	8,242,400	2,060,600	0	2,060,600	10,303,000		
	更正処分等 (B)	H18.5.30	508,040,000	20,321,600	5,613,130	14,708,400	8,242,400	6,466,000	3,677,100	2,060,600	1,616,500	8,082,500	808,000	—
	異議申立て (C)	H18.7.24	508,040,000	20,321,600	12,079,121	8,242,400	0	8,242,400	2,060,600	0	2,060,600	10,303,000		
	異議決定 (D)	H18.10.4	508,040,000	20,321,600	5,613,130	14,708,400	8,242,400	6,466,000	3,677,100	2,060,600	1,616,500	8,082,500	808,000	—
	審査請求 (E)	H18.10.30	508,040,000	20,321,600	12,079,121	8,242,400	0	8,242,400	2,060,600	0	2,060,600	10,303,000		
	裁 決 (F)	H19.7.9	508,040,000	20,321,600	5,513,130	14,708,400	8,242,400	6,466,000	3,677,100	2,060,600	1,616,500	8,082,500	808,000	—
平成16年3月課税期間	確定申告 (A)	H16.5.31	583,341,000	23,333,640	5,244,812	18,088,800	6,181,500	11,907,300	4,522,200	1,545,300	2,976,900	14,884,200		
	更正処分等 (B)	H18.5.30	583,341,000	23,333,640	633,323	22,700,300	18,088,800	4,611,500	5,675,000	4,522,200	1,152,800	5,764,300	576,000	—
	異議申立て (C)	H18.7.24	583,341,000	23,333,640	5,244,812	18,088,800	6,181,500	11,907,300	4,522,200	1,545,300	2,976,900	14,884,200		
	異議決定 (D)	H18.10.4	583,341,000	23,333,640	633,323	22,700,300	18,088,800	4,611,500	5,675,000	4,522,200	1,152,800	5,764,300	576,000	—
	審査請求 (E)	H18.10.30	583,341,000	23,333,640	5,244,812	18,088,800	6,181,500	11,907,300	4,522,200	1,545,300	2,976,900	14,884,200		
	裁 決 (F)	H19.7.9	583,341,000	23,333,640	633,323	22,700,300	18,088,800	4,611,500	5,675,000	4,522,200	1,152,800	5,764,300	576,000	—
平成17年3月課税期間	確定申告 (A)	H17.5.31	369,020,000	14,760,800	3,516,834	11,243,900	13,566,600	△2,322,700	2,810,900	3,391,500	△580,600	△2,903,300		
	更正処分等 (B)	H18.5.30	369,020,000	14,760,800	190,215	14,570,500	11,243,900	3,326,600	3,642,600	2,810,900	831,700	4,158,300	415,000	—
	異議申立て (C)	H18.7.24	369,020,000	14,760,800	3,516,834	11,243,900	13,566,600	△2,322,700	2,810,900	3,391,500	△580,600	△2,903,300		
	異議決定 (D)	H18.10.4	369,020,000	14,760,800	190,215	14,570,500	11,243,900	3,326,600	3,642,600	2,810,900	831,700	4,158,300	415,000	—
	審査請求 (E)	H18.10.30	369,020,000	14,760,800	3,516,834	11,243,900	13,566,600	△2,322,700	2,810,900	3,391,500	△580,600	△2,903,300		
	裁 決 (F)	H19.7.9	369,020,000	14,760,800	190,215	14,570,500	11,243,900	3,326,600	3,642,600	2,810,900	831,700	4,158,300	415,000	—

別表 6－1－1

原告Dの課税の経緯（法人税） （単位：円）

事業年度	区分	年月日	所得金額	法人税額	課税留保金額	課税留保金額に対する税額	法人税額計	控除所得税額等	差引所得に対する法人税額	差引合計税額	既に納付の確定した本税額	差引納付すべき本税額	過少申告加算税	重加算税
平成15年9月期	確定申告 (A)	H15.12.1	21,357,773	5,767,100	0	0	5,767,100	88,779	5,678,300	5,678,300	0	5,678,300		
	更正処分等 (B)	H18.7.4	93,632,419	27,449,500	7,828,000	743,660	28,193,260	88,779	28,104,400	28,104,400	5,678,300	22,426,100	3,074,500	－
	異議申立て (C)	H18.8.30	21,357,773	5,767,100	0	0	5,767,100	88,779	5,678,300	5,678,300	0	5,678,300		
	異議決定 (D)	H18.11.29	93,632,419	27,449,600	7,811,000	742,045	28,191,645	88,779	28,102,800	28,102,800	5,678,300	22,424,500	3,074,500	－
	審査請求 (E)	H18.12.18	21,357,773	5,767,100	0	0	5,767,100	88,779	5,678,300	5,678,300	0	5,678,300		
	裁 決 (F)	H19.7.9	93,632,419	27,449,600	7,811,000	742,045	28,191,645	88,779	28,102,800	28,102,800	5,678,300	22,424,500	3,074,500	－
平成16年9月期	確定申告 (A)	H16.11.30	171,474,174	50,802,200	50,006,000	6,000,900	56,803,100	87,976	56,715,100	56,715,100	2,839,100	53,876,000		
	更正処分等 (B)	H18.7.4	326,195,667	97,218,500	94,547,000	12,682,050	109,900,550	87,976	109,812,500	109,812,500	56,715,100	53,097,400	5,309,000	－
	異議申立て (C)	H18.8.30	171,474,174	50,802,200	50,006,000	6,000,900	56,803,100	87,976	56,715,100	56,715,100	2,839,100	53,876,000		
	異議決定 (D)	H18.11.29	326,195,667	97,218,500	94,547,000	12,682,050	109,900,550	87,976	109,812,500	109,812,500	56,715,100	53,097,400	5,309,000	－
	審査請求 (E)	H18.12.18	171,474,174	50,802,200	50,006,000	6,000,900	56,803,100	87,976	56,715,100	56,715,100	2,839,100	53,876,000		
	裁 決 (F)	H19.7.9	326,195,667	97,218,500	94,547,000	12,682,050	109,900,550	87,976	109,812,500	109,812,500	56,715,100	53,097,400	5,309,000	－
平成17年9月期以降	確定申告 (A)	H17.11.30	33,832,008	9,509,600	7,546,000	754,600	10,264,200	58,065	10,206,100	10,206,100	28,357,500	△18,151,400		
	更正処分等 (B)	H18.7.4	208,964,733	62,049,200	61,002,000	7,650,300	69,699,500	58,065	69,641,400	69,641,400	10,206,100	59,435,300	1,328,500	16,502,500
	異議申立て (C)	H18.8.30	33,832,008	9,509,600	7,546,000	754,600	10,264,200	58,065	10,206,100	10,206,100	28,357,500	△18,151,400		
	異議決定 (D)	H18.11.29	208,964,733	62,049,200	61,002,000	7,650,300	69,699,600	58,065	69,641,400	69,641,400	10,206,100	59,435,300	1,328,500	16,502,500
	審査請求 (E)	H18.12.18	33,832,008	9,509,600	7,546,000	754,600	10,264,200	58,065	10,206,100	10,206,100	28,357,500	△18,151,400		
	裁 決 (F)	H19.7.9	208,964,733	62,049,200	61,002,000	7,650,300	69,699,500	58,065	69,641,400	69,641,400	10,206,100	59,435,300	1,328,500	16,502,500

別表 6－1－2

青色申告承認取消処分

	区分	年月日
平成17年9月期以降	取消処分通知 (A)	H18.7.5
	異議申立て (B)	H18.8.30
	異議決定 (C)	H18.11.29
	審査請求 (D)	H18.12.18
	裁 決 (E)	H19.7.9

別表 6－2

原告Dの課税の経緯（消費税等）

（単位：円）

課税年度	区分	年月日	課税標準額	課税標準に対する消費税額	控除税額	差引税額又は控除不足還付税額	中間納付税額又は既に納付の確定した本税額	納付すべき消費税額	地方消費税譲渡割額	既に納付の確定した譲渡割額	納付すべき地方消費税額	消費税及び地方消費税の差引納付すべき合計税額	過少申告加算税	重加算税
平成15年9月課税期間	確定申告 (A)	H15.12.1	1,387,476,000	55,499,040	42,070,503	13,428,500	0	13,428,500	3,357,100	0	3,357,100	16,785,600		
	更正処分等 (B)	H18.7.4	1,387,476,000	55,499,040	39,526,982	15,972,000	13,428,500	2,543,500	3,993,000	3,357,100	635,900	3,179,400	317,000	—
	異議申立て (C)	H18.8.30	1,387,476,000	55,499,040	42,070,503	13,428,500	0	13,428,500	3,357,100	0	3,357,100	16,785,600		
	異議決定 (D)	H18.11.29	1,387,476,000	55,499,040	39,526,982	15,972,000	13,428,500	2,543,500	3,993,000	3,357,100	635,900	3,179,400	317,000	—
	審査請求 (E)	H18.12.18	1,387,476,000	55,499,040	42,070,503	13,428,500	0	13,428,500	3,357,100	0	3,357,100	16,785,600		
	裁 決 (F)	H19.7.9	1,387,476,000	55,499,040	39,526,982	15,972,000	13,428,500	2,543,500	3,993,000	3,357,100	635,900	3,179,400	317,000	—
平成16年9月課税期間	確定申告 (A)	H16.11.30	271,515,000	10,860,600	6,249,705	4,610,800	7,286,600	△2,675,800	1,162,700	1,821,500	△688,800	△3,344,600		
	更正処分等 (B)	H18.7.4	271,515,000	10,860,600	3,451,940	7,408,600	4,610,800	2,797,800	1,852,100	1,152,700	699,400	3,497,200	349,000	—
	異議申立て (C)	H18.8.30	271,515,000	10,860,600	6,249,705	4,610,800	7,286,600	△2,675,800	1,162,700	1,821,500	△688,800	△3,344,600		
	異議決定 (D)	H18.11.29	271,515,000	10,860,600	3,451,940	7,408,600	4,610,800	2,797,800	1,852,100	1,152,700	699,400	3,497,200	349,000	—
	審査請求 (E)	H18.12.18	271,515,000	10,860,600	6,249,705	4,610,800	7,286,600	△2,675,800	1,162,700	1,821,500	△688,800	△3,344,600		
	裁 決 (F)	H19.7.9	271,515,000	10,860,600	3,451,940	7,408,600	4,610,800	2,797,800	1,852,100	1,152,700	699,400	3,497,200	349,000	—
平成17年9月課税期間	確定申告 (A)	H17.11.30	705,493,000	28,219,720	2,467,505	25,752,300	3,457,800	22,294,500	5,438,000	864,300	5,573,700	27,868,200		
	更正処分等 (B)	H18.7.4	442,451,000	17,698,040	1,353,149	16,344,800	25,752,300	△9,407,500	4,086,200	6,438,000	△2,351,800	△11,759,300	—	—
	異議申立て (C)	H18.8.30	705,493,000	28,219,720	2,467,505	25,752,300	3,457,800	22,294,500	5,438,000	864,300	5,573,700	27,868,200		
	異議決定 (D)	H18.11.29	却下											
	審査請求 (E)	H18.12.18	705,493,000	28,219,720	2,467,505	25,752,300	3,457,800	22,294,500	5,438,000	864,300	5,573,700	27,868,200	—	—
	裁 決 (F)	H19.7.9	却下											

原告らの株式保有数及び役員構成の状況等

別表 7－1 Aの株式保有及び役員構成の状況

氏名又は法人名	丙との関係等	役職等	平成14年3月31日		平成15年3月31日		平成16年3月31日	
			持株数	持株割合	持株数	持株割合	持株数	持株割合
甲	－	代表取締役	200	100.0	200	100.0	200	100.0
戊	妻	取締役	－	－	－	－	－	－
g	－	取締役	－	－	－	－	－	－
G	子	取締役	－	－	－	－	－	－
合計			200	100.0	200	100.0	200	100.0

別表 7－2 Dの株式保有及び役員構成の状況

氏名又は法人名	丙との関係等	役職等	平成14年9月30日		平成15年9月30日		平成16年9月30日	
			持株数	持株割合	持株数	持株割合	持株数	持株割合
丙	本人	代表取締役	940	94.0	940	94.0	940	94.0
戊	妻	－	20	2.0	20	2.0	20	2.0
乙	子	－	20	2.0	20	2.0	20	2.0
G	子	取締役	20	2.0	20	2.0	20	2.0
丁	－	取締役	－	－	－	－	－	－
H	母	取締役			－	－	－	－
合計			1,000	100.0	1,000	100.0	1,000	100.0

別表 7－3 Cの株式保有及び役員構成の状況

氏名又は法人名	丙との関係等	役職等	平成14年3月31日		平成15年3月31日		平成16年3月31日	
			持株数	持株割合	持株数	持株割合	持株数	持株割合
丙	本人	－	3,115	35.0				
		代表取締役			3,115	35.0	3,115	35.0
戊	妻	取締役	1,780	20.0	1,780	20.0	1,780	20.0
乙	子	代表取締役	1,335	15.0				
		－			1,335	15.0	1,335	15.0
G	子	監査役	890	10.0	890	10.0	890	10.0
甲	－	－	1,720	19.3	1,720	19.3	1,720	19.3
B	7-4のとおり	－	50	0.6	50	0.6	50	0.6
F	7-5のとおり	－	10	0.1	10	0.1	10	0.1
I	弟	取締役	－	－	－	－	－	－
合計			8,900	100.0	8,900	100.0	8,900	100.0

別表 7-4 Bの株式保有及び役員構成の状況

氏名又は法人名	丙との関係等	役職等	平成14年9月30日		平成15年9月30日		平成16年9月30日	
			持株数	持株割合	持株数	持株割合	持株数	持株割合
C	7-3のとおり	—	510	51.0	510	51.0	510	51.0
F	7-5のとおり	—	240	24.0	240	24.0	240	24.0
株式会社 h	—	—	226	22.6	226	22.6	226	22.6
乙	子	代表取締役	12	1.2	12	1.2	12	1.2
G	子	監査役	12	1.2	12	1.2	12	1.2
丙	本人	取締役	—	—	—	—	—	—
戊	妻	取締役	—	—	—	—	—	—
丁	—	取締役	—	—	—	—	—	—
合計			1,000	100.0	1,000	100.0	1,000	100.0

別表 7-5 Fの株式保有及び役員構成の状況

氏名又は法人名	丙との関係等	役職等	平成14年9月30日		平成15年9月30日		平成16年9月30日	
			持株数	持株割合	持株数	持株割合	持株数	持株割合
D	7-2のとおり	—	560	56.0	560	56.0	560	56.0
株式会社 h	—	—	240	24.0	240	24.0	240	24.0
B	7-4のとおり	—	150	15.0	150	15.0	150	15.0
株式会社 i	—	—	50	5.0	50	5.0		
株式会社 j	—	—					50	5.0
甲	—	取締役	—	—	—	—	—	—
		代表取締役					—	—
丙	本人	代表取締役	—	—	—	—		
乙	子	取締役	—	—	—	—	—	—
戊	妻	監査役			—	—	—	—
H	母	取締役						—
G	子	監査役			—	—	—	—
合計			1,000	100.0	1,000	100.0	1,000	100.0

別表 8-1 原告 A が区分所有権を有するマンションの管理費等の運用状況

(単位：円)

勘定科目	マンション名	種別	平成 1 5 年 3 月期			平成 1 6 年 3 月期			平成 1 7 年 3 月期		
			計上額	業務費用等 (注) 1	剰余金	計上額	業務費用等 (注) 1	剰余金	計上額	業務費用等 (注) 1	剰余金
家賃原価	K	管理費	6,144,000	153,536	5,990,464						
		修繕積立金	6,144,000	0	6,144,000						
	「家賃原価」計	計 (①)	12,288,000	153,536	12,134,464						
		内仮払消費税等 (②)	585,142								
		損金算入額 (③=①-②)	11,702,858								
雑費	L	管理費	207,000	60,185	146,815						
		修繕積立金	207,000	0	207,000						
	「雑費」計	計 (④)	414,000	60,185	353,815						
		内仮払消費税等 (⑤)	19,714								
		損金算入額 (⑥=④-⑤)	394,286								
管理費	L	管理費				552,000	88,632	463,368	276,000	86,154	189,846
		修繕積立金				552,000	0	552,000	276,000	0	276,000
	K	管理費				6,144,000	0	6,144,000	6,144,000	0	6,144,000
		修繕積立金				6,144,000	0	6,144,000	6,144,000	0	6,144,000
	本件各マンション計	計 (⑦)				13,392,000	88,632	13,303,368	12,840,000	86,154	12,753,846
		管理費				6,696,000	88,632	6,607,368	6,420,000	86,154	6,333,846
		修繕積立金				6,696,000	0	6,696,000	6,420,000	0	6,420,000
		内仮払消費税等 (⑧)				637,714			611,428		
		損金算入額 (⑨=⑦-⑧)				12,754,286			12,228,572		
	本件各マンション以外のマンション計 (⑩) (本件その他の管理費等) (注) 2					1,968,935			1,287,702		
	「管理費」計 (⑪=⑦+⑩)					15,360,935			14,127,702		
		内仮払消費税等 (⑫)				731,473			672,747		

(注) 1 「業務費用等」には、修繕費を含む。

(注) 2 管理費等の明細については、別表 11-1 「原告 A の本件その他の管理費等の支払状況」を参照。

別表８－２ 原告Ｂが区分所有権を有するマンションの管理費等の運用状況

(単位：円)

勘定科目	マンション名	種別	平成１５年９月期			平成１６年９月期			平成１７年９月期		
			計上額	業務費用等 (注) １	剰余金	計上額	業務費用等 (注) １	剰余金	計上額	業務費用等 (注) １	剰余金
家賃原価	J	管理費	13,080,000	2,847,651	10,232,349						
		修繕積立金	13,080,000	0	13,080,000						
	「家賃原価」計	計 (①)	26,160,000	2,847,651	23,312,349						
		内仮払消費税等 (②)	1,245,714								
		損金計上額 (③＝①－②)	24,914,286								
管理費	N	管理費	96,000	38,445	57,555	96,000	39,013	56,987	96,000	38,315	57,685
		修繕積立金	96,000	0	96,000	96,000	0	96,000	96,000	0	96,000
	O	管理費	96,000	11,861	84,139	96,000	10,665	85,335	96,000	16,139	79,861
		修繕積立金	96,000	0	96,000	96,000	0	96,000	96,000	2,859	93,141
	P	管理費	1,002,000	0	1,002,000	1,002,000	0	1,002,000	1,002,000	0	1,002,000
		修繕積立金	1,002,000	0	1,002,000	1,002,000	0	1,002,000	1,002,000	0	1,002,000
	Q	管理費	96,000	27,343	68,657	96,000	27,938	68,062	96,000	27,195	68,805
		修繕積立金	96,000	0	96,000	96,000	0	96,000	96,000	134,102	△38,102
	R	管理費	96,000	41,013	54,987	96,000	18,891	77,109	96,000	29,825	56,175
		修繕積立金	96,000	0	96,000	96,000	0	96,000	96,000	6,509	89,491
	S	管理費	6,882,000	2,417,025	4,464,975	6,882,000	1,046,281	5,835,719	6,882,000	691,550	6,190,450
		修繕積立金	6,882,000	0	6,882,000	6,882,000	0	6,882,000	6,882,000	20,253,856	△13,371,856
	T	管理費	96,000	13,742	82,258	96,000	2,969	93,031	96,000	8,592	87,408
		修繕積立金	96,000	0	96,000	96,000	0	96,000	96,000	0	96,000
	U	管理費	96,000	3,153	92,847	96,000	0	96,000	96,000	0	96,000
		修繕積立金	96,000	0	96,000	96,000	0	96,000	96,000	0	96,000
	V	管理費	96,000	15,988	80,012	96,000	16,570	79,430	96,000	16,484	79,516
		修繕積立金	96,000	0	96,000	96,000	0	96,000	96,000	24,545	71,455

勘定科目	マンション名	種別	平成15年9月期			平成16年9月期			平成17年9月期		
			計上額	業務費用等 (注)1	剰余金	計上額	業務費用等 (注)1	剰余金	計上額	業務費用等 (注)1	剰余金
管理費	W	管理費	96,000	27,734	68,266	96,000	27,985	68,015	96,000	28,958	67,042
		修繕積立金	96,000	0	96,000	96,000	0	96,000	96,000	7,451	88,549
	E	管理費	96,000	35,036	60,964	96,000	19,751	76,249	96,000	9,929	86,071
		修繕積立金	96,000	0	96,000	96,000	0	96,000	96,000	3,853	92,147
	X	管理費	510,000	33,532	476,468	510,000	33,735	476,265	510,000	33,253	476,747
		修繕積立金	510,000	0	510,000	510,000	0	510,000	510,000	2,526	507,474
	Y	管理費	96,000	36,267	59,733	96,000	22,650	73,350	96,000	28,014	67,986
		修繕積立金	96,000	0	96,000	96,000	0	96,000	96,000	0	96,000
	Z	管理費	96,000	42,763	53,237	96,000	42,113	53,887	96,000	10,864	85,136
		修繕積立金	96,000	0	96,000	96,000	0	96,000	96,000	4,818	91,182
	a	管理費	96,000	36,109	59,891	96,000	33,792	62,208	96,000	34,483	61,517
		修繕積立金	96,000	0	96,000	96,000	0	96,000	96,000	0	96,000
	e	管理費	72,000	37,333	34,667	96,000	12,126	83,874	96,000	24,913	71,087
		修繕積立金	72,000	0	72,000	96,000	0	96,000	96,000	990	95,010
	J	管理費	26,160,000	0	26,160,000	26,160,000	6,233,704	19,936,296	26,160,000	6,866,573	19,293,427
		修繕積立金	26,160,000	0	26,160,000	26,160,000	0	26,160,000	26,160,000	481,792	25,678,208
	本件各マンション計	計 (④)	71,556,000	2,817,344	68,738,656	71,604,000	7,578,183	64,025,817	71,604,000	28,788,388	42,815,612
		管理費	35,778,000	2,817,344	32,960,656	35,802,000	7,578,183	28,223,817	35,802,000	7,865,087	27,936,913
		修繕積立金	35,778,000	0	35,778,000	35,802,000	0	35,802,000	35,802,000	20,923,301	14,878,699
		内仮払消費税等 (⑤)	3,407,428			3,409,714			3,409,714		
		損金算入額 (⑥=④-⑤)	68,148,572			68,194,286			68,194,286		
	本件各マンション以外のマンション計 (⑦) (本件その他の管理費等) (注)2		2,186,880			6,813,174			5,860,961		
	「管理費」計 (⑧=④+⑦)		73,742,880			78,417,174			77,464,961		
		内仮払消費税等 (⑨)	3,511,565			3,734,151			3,688,807		

(注) 1 「業務費用等」には、修繕費を含む。

(注) 2 管理費等の明細については、別表11-2「原告Bの本件その他の管理費等の支払状況」を参照。

別表８－３ 原告Ｃが区分所有権を有するマンションの管理費等の運用状況

(単位：円)

勘定科目	マンション名	種別	平成１５年３月期			平成１６年３月期			平成１７年３月期		
			計上額	業務費用等 (注) １	剰余金	計上額	業務費用等 (注) １	剰余金	計上額	業務費用等 (注) １	剰余金
管理費	N	管理費	168,000	27,474	140,526	96,000	39,127	56,873	96,000	38,150	57,850
		修繕積立金	168,000	0	168,000	96,000	0	96,000	96,000	0	96,000
	O	管理費	21,798,000	1,125,760	20,672,240	12,456,000	2,273,733	10,182,267	12,456,000	1,833,775	10,622,225
		修繕積立金	21,798,000	0	21,798,000	12,456,000	0	12,456,000	12,456,000	0	12,456,000
	P	管理費	168,000	6,478	161,522	96,000	0	96,000	96,000	0	96,000
		修繕積立金	168,000	0	168,000	96,000	0	96,000	96,000	0	96,000
	Q	管理費	25,053,000	2,877,875	22,175,125	14,316,000	4,214,968	10,101,032	14,316,000	3,954,762	10,361,238
		修繕積立金	25,053,000	0	25,053,000	14,316,000	0	14,316,000	14,316,000	0	14,316,000
	R	管理費	9,733,500	797,512	8,935,988	5,562,000	1,611,592	3,950,408	5,562,000	1,516,053	4,045,947
		修繕積立金	9,733,500	0	9,733,500	5,562,000	0	5,562,000	5,562,000	0	5,562,000
	S	管理費	168,000	23,324	144,676	96,000	30,450	65,550	96,000	10,968	85,032
		修繕積立金	168,000	0	168,000	96,000	0	96,000	96,000	0	96,000
	T	管理費	31,101,000	924,454	30,176,546	17,772,000	1,482,815	16,289,185	17,772,000	1,536,496	16,235,504
		修繕積立金	31,101,000	0	31,101,000	17,772,000	0	17,772,000	17,772,000	0	17,772,000
	U	管理費	15,372,000	0	15,372,000	8,784,000	0	8,784,000	8,784,000	0	8,784,000
		修繕積立金	15,372,000	0	15,372,000	8,784,000	0	8,784,000	8,784,000	0	8,784,000
	V	管理費	30,177,000	1,829,188	28,347,812	17,046,000	2,442,376	14,603,624	17,172,000	2,558,398	14,613,602
		修繕積立金	30,177,000	0	30,177,000	17,046,000	0	17,046,000	17,172,000	0	17,172,000
	L	管理費	168,000	19,881	148,119	96,000	29,278	66,722	96,000	28,460	67,540
		修繕積立金	168,000	0	168,000	96,000	0	96,000	96,000	0	96,000
	W	管理費	23,352,000	2,040,003	21,311,997	13,344,000	3,809,988	9,534,012	13,344,000	3,687,604	9,656,396
		修繕積立金	23,352,000	0	23,352,000	13,344,000	0	13,344,000	13,344,000	0	13,344,000
	E	管理費	168,000	19,451	148,549	96,000	25,152	70,848	96,000	18,313	77,687
		修繕積立金	168,000	0	168,000	96,000	0	96,000	96,000	0	96,000

勘定科目	マンション名	種別	平成 1 5 年 3 月期			平成 1 6 年 3 月期			平成 1 7 年 3 月期		
			計上額	業務費用等 (注) 1	剰余金	計上額	業務費用等 (注) 1	剰余金	計上額	業務費用等 (注) 1	剰余金
管理費	X	管理費	168,000	24,621	143,379	96,000	33,594	62,406	96,000	32,973	63,027
		修繕積立金	168,000	0	168,000	96,000	0	96,000	96,000	0	96,000
	Y	管理費	13,135,500	1,388,304	11,747,196	7,506,000	2,550,089	4,955,911	7,506,000	2,324,947	5,181,053
		修繕積立金	13,135,500	0	13,135,500	7,506,000	0	7,506,000	7,506,000	0	7,506,000
	Z	管理費	8,988,000	1,619,919	7,368,081	5,136,000	2,335,405	2,800,595	5,136,000	1,382,096	3,753,904
		修繕積立金	8,988,000	0	8,988,000	5,136,000	0	5,136,000	5,136,000	0	5,136,000
	a	管理費	15,330,000	2,009,020	13,320,980	8,760,000	2,966,126	5,793,874	8,760,000	2,933,189	5,826,811
		修繕積立金	15,330,000	0	15,330,000	8,760,000	0	8,760,000	8,760,000	0	8,760,000
	b	管理費	20,832,000	2,295,625	18,536,375	19,353,000	4,155,340	15,197,660	20,796,000	4,066,103	16,729,897
		修繕積立金	20,832,000	0	20,832,000	19,353,000	0	19,353,000	20,796,000	0	20,796,000
	d	管理費	10,068,000	825,977	9,242,023	9,320,000	1,280,916	8,039,084	10,068,000	1,862,110	8,205,890
		修繕積立金	10,068,000	0	10,068,000	9,320,000	0	9,320,000	10,068,000	3,623,070	6,444,930
	e	管理費	12,320,000	565,136	11,754,864	6,720,000	1,770,803	4,949,197	6,720,000	1,881,455	4,838,545
		修繕積立金	12,320,000	0	12,320,000	6,720,000	0	6,720,000	6,720,000	0	6,720,000
	K	管理費	144,000	2,313	141,687	96,000	0	96,000	96,000	0	96,000
		修繕積立金	144,000	0	144,000	96,000	0	96,000	96,000	0	96,000
	J	管理費				132,000	29,771	102,229	132,000	35,077	96,923
		修繕積立金				132,000	0	132,000	132,000	0	132,000

勘定科目	マンション名	種別	平成15年9月期			平成16年9月期			平成17年9月期		
			計上額	業務費用等 (注)1	剰余金	計上額	業務費用等 (注)1	剰余金	計上額	業務費用等 (注)1	剰余金
管理費	本件各マンション計	計 (①)	476,824,000	18,422,315	458,401,685	293,758,000	31,081,523	262,676,477	298,392,000	33,323,999	265,068,001
		管理費	238,412,000	18,422,315	219,989,685	146,879,000	31,081,523	116,797,477	149,196,000	29,700,929	119,495,071
		修繕積立金	238,412,000	0	238,412,000	146,879,000	0	146,879,000	149,196,000	3,623,070	145,572,930
		内仮払消費税等 (②)	22,705,904			13,988,476			14,209,142		
		損金算入額 (③=①-②)	454,118,096			279,769,524			284,182,858		
	本件各マンション以外のマンション計 (④) (本件その他の管理費等) (注)2		34,877,434			39,445,248			32,262,131		
	「管理費」計 (⑤=①+④)		511,701,434			333,203,248			330,654,131		
		内仮払消費税額等 (⑥)	24,366,734			15,866,821			15,745,434		

(注) 1 「業務費用等」には、修繕費を含む。

(注) 2 管理費等の明細については、別表11-3「原告Cの本件その他の管理費等の支払状況」を参照。

別表８－４ 原告Dが区分所有権を有するマンションの管理費等の運用状況

(単位：円)

勘定科目	マンション名	種別	平成１５年９月期			平成１６年９月期			平成１７年９月期		
			計上額	業務費用等 (注) 1	剰余金	計上額	業務費用等 (注) 1	剰余金	計上額	業務費用等 (注) 1	剰余金
管理費	N	管理費	4,542,000	1,918,572	2,623,428	9,084,000	1,946,910	7,137,090	4,542,000	1,912,068	2,629,932
		修繕積立金	4,542,000	0	4,542,000	9,084,000	0	9,084,000	4,542,000	0	4,542,000
	O	管理費	96,000	11,861	84,139	192,000	10,665	181,335	96,000	16,139	79,861
		修繕積立金	96,000	0	96,000	192,000	0	192,000	96,000	2,859	93,141
	P	管理費	5,467,500	0	5,467,500	10,440,000	0	10,440,000	5,220,000	0	5,220,000
		修繕積立金	5,467,500	0	5,467,500	10,440,000	0	10,440,000	5,220,000	0	5,220,000
	Q	管理費	96,000	27,343	68,657	192,000	27,938	164,062	96,000	27,195	68,805
		修繕積立金	96,000	0	96,000	192,000	0	192,000	96,000	134,102	△38,102
	R	管理費	96,000	41,013	54,987	192,000	18,891	173,109	96,000	29,825	66,175
		修繕積立金	96,000	0	96,000	192,000	0	192,000	96,000	6,509	89,491
	S	管理費	96,000	38,214	57,786	192,000	16,542	175,458	96,000	10,933	85,067
		修繕積立金	96,000	0	96,000	192,000	0	192,000	96,000	320,224	△224,224
	T	管理費	96,000	13,742	82,258	192,000	2,959	189,031	96,000	8,592	87,408
		修繕積立金	96,000	0	96,000	192,000	0	192,000	96,000	0	96,000
	U	管理費	96,000	3,153	92,847	192,000	0	192,000	96,000	0	96,000
		修繕積立金	96,000	0	96,000	192,000	0	192,000	96,000	0	96,000
	V	管理費	96,000	15,925	80,075	192,000	16,505	175,495	96,000	16,419	79,581
		修繕積立金	96,000	0	96,000	192,000	0	192,000	96,000	24,448	71,552
	L	管理費	12,810,000	3,652,951	9,157,049	25,620,000	3,531,326	22,088,674	12,810,000	3,555,909	9,254,091
		修繕積立金	12,810,000	0	12,810,000	25,620,000	0	25,620,000	12,810,000	3,348,091	9,461,909
	W	管理費	96,000	27,734	68,266	192,000	27,985	164,015	96,000	28,958	67,042
		修繕積立金	96,000	0	96,000	192,000	0	192,000	96,000	7,451	88,549
	E	管理費	10,560,000	3,558,086	7,001,914	21,120,000	2,005,779	19,114,221	0	1,008,368	△1,008,368
		修繕積立金	10,560,000	0	10,560,000	21,120,000	0	21,120,000	0	391,293	△391,293

勘定科目	マンション名	種別	平成15年9月期			平成16年9月期			平成17年9月期		
			計上額	業務費用等 (注)1	剰余金	計上額	業務費用等 (注)1	剰余金	計上額	業務費用等 (注)1	剰余金
管理費	X	管理費	8,598,000	2,943,381	5,654,619	17,196,000	2,961,155	14,234,845	8,598,000	2,918,877	5,679,123
		修繕積立金	8,598,000	0	8,598,000	17,196,000	0	17,196,000	8,598,000	221,747	8,376,253
	Y	管理費	96,000	37,509	58,491	192,000	23,425	168,575	96,000	28,973	67,027
		修繕積立金	96,000	0	96,000	192,000	0	192,000	96,000	0	96,000
	Z	管理費	96,000	42,763	53,237	192,000	42,113	149,887	96,000	10,864	85,136
		修繕積立金	96,000	0	96,000	192,000	0	192,000	96,000	4,818	91,182
	a	管理費	96,000	36,109	59,891	192,000	33,792	158,208	96,000	34,483	61,517
		修繕積立金	96,000	0	96,000	192,000	0	192,000	96,000	0	96,000
	b	管理費	278,000	28,096	249,904	142,000	13,947	128,053	132,000	23,375	108,625
		修繕積立金	278,000	0	278,000	142,000	0	142,000	132,000	2,877	129,123
	d	管理費	192,000	32,306	159,694	384,000	15,205	368,795	192,000	34,734	157,266
		修繕積立金	192,000	0	192,000	384,000	0	384,000	192,000	96,713	95,287
	e	管理費	0	37,333	△37,333	192,000	12,126	179,874	96,000	24,913	71,087
		修繕積立金	0	0	0	192,000	0	192,000	96,000	990	95,010
	K	管理費	96,000	0	96,000	192,000	0	192,000	96,000	0	96,000
		修繕積立金	96,000	0	96,000	192,000	0	192,000	96,000	0	96,000
	J	管理費	366,000	14,429	351,571	1,464,000	31,537	1,432,463	732,000	34,794	697,206
		修繕積立金	366,000	0	366,000	1,464,000	0	1,464,000	732,000	2,441	729,559

勘定科目	マンション名	種別	平成15年9月期			平成16年9月期			平成17年9月期		
			計上額	業務費用等 (注)1	剰余金	計上額	業務費用等 (注)1	剰余金	計上額	業務費用等 (注)1	剰余金
管理費	本件各マンション計	計 (①)	87,931,000	12,480,520	75,450,480	175,892,000	10,738,810	165,153,190	66,948,000	14,289,982	52,658,018
		管理費	43,965,500	12,480,520	31,484,980	87,946,000	10,738,810	77,207,190	33,474,000	9,725,419	23,748,581
		修繕積立金	43,965,500	0	43,965,500	87,946,000	0	87,946,000	33,474,000	4,564,563	28,909,437
		内仮払消費税等 (②)	4,187,190			8,375,809			3,188,000		
		損金算入額 (③=①-②)	83,743,810			167,516,191			63,760,000		
	本件各マンション以外のマンション計 (④) (本件その他の管理費等) (注)2		748,110			1,312,080			689,040		
	「管理費」計 (⑤=①+④)		88,679,110			177,204,080			67,637,040		
		内仮払消費税額等 (⑥)	4,222,814			8,438,289			3,220,811		

(注) 1 「業務費用等」には、修繕費を含む。

(注) 2 管理費等の明細については、別表11-4「原告Dの本件その他の管理費等の支払状況」を参照。

別表 9 - 1

区分所有者の管理費等の収支状況

番号	マンション名	平成14年7月～平成15年6月										
		D	B	C	A	合計	組合収入額	管理費等支出額	次期繰越金合計	前受金	計	預け金計
1	N	9,084,000	192,000	192,000	0	9,468,000	9,468,000	1,966,461	7,501,547	3,314,224	10,815,771	9,500,000
2	O	144,000	144,000	25,008,000	0	25,296,000	25,296,000	3,396,319	23,733,193	19,825,852	43,559,045	41,000,000
3	P	10,440,000	2,004,000	192,000	0	12,636,000	12,636,000	2,064,087	11,947,682	3,616,612	15,564,294	11,500,000
4	Q	192,000	192,000	28,632,000	0	29,016,000	29,016,000	4,048,975	24,982,198	22,660,813	47,643,011	47,000,000
5	R	192,000	192,000	11,124,00	0	11,508,000	11,508,000	2,178,189	9,932,827	9,418,053	19,350,880	18,000,000
6	S	192,000	13,764,000	192,000	0	14,148,000	14,148,000	2,453,352	11,962,022	4,608,631	16,570,653	15,000,000
7	T	192,000	192,000	35,544,000	0	35,928,000	35,928,000	4,752,361	35,836,907	28,962,689	64,799,596	59,000,000
8	U	192,000	192,000	17,568,000	0	17,952,000	17,952,000	2,854,527	18,871,473	15,790,503	34,661,976	29,000,000
9	V	192,000	192,000	34,344,000	0	34,728,000	34,728,000	4,391,368	32,288,741	28,100,095	60,388,836	57,000,000
10	L	25,620,000		192,000	552,000	26,364,000	26,364,000	3,715,814	22,796,829	7,594,402	30,391,231	29,500,000
11	W	192,000	192,000	26,688,000	0	27,072,000	27,072,000	3,855,047	23,963,219	21,852,775	45,815,994	44,000,000
※12	E	21,120,000	192,000	192,000	0	21,504,000	21,504,000	3,565,625	18,539,885	6,607,918	25,147,803	24,000,000
13	X	16,989,000	1,227,000	192,000	0	18,408,000	18,408,000	2,950,603	15,457,409	5,616,965	21,074,374	20,000,000
14	Y	192,000	192,000	15,012,000	0	15,396,000	15,396,000	3,025,404	12,973,611	12,459,570	25,433,181	24,000,000
15	Z	192,000	192,000	10,272,000	0	10,656,000	10,656,000	2,333,895	8,334,986	8,631,017	16,966,003	16,000,000
16	a	192,000	192,000	17,520,000	0	17,904,000	17,904,000	3,045,900	15,005,111	14,249,928	29,255,039	28,000,000
		平成14年2月～平成15年1月										
17	b	336,000	0	41,520,000	0	41,856,000	41,856,000	4,891,384	38,644,620	15,201,443	53,846,053	51,000,000
		平成14年4月～平成15年3月										
18	d	384,000	—	20,136,000	0	20,520,000	20,520,000	3,061,256	19,138,770	23,426,167	42,564,937	41,000,000
		平成14年6月～平成15年5月										
19	e	192,000	192,000	13,440,000	0	13,824,000	13,824,000	2,796,341	12,190,689	13,028,302	25,218,991	24,000,000
		平成14年10月～平成15年9月										
20	K	192,000		192,000	12,288,000	12,672,000	12,672,000	2,376,407	13,485,686	1,119,000	14,604,585	13,000,000
合計		35,421,000	19,443,000	298,152,000	12,840,000	416,856,000	416,856,000	63,723,815	377,587,405	266,084,959	643,672,364	601,500,000

※1 番号17～番号20は、番号1～16までと管理組合の会計期間が異なるため、平成15年中に決算期が到来したものを合計した。

2 「前受金」欄には、未払金、預り資金を含む。

別表 9 - 2

区分所有者の管理費等の収支状況

番号	マンション名	平成15年7月～平成16年6月										
		D	B	C	A	合計	組合収入額	管理費等支出額	次期繰越金合計	前受金	計	預け金計
1	N	9,084,000	192,000	192,000	0	9,468,000	9,468,000	2,024,742	14,944,617	2,463,000	17,407,817	16,900,000
2	O	192,000	192,000	24,912,000	0	25,295,000	25,295,000	3,598,834	46,754,974	18,780,000	65,534,974	64,400,000
3	P	12,252,000	192,000	192,000	0	12,636,000	12,636,000	2,211,025	23,778,656	4,851,128	28,629,784	27,000,000
4	Q	192,000	192,000	28,632,000	0	29,016,000	29,016,000	4,204,480	49,808,733	21,570,000	71,378,733	70,900,000
5	R	192,000	192,000	11,124,000	0	11,508,000	11,508,000	2,222,149	19,821,693	8,589,000	28,410,593	27,900,000
6	S	192,000	13,764,000	192,000	0	14,148,000	14,148,000	2,524,464	24,381,993	4,204,800	28,586,793	27,500,000
7	T	192,000	192,000	35,544,000	0	35,928,000	35,928,000	4,976,619	69,988,567	28,067,235	98,055,802	97,500,000
8	U	192,000	192,000	17,568,000	0	17,952,000	17,952,000	2,940,274	37,159,118	14,832,000	51,991,118	51,200,000
9	V	192,000	192,000	34,344,000	0	34,728,000	34,728,000	4,563,854	64,369,904	26,846,400	91,216,304	90,400,000
10	L	25,620,000	0	192,000	552,000	26,364,000	26,364,000	3,903,356	45,405,987	7,027,650	52,433,637	51,900,000
11	W	192,000	192,000	26,688,000	0	27,072,000	27,072,000	3,989,878	47,204,361	24,552,000	71,756,361	71,200,000
※12	E	21,120,000	192,000	192,000	0	21,504,000	21,504,000	3,219,847	37,428,031	5,622,000	43,050,031	42,500,000
13	X	17,196,000	1,020,000	192,000	0	18,408,000	18,408,000	3,030,064	30,835,361	4,698,000	35,533,361	35,000,000
14	Y	192,000	192,000	15,012,000	0	15,396,000	15,396,000	3,129,797	25,842,830	11,505,000	37,347,830	36,400,000
15	Z	192,000	192,000	10,272,000	0	10,656,000	10,656,000	2,451,807	16,551,192	7,815,120	24,366,312	23,900,000
16	a	192,000	192,000	17,520,000	0	17,904,000	17,904,000	3,201,910	29,842,215	13,266,000	43,108,215	42,600,000
		平成15年2月～平成16年1月										
17	b	264,000	0	41,592,000	0	41,856,000	41,856,000	5,938,913	76,327,317	12,926,224	89,253,541	85,000,000
		平成15年4月～平成16年3月										
18	d	384,000	0	20,136,000	0	20,520,000	20,520,000	3,623,749	37,754,200	22,843,228	60,597,428	59,500,000
		平成15年6月～平成16年5月										
19	e	192,000	192,000	13,440,000	0	13,824,000	13,824,000	3,155,678	24,103,640	13,289,440	37,393,060	36,000,000
		平成15年10月～平成16年9月										
20	K	192,000	0	192,000	12,288,000	12,672,000	12,672,000	2,803,070	26,344,133	2,228,790	28,572,923	27,600,000
		平成15年4月～平成16年3月										
21	J	1,464,000	52,320,000	264,000	0	54,048,000	54,048,000	6,494,684	47,933,152	30,070,330	78,003,482	76,000,000
合計		89,880,000	69,792,000	298,392,000	12,840,000	470,904,000	470,904,000	74,309,194	796,580,874	286,047,345	1,082,628,219	1,061,300,000

※1 番号17～番号21は、番号1～16までと管理組合の会計期間が異なるため、平成15年中に決算期が到来したものを合計した。

2 「前受金」欄には、未払金、預り資金を含む。

別表 9－3

区分所有者の管理費等の収支状況

番号	マンション名	平成16年7月～平成17年6月										
		D	B	C	A	合計	組合収入額	管理費等支出額	次期繰越金合計	前受金	計	預け金計
1	N	9,084,000	192,000	192,000	0	9,468,000	9,468,000	1,990,018	22,435,248	2,483,040	24,918,288	24,400,000
2	O	192,000	192,000	24,912,000	0	25,296,000	25,296,000	3,667,208	69,497,111	20,390,000	89,887,111	89,400,000
3	P	10,440,000	2,004,000	192,000	0	12,636,000	12,636,000	2,134,746	35,644,285	3,591,600	39,235,885	39,000,000
4	Q	192,000	192,000	28,632,000	0	29,016,000	29,016,000	18,050,519	60,807,858	31,299,300	92,107,158	91,500,000
5	R	192,000	192,000	11,124,000	0	11,508,000	11,508,000	2,559,726	29,386,697	8,589,000	37,975,697	37,400,000
6	S	192,000	13,764,000	192,000	0	14,148,000	14,148,000	22,167,367	18,264,054	15,908,100	34,172,154	33,800,000
7	T	192,000	192,000	35,544,000	0	35,928,000	35,928,000	4,749,868	104,390,383	28,014,000	132,404,383	132,000,000
8	U	192,000	192,000	17,568,000	0	17,952,000	17,952,000	2,869,966	55,777,303	14,834,415	70,611,718	70,200,000
9	V	192,000	192,000	34,344,000	0	34,728,000	34,728,000	7,754,170	93,267,081	29,872,500	123,139,581	122,900,000
10	L	25,620,000	0	192,000	552,000	26,364,000	26,364,000	7,238,005	64,686,827	10,405,500	75,092,327	74,400,000
11	W	192,000	192,000	26,688,000	0	27,072,000	27,072,000	4,912,663	69,515,519	24,552,000	94,067,519	93,700,000
※12	E	21,120,000	192,000	192,000	0	21,504,000	21,504,000	3,693,617	57,044,907	5,841,000	63,885,907	63,000,000
13	X	17,196,000	1,020,000	192,000	0	18,408,000	18,408,000	3,212,903	46,045,436	4,866,000	50,911,436	50,500,000
14	Y	192,000	192,000	15,012,000	0	15,396,000	15,396,000	3,015,061	38,855,144	11,505,000	50,360,144	49,900,000
15	Z	192,000	192,000	10,272,000	0	10,656,000	10,656,000	2,536,580	25,077,624	8,583,150	34,660,774	33,900,000
16	a	192,000	192,000	17,520,000	0	17,904,000	17,904,000	3,125,019	44,774,539	13,291,040	58,065,579	57,600,000
		平成16年2月～平成17年1月										
17	b	264,000	0	41,592,000	0	41,856,000	41,856,000	5,787,052	114,128,785	10,032,208	124,160,993	123,600,000
		平成15年4月～平成17年3月										
18	d	384,000	0	20,136,000	0	20,520,000	20,520,000	7,299,817	52,687,728	25,191,050	77,878,778	76,800,000
		平成16年6月～平成17年5月										
19	e	192,000	192,000	13,440,000	0	13,824,000	13,824,000	3,096,801	36,060,818	12,232,614	48,293,432	47,300,000
		平成16年10月～平成17年9月										
20	K	192,000	0	192,000	12,288,000	12,672,000	12,672,000	2,774,507	36,241,626	2,228,790	38,470,416	40,600,000
		平成16年4月～平成17年3月										
21	J	1,464,000	52,320,000	264,000	0	54,048,000	54,048,000	7,394,679	94,988,659	29,485,022	124,473,681	123,800,000
合計		88,068,000	71,604,000	298,392,000	12,840,000	470,904,000	470,904,000	120,030,292	1,170,577,632	314,195,329	1,484,772,961	1,425,700,000

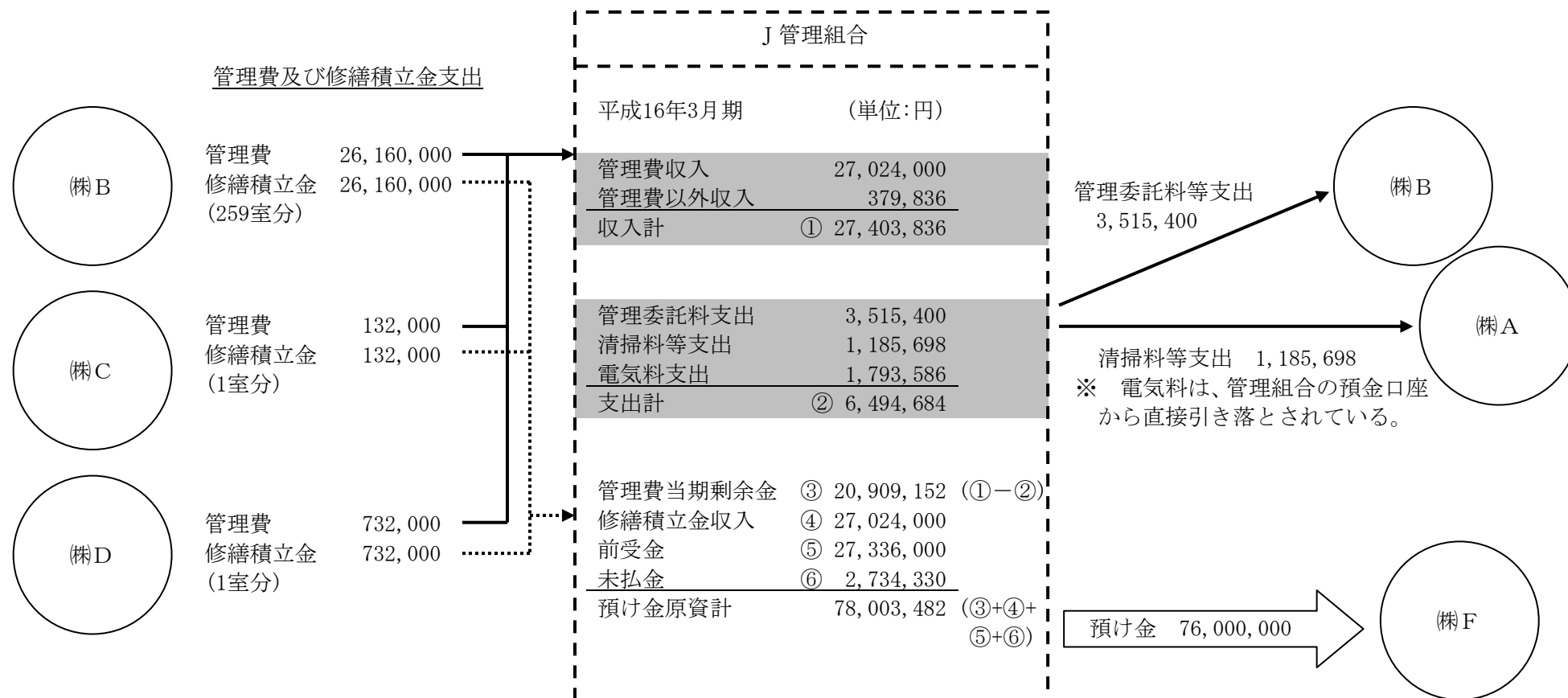
※1 番号17～番号21は、番号1～16までと管理組合の会計期間が異なるため、平成17年中に決算期が到来したものを合計した。

2 Kの管理組合は決算書を作成していないことから、「原告D」欄から「管理費等支出額」欄は調査額により、「次期繰越金合計」欄及び「預け金計」欄は管理組合の前会計期間の実績を基に記載し、「前受金」欄は前会計期間の実績を記載した。

3 「前受金」欄には、未払金、預り資金を含む。

別表 1 0 本件管理費等の資金の流れ図

例 J 管理組合



別表 1 1－1 原告Aの本件その他の管理費等の支払状況

(単位：円)

マンション名	平成15年3月期	平成16年3月期	平成17年3月期
			107,662
		276,775	158,400
		138,160	224,840
		1,554,000	796,800
計		1,968,935	1,287,702

別表 1 1－2 原告Bの本件その他の管理費等の支払状況

(単位：円)

マンション名	平成15年9月期	平成16年9月期	平成17年9月期
	454,000	852,000	852,000
	304,800	253,200	210,000
		4,682,694	3,674,681
			99,000
	39,200	596,400	596,400
	960,000		
	428,880	428,880	428,880
計	2,186,880	6,813,174	5,860,961

別表 1 1－4 原告Dの本件その他の管理費等の支払状況

(単位：円)

マンション名	平成15年9月期	平成16年9月期	平成17年9月期
	360,360	480,480	336,600
			33,000
	79,200	158,400	79,200
	308,550	673,200	240,240
計	748,110	1,312,080	689,040

別表 1 1 - 3 原告Cの本件その他の管理費等の支払状況

(単位：円)

マンション名	平成15年3月期	平成16年3月期	平成17年3月期
	244,224	488,488	
	432,000	432,000	432,000
	195,000		
	180,000		
	198,720	380,880	216,120
	538,560	855,090	436,320
	254,880	254,880	254,880
	142,560	294,080	
	12,960		
	302,400	579,600	302,400
	976,800	1,016,400	976,800
	189,600	189,600	189,600
	212,400	424,800	212,400
	217,200	217,200	
	142,800	142,800	142,800
	142,800		
	639,960	1,226,590	639,960
	158,500	278,400	139,200
	341,400	682,800	341,400
	577,680	888,820	657,120
	366,000	644,000	396,200
	198,000	198,000	252,000
	62,200		
	706,840	1,434,600	746,400
	212,300	443,900	231,600
	118,800	118,800	134,550
	929,200	40,400	484,800
	585,360	1,121,940	585,360
	215,880	413,770	262,410
	150,000	132,000	235,200
	228,240	437,460	228,240
	113,100	113,100	113,100
		316,400	260,400
	1,408,750	735,000	735,000
	172,800	345,600	172,800
	300,000	1,362,280	469,560
	122,400	148,800	151,200
	235,200	470,400	235,200
	68,400	204,790	
			105,600
	339,840	339,840	342,240
	131,040	131,040	151,200
	160,800	486,240	160,800

マンション名	平成15年3月期	平成16年3月期	平成17年3月期
	213,400	145,200	145,200
	175,200	175,200	175,200
	369,600	369,600	487,200
	118,800	118,800	118,800
	1,628,400	1,508,400	1,388,400
	990,000	990,000	990,000
	149,800	321,600	160,800
	199,200	398,400	199,200
	468,840	468,840	468,840
	2,293,200	2,053,200	2,173,200
	158,000	152,000	156,000
	198,000	396,000	198,000
	260,400		
	792,000	792,000	792,000
	328,800		
			244,224
	328,800	328,800	328,800
	367,680	735,360	367,680
	95,280	190,560	95,280
	346,200	692,400	346,200
	151,620	410,880	256,200
	476,200	376,200	521,550
	475,200	475,200	475,200
		264,000	
	211,200	211,200	211,200
	1,942,000	1,827,600	1,827,600
	252,300	92,400	92,400
	210,600	210,600	210,600
	780,000	660,000	660,000
	772,800	700,800	700,800
	1,380,600	694,800	1,457,800
	438,000	198,000	198,000
	163,800	258,300	239,400
	462,000	462,000	462,000
	541,200	541,200	541,200
	396,000	396,000	396,000
	760,800	760,800	760,800
	560,640	1,074,560	560,640
	723,600	303,600	1,143,600
	993,600	693,600	813,600
	242,400	242,400	256,800
	633,600	880,000	319,600
(過払い分)	△67,920	△120,000	△72,743
計 (85棟)	34,877,434	39,445,248	32,262,131

別表 1 2 原告Dの平成 1 7 年 9 月課税期間における課税売上割合の変動

(単位：円、%)

項目	項番	資産の譲渡等 A	課税資産の譲渡等 B	課税売上割合 $B \div A$
申告額	①	2,332,815,326	705,493,275	30.2421399
本件譲渡の売却収入	②	504,957,808		
うち建物に係るもの			260,843,855	
固定資産税負担金	③	2,601,799		
建物に係るもの			2,198,389	
本件譲渡に係る対価の額否認後の額 (①－②－③)	④	1,825,255,719	442,451,031	24.2404955

(注) 1 表中の金額は、いずれも税抜金額である。

2 乙ニ第 2 号証及び甲ニ第 1 2 号証を基に作成した。

別表 1 3 ・ 1 4 省略